建築確認申請

申請書作成ツール

操作マニュアル

ご注意

1. このソフトウェアおよびマニュアルの一部または全部を無断で使用、複製することはできません。
2. このソフトウェアおよびマニュアルは、本製品の契約範囲でのみ使用することができます。
3. このソフトウェアの仕様、およびマニュアルに記載されている事項は、将来変更することがあります。

MS、Microsoft、Windows、Microsoft Excel は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

その他、記載されている会社名、製品名は、各社の登録商標または商標です。

本マニュアルは、建築確認申請書作成ツールの操作方法について記載しています。
本マニュアルは、Windows の操作を既にご存知の方を対象として作成しています。

目次

操作マニュアルについて 1

第 1 部　利用開始 2

1.1.　利用環境 3
1.1.1.　必須条件 3
1.1.2.　推奨条件 3
1.2.　ツールの概要 4
1.3.　起動と終了 5
1.3.1.　ツールを起動する 5
1.4.　メインメニュー 8
1.5.　オプション設定 11
1.5.1.　物件データ保存先 12
1.5.2.　申請ファイル出力先 13
1.5.3.　検査機関 14
1.5.4.　郵便番号データ取込 15
1.5.5.　お知らせ表示設定 16
1.5.6.　物件ロック解除 17
1.5.7.　委任状本文 18
1.6.　バージョン情報 19

第 2 部　申請書の作成 20

2.1.　申請書を作成する 21
2.1.1.　新規物件の申請書を作成する 21
2.1.2.　既存物件の申請書を作成する 24
2.1.3.　物件名を変更する 28
2.1.4.　申請書をエクスポートする 29
2.1.5.　申請書をインポートする 32
2.2.　「申請書作成」画面の共通機能 37
2.2.1.　入力補助に関する共通機能（1：日付入力） 39
2.2.2.　入力補助に関する共通機能（2：住所入力） 40

2.2.3. 入力補助に関する共通機能（3：用途区分選択） 41
2.2.4. 入力補助に関する共通機能（4：特定工程マスタ） 43
2.2.5. 「書面申請書等作成」ダイアログ 44
2.2.6. 「電子申請書等作成」ダイアログ 46
2.2.7. 「整合性チェック」ダイアログ 48
2.2.8. 「申請書データ読込」ダイアログ 50
2.2.9. 「マスタ参照」ダイアログ 60
2.2.10. 「マスタ登録」ダイアログ 62
2.2.11. 委任状の作成 65
2.3. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（建築物）の作成 67
2.3.1. 作成の概要 67
2.3.2. 入力画面の概要 71
2.3.3. 入力画面の概要（建築計画概要書） 100
2.3.4. 申請書の作成手順 103
2.4. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（昇降機）の作成 106
2.4.1. 作成の概要 106
2.4.2. 入力画面の概要 109
2.5. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（工作物）の作成 117
2.5.1. 作成の概要 117
2.5.2. 入力画面の概要 120
2.6. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（工作物 2）の作成 126
2.6.1. 作成の概要 126
2.6.2. 入力画面の概要 129
2.6.3. 入力画面の概要（築造計画概要書） 136
2.7. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）の作成 138
2.7.1. 作成の概要 138
2.7.2. 入力画面の概要 141
2.8. 中間検査申請書/特定工程工事終了通知書の作成 147
2.8.1. 作成の概要 147
2.8.2. 入力画面の概要 150
2.9. 完了検査申請書/工事完了通知書の作成 163
2.9.1. 作成の概要 163
2.9.2. 入力画面の概要 166
2.10. 仮使用認定申請書の作成 177
2.10.1. 作成の概要 177

2.10.2. 入力画面の概要 180
第 3 部 申請書の管理 186
3.1. 申請書の選択 187
3.1.1. 物件の検索を行う 187
3.1.2. 申請書を管理する 189
第 4 部 マスタ設定 191
4.1. マスタ設定の概要 192
4.1.1. マスタ設定を行う 192
4.1.2. マスタエクスポートを行う 196
4.1.3. マスタインポートを行う 198
第 5 部 お知らせ情報の表示 201
5.1. お知らせ情報の表示 202
5.1.1. 「お知らせ」画面を表示する 202

操作マニュアルについて

本マニュアルは、建築確認申請書作成ツールの操作方法について説明しています。

記号について

本マニュアルに記載されている記号には、以下のような意味があります。

記号	意味
	操作に関する注意について説明しています。
	操作に関するポイントについて説明しています。
	画面の入力や選択する項目等を指します。

第1部　利用開始

1.1. 利用環境

建築確認申請書作成ツールをご利用いただく際の利用環境です。内容をご確認の上ご利用ください。

1.1.1. 必須条件

OS	: Windows 10、Windows 11
ランタイム	: .NET Framework 4



・ OS およびランタイムは Microsoft Update による最新のセキュリティ・パッチを適用してください。
なお、Microsoft Update による最新のセキュリティ・パッチの適用に関しては、必ずシステム管理者の方にご相談のうえ、設定を行ってください。

1.1.2. 推奨条件

CPU スペック	: Pentium4 プロセッサ（2.4GHz）以上
画面解像度	: 1024 × 768 pixel（XGA）以上
メモリ	: 1GByte 以上
ネットワーク（LAN）	: 100Base 以上



・ 推奨値を下回る利用環境の場合、システムの利用効率が低下する場合があります。

1.2. ツールの概要

本ツールは、日本 ERI 株式会社（以下、日本 ERI）に提出して頂く、建築確認申請に伴う各種申請書類を作成するためのソフトウェアです。

確認申請書類（「確認申請書」「計画変更確認申請書」「中間検査申請書」「完了検査申請書」「仮使用認定申請書」）、計画通知書類（「計画通知書」「変更計画通知書」「特定工程工事終了通知書」「工事完了通知書」「仮使用認定申請書」）、及びそれに付随する書類（「建築計画概要書」「築造計画概要書」「建築工事届」「委任状」）を作成できます。

本ツールでは、同一物件の「建築物」、「昇降機」、「工作物」「工作物２」「昇降機以外の建築設備」を物件単位で管理する方式を採用しており、各面の情報を複写して利用することもできますので、効率的に書類を作成することができます。

また、他物件や性能評価物件、旧作成プログラムによる Excel ファイルの FD 申請データ、本ツールによるエクスポートファイル、および本ツールによる申請ファイルを読み込むことができますので、これまでの申請書情報を活用することができます。

1.3. 起動と終了

建築確認申請書作成ツールの起動と終了を行います。

1.3.1. ツールを起動する

1. ランチャープログラムを起動します。

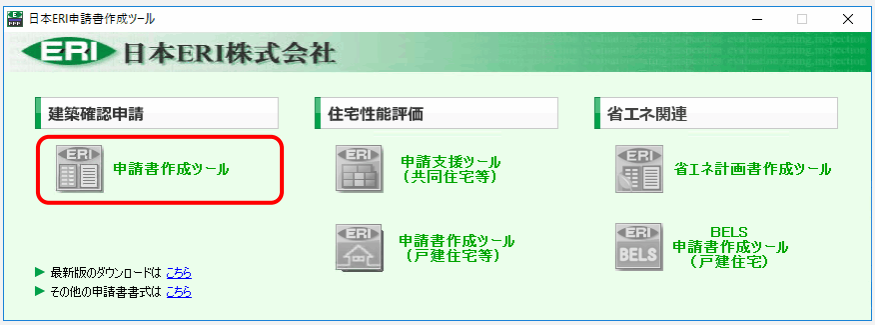


2. 「申請書作成ツール」ボタンをクリックします。

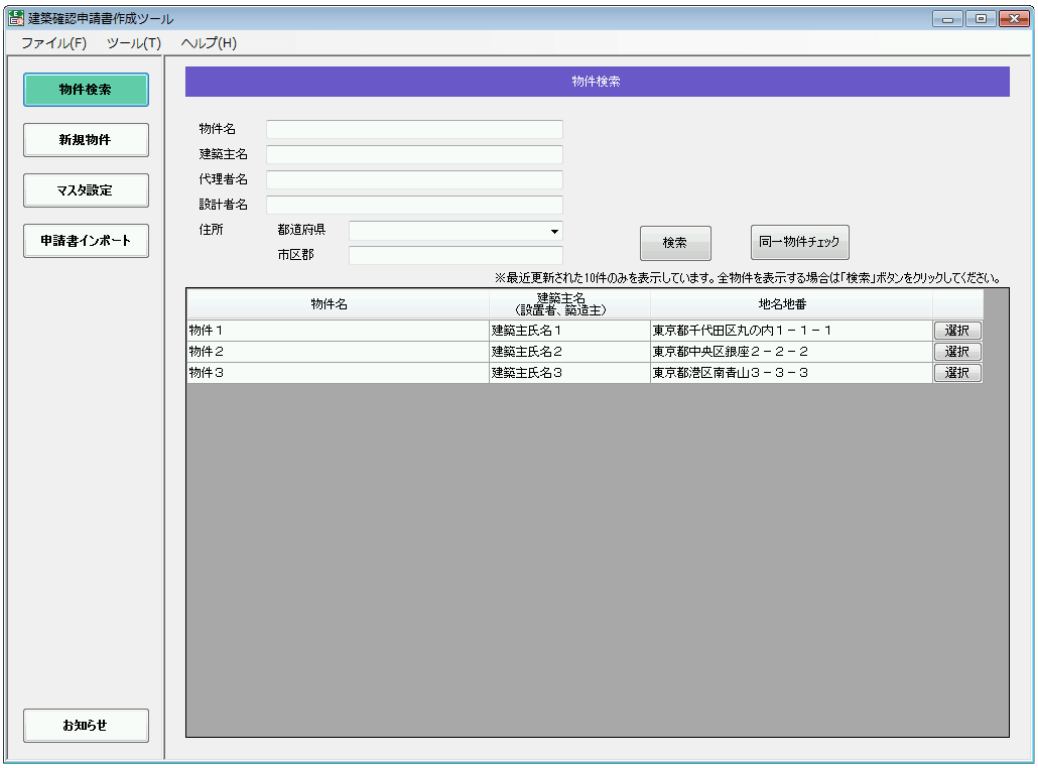




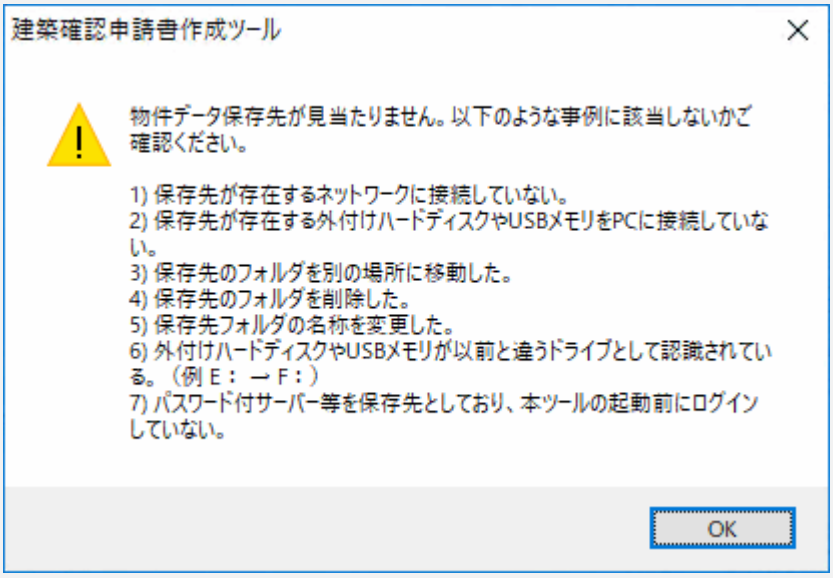
・ 建築確認申請書作成ツールがインストールされていない場合、「申請書作成ツール」ボタンは使用できません。

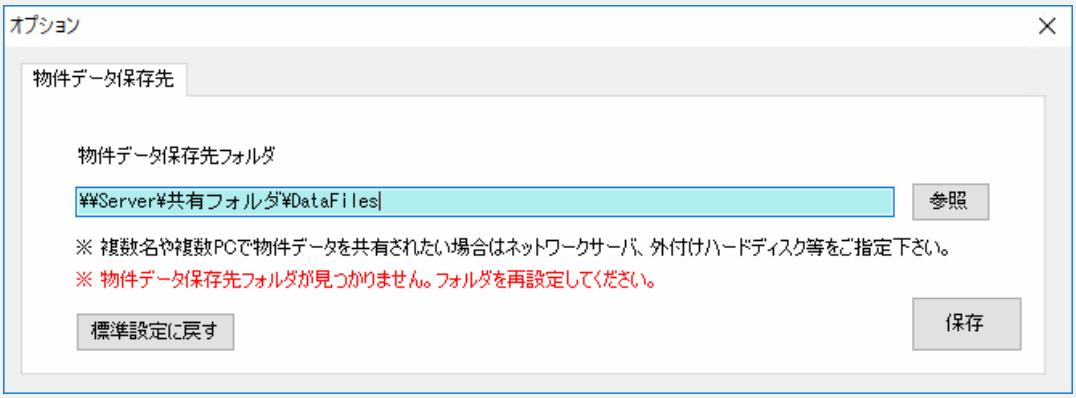


3. 建築確認申請書作成ツールが起動されます。



・ 建築確認申請書作成ツールの起動時に、物件データ保存先フォルダにアクセスができない場合、以下のエラーメッセージが表示され、「物件データ保存先」ダイアログが表示されます。物件データ保存先フォルダを再設定するか、指定のフォルダへのアクセス設定を確認したうえで、建築確認申請書作成ツールの再起動を行ってください。



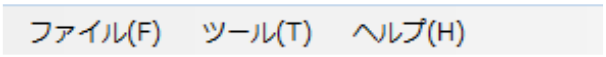


1.4. メインメニュー

建築確認申請書作成ツールのメインメニューについて記載します。

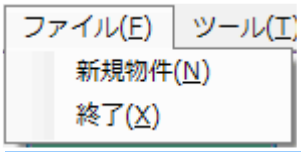


メニューバー



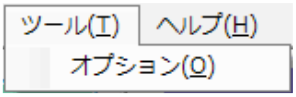
各項目をクリックすると、以下のドロップダウンメニューが表示されます。

ファイルメニュー



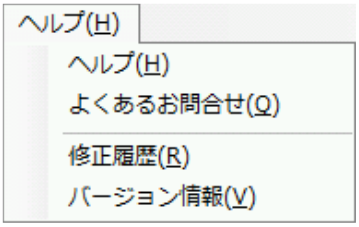
項目	説明
新規物件	「申請書新規作成」ダイアログが表示されます。
終了	建築確認申請書作成ツールが終了されます。

ツールメニュー



項目	説明
オプション	「オプション設定」ダイアログが表示されます。

ヘルプメニュー



項目	説明
ヘルプ	操作マニュアルが PDF ファイルで表示されます。
よくあるお問合せ	よくあるお問合せが PDF ファイルで表示されます。 ※インターネットに接続している必要があります。
修正履歴	修正履歴が PDF ファイルで表示されます。 ※インターネットに接続している必要があります。
バージョン情報	建築確認申請書作成ツールのバージョン情報が表示されます。

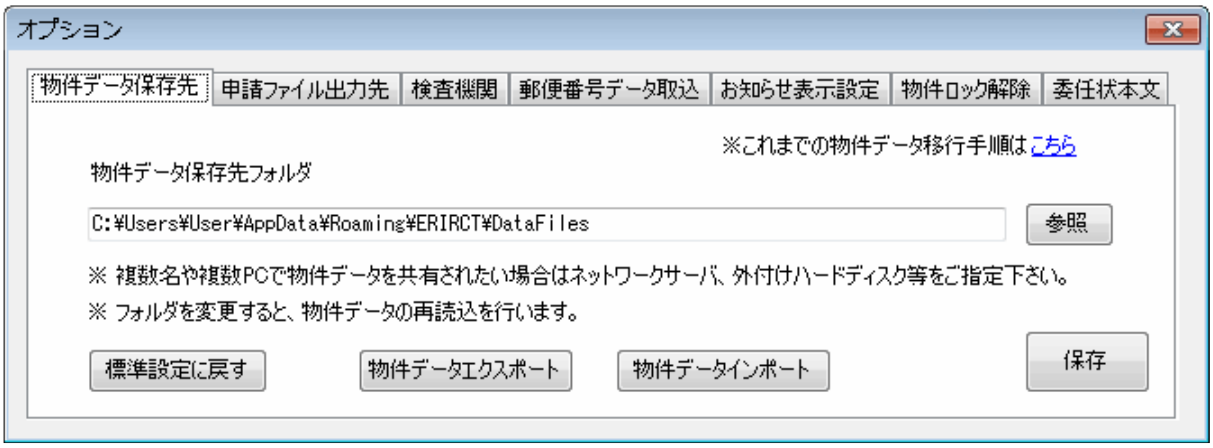
メインメニュー



項目	説明
物件検索	「物件検索」画面が表示されます。
新規物件	「申請書新規作成」ダイアログが表示されます。
マスタ設定	「マスタ設定」画面が表示されます。
申請書インポート	「申請書インポート」ダイアログが表示されます。
お知らせ	「お知らせ」画面が表示されます。 「オプション設定」ダイアログの「お知らせ設定」画面で設定された表示対象データの日数以内に該当する検査情報が表示されます。

1.5. オプション設定

建築確認申請書作成ツールの各種設定を行います。

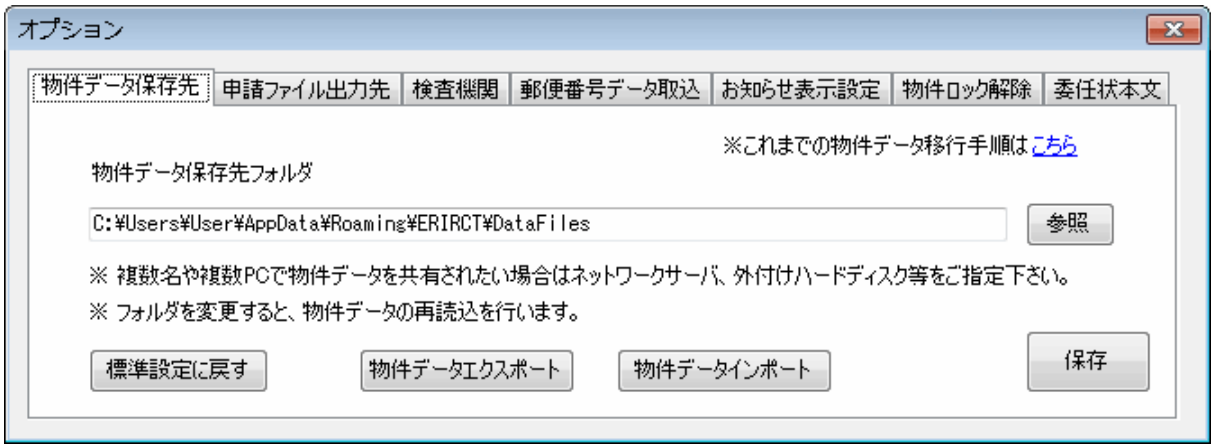


タブ項目

項目	説明
物件データ保存先	物件データを保存するフォルダを設定します。
申請ファイル出力先	申請ファイルを作成した際の出力先フォルダを設定します。
検査機関	申請書の検査機関名とその代表者名を設定します。
郵便番号データ取込	郵便番号および住所を検索する際に使用する CSV ファイルを取り込みます。
お知らせ表示設定	お知らせ機能で中間検査および完了検査の予定表示を行う際の期間を設定します。
物件ロック解除	複数ユーザーで物件データを共有している際に、現在編集中の物件のロックを解除して、他のユーザーが編集できるようにします。
委任状本文	委任状に記載する本文を変更します。

1.5.1. 物件データ保存先

物件データを保存するフォルダを設定します。



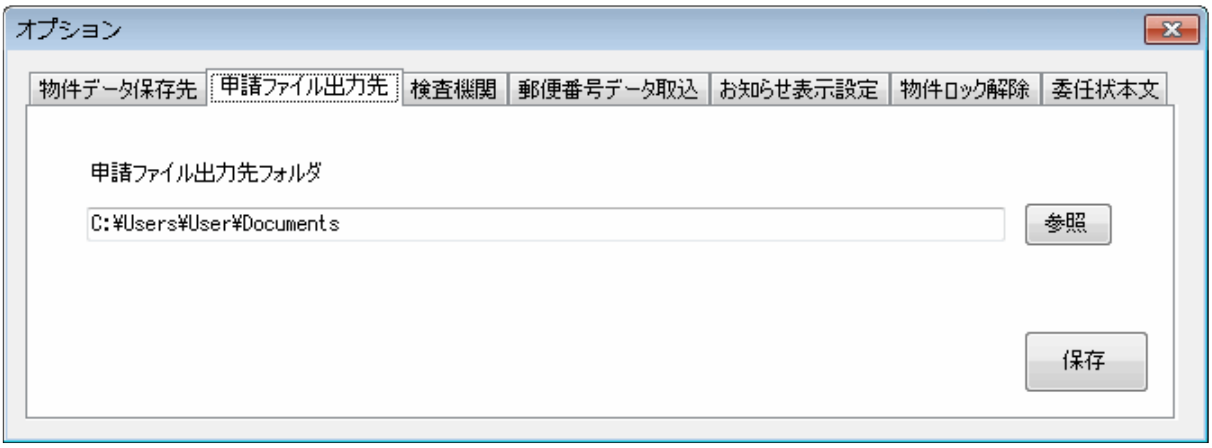
入力補助機能・操作項目

項目	説明
物件データ保存先フォルダ	物件データを保存するフォルダのパスを入力します。
参照	フォルダ参照ダイアログが表示されます。 物件データを保存するフォルダを選択します。
保存	入力または参照した保存先フォルダがアプリケーション設定として保存されます。
標準設定に戻す	物件データ保存先フォルダに標準設定のフォルダを指定します。 設定を保存する場合は保存ボタンをクリックします。
物件データエクスポート	物件データ全体を外部ファイルにエクスポートします。
物件データインポート	エクスポートした物件データを既存の物件に追加するかたちでインポートします。インポートの結果、同一名称の物件が複数ある場合は、別ダイアログに該当の物件が表示されます。

- 物件データ保存先フォルダにネットワークサーバ、外付けハードディスク等を指定することで、複数名や複数 PC で物件データを共有することができます。

1.5.2. 申請ファイル出力先

申請ファイルを作成した際の出力先フォルダを設定します。

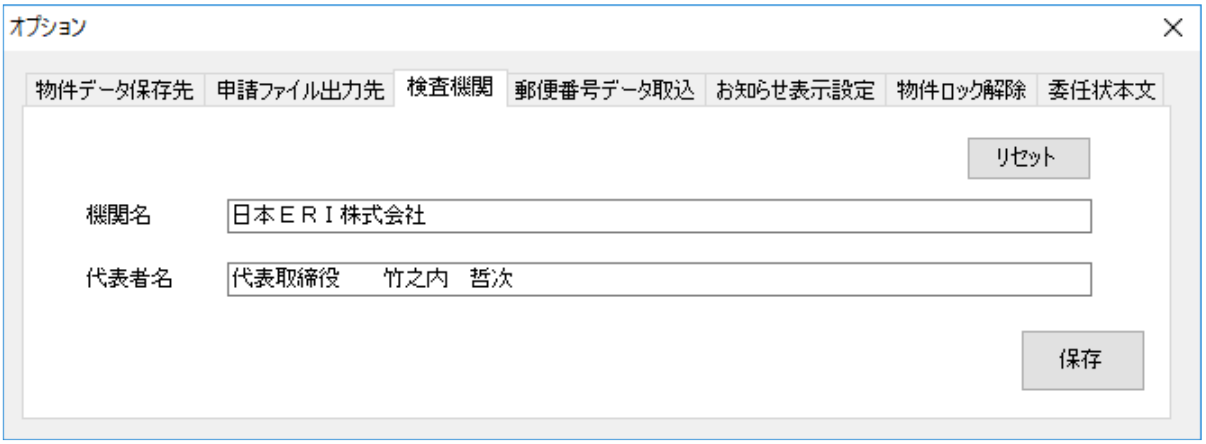


入力補助機能・操作項目

項目	説明
申請ファイル出力先フォルダ	申請ファイルを出力するフォルダのパスを入力します。 申請ファイルを出力する際に、最初に表示されるフォルダとなります。
参照	フォルダ参照ダイアログが表示されます。 申請ファイルを出力するフォルダを選択します。
保存	入力または参照した出力先フォルダがアプリケーション設定として保存されます。

1.5.3.　検査機関

申請書の検査機関名とその代表者名を設定します。



入力補助機能・操作項目

項目	説明
機関名	申請先となる機関名を設定します。 申請書の印刷時に表示されます。
代表者名	検査機関の代表者名を設定します。 申請書の印刷時に表示されます。
保存	入力した機関名と代表者名がアプリケーション設定として保存されます。
リセット	機関名と代表者名を初期設定に戻します。

1.5.4. 郵便番号データ取込

郵便番号および住所を検索する際に使用する CSV ファイルを取り込みます。

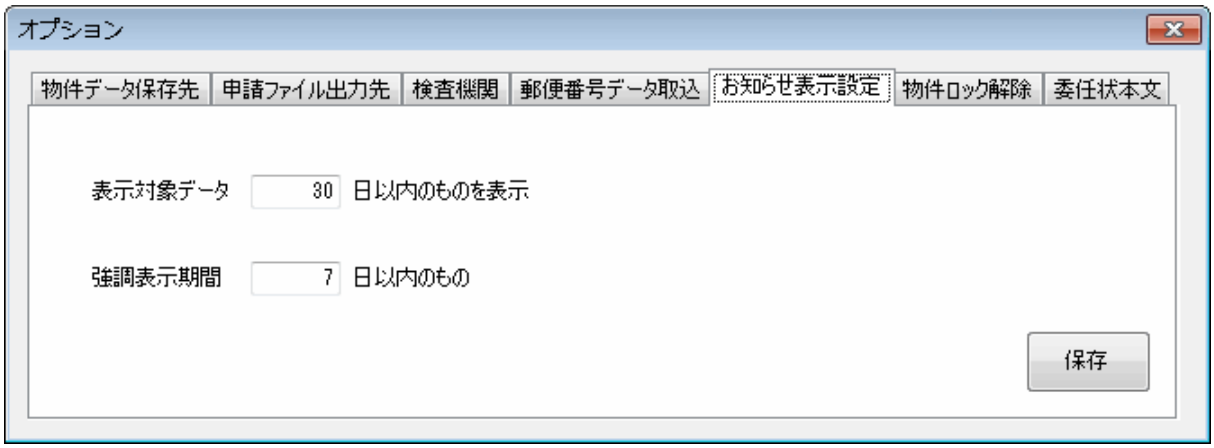


入力補助機能・操作項目

項目	説明
郵便番号 CSV ファイル	郵便番号データの CSV ファイルのファイルパスを入力します。 郵便番号から住所、または住所から郵便番号を検索する際に使用されます。
参照	ファイル選択ダイアログが表示されます。 郵便番号データの CSV ファイルを選択します。
郵便番号 CSV ダウンロード URL	日本郵便株式会社のホームページがブラウザで表示されます。 必要に応じて、郵便番号データの CSV ファイルをダウンロードしてください。
取込	入力または参照した CSV ファイルが郵便番号定義のマスタデータとして保存されます。

1.5.5.　お知らせ表示設定

お知らせ機能で中間検査および完了検査の予定表示する際の表示期間、強調期間を設定します。



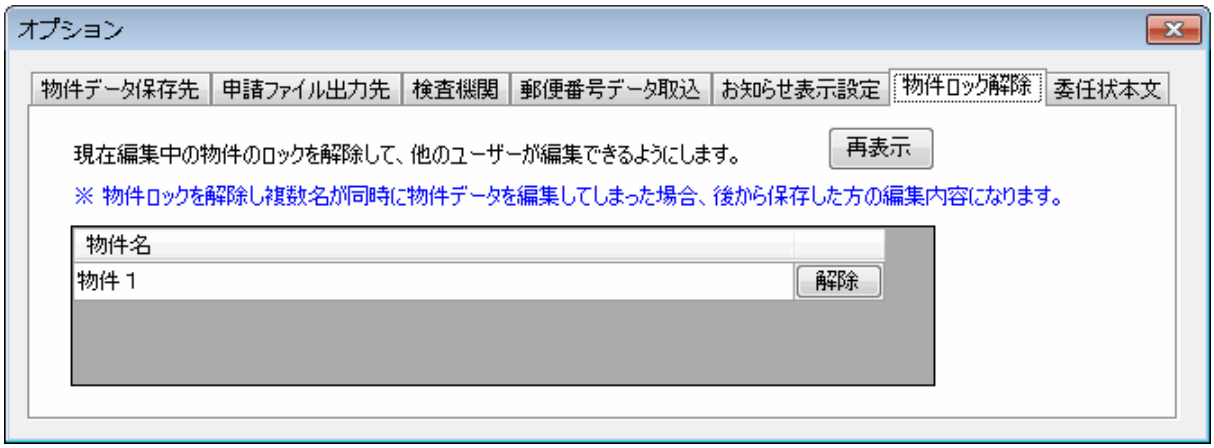
入力補助機能・操作項目

項目	説明
表示対象データ	お知らせ画面に中間検査および完了検査を表示する際の表示期間を設定します。 予定年月日までの日数が設定期間内に該当する検査情報がお知らせ画面に表示されます。
強調表示期間	表示対象データに対して、強調表示を行う期間を設定します。 予定年月日までの日数が設定期間内に該当する検査情報が強調表示されます。
保存	表示期間がアプリケーション設定として保存されます。

・　設定期間には、本日を含まない日数を設定してください。

1.5.6. 物件ロック解除

複数ユーザーで物件データを共有している際に、現在編集中の物件のロックを解除して、他のユーザーが編集できるようにします。



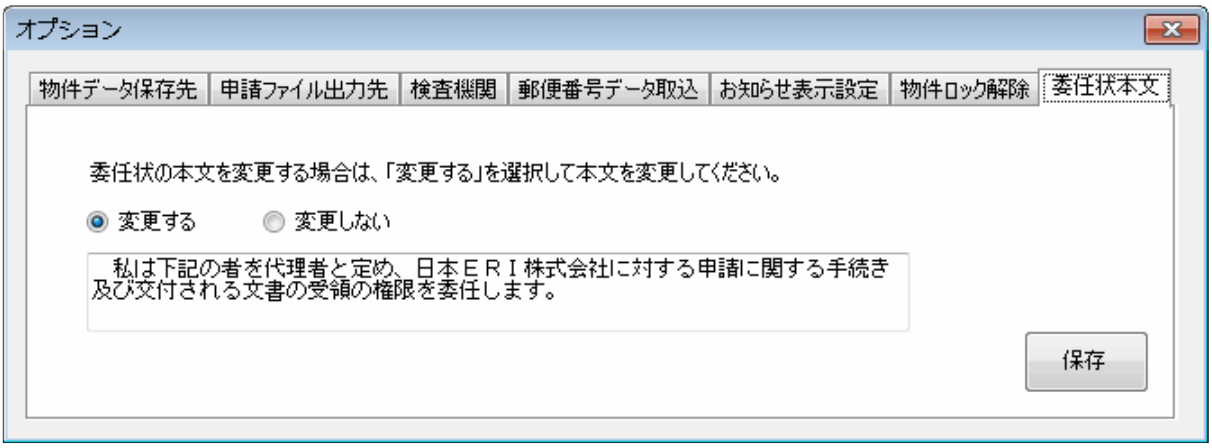
入力補助機能・操作項目

項目	説明
再表示	現在編集中の物件を再表示します。
物件名	現在編集中の物件名を表示します。
解除	現在編集中の物件のロックを解除します。

- PC の障害やツールの異常終了等により、物件がロックされたままの状態になった場合に、本機能を使用して物件のロックを解除します。

1.5.7. 委任状本文

委任状に記載する本文を変更します。



入力補助機能・操作項目

項目	説明
変更する	本文を変更する場合に選択します。 入力した本文が委任状に記載されます。
変更しない	本文を変更しない場合に選択します。 委任状には既定の本文が記載されます。
本文	委任状に記載する本文を設定します。
保存	入力した本文がアプリケーション設定として保存されます。

1.6. バージョン情報



入力補助機能・操作項目

項目	説明
バージョン	建築確認申請書作成ツールのバージョンが表示されます。
OK	バージョン情報が閉じられます。

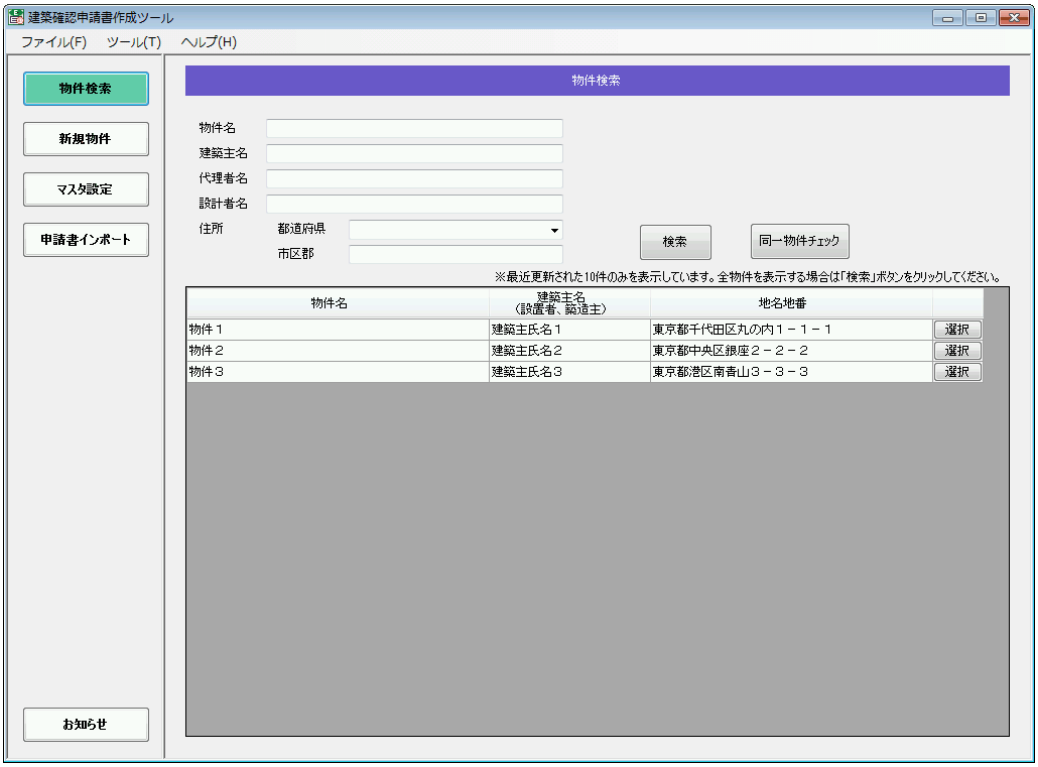
第2部　申請書の作成

2.1. 申請書を作成する

申請書の作成は、新しい物件の申請書を作成する場合と、既存の物件の申請書を作成する場合があります。

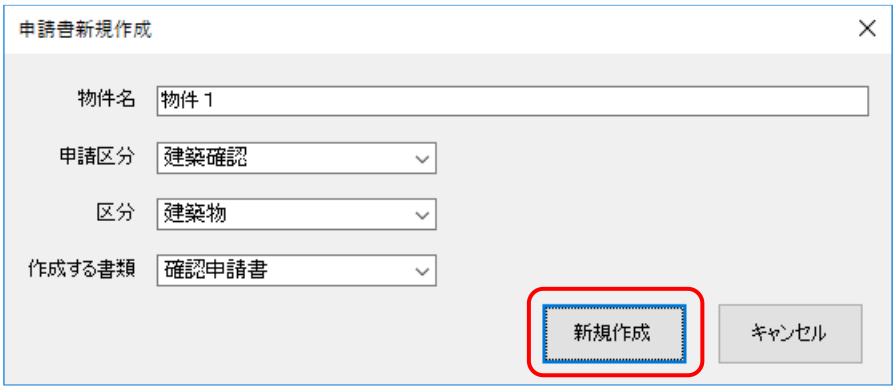
2.1.1. 新規物件の申請書を作成する

1. メインメニューの「新規物件」ボタンをクリックします。



- 新規物件の申請書作成は、以下の操作でも行うことができます。
 - メニューバーの「ファイル(F)→新規物件(N)」をクリックする

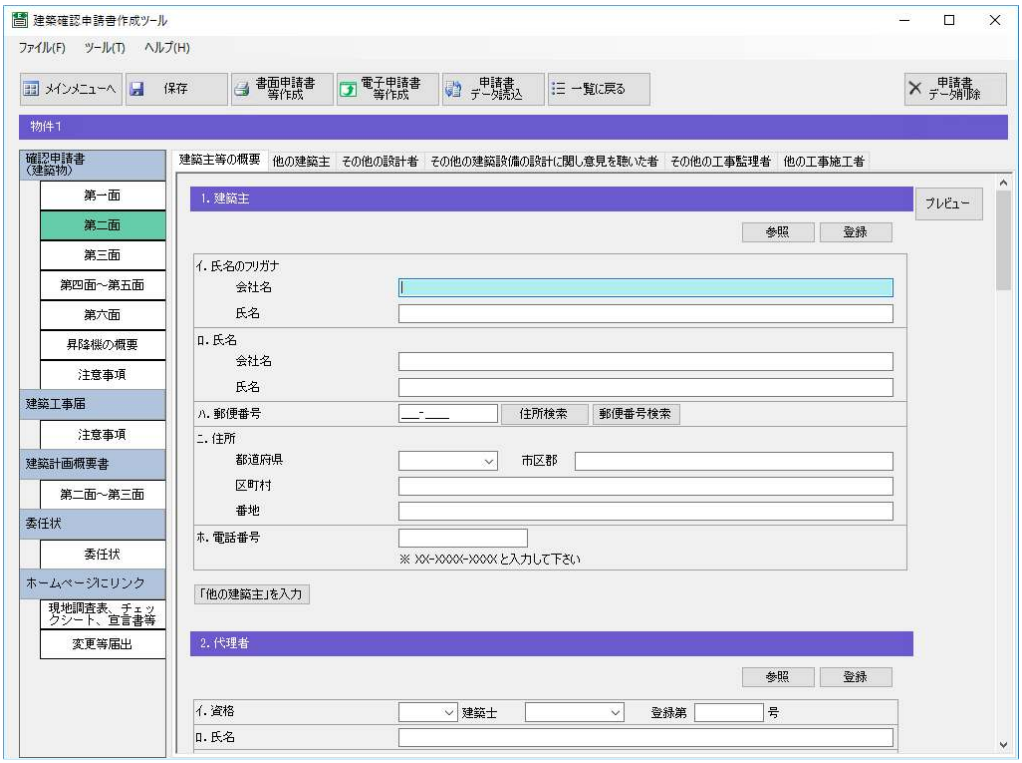
2. 「申請書新規作成」ダイアログが表示されます。
物件名、申請区分、区分、作成する書類を入力して、「新規作成」ボタンをクリックします。



入力補助機能・操作項目

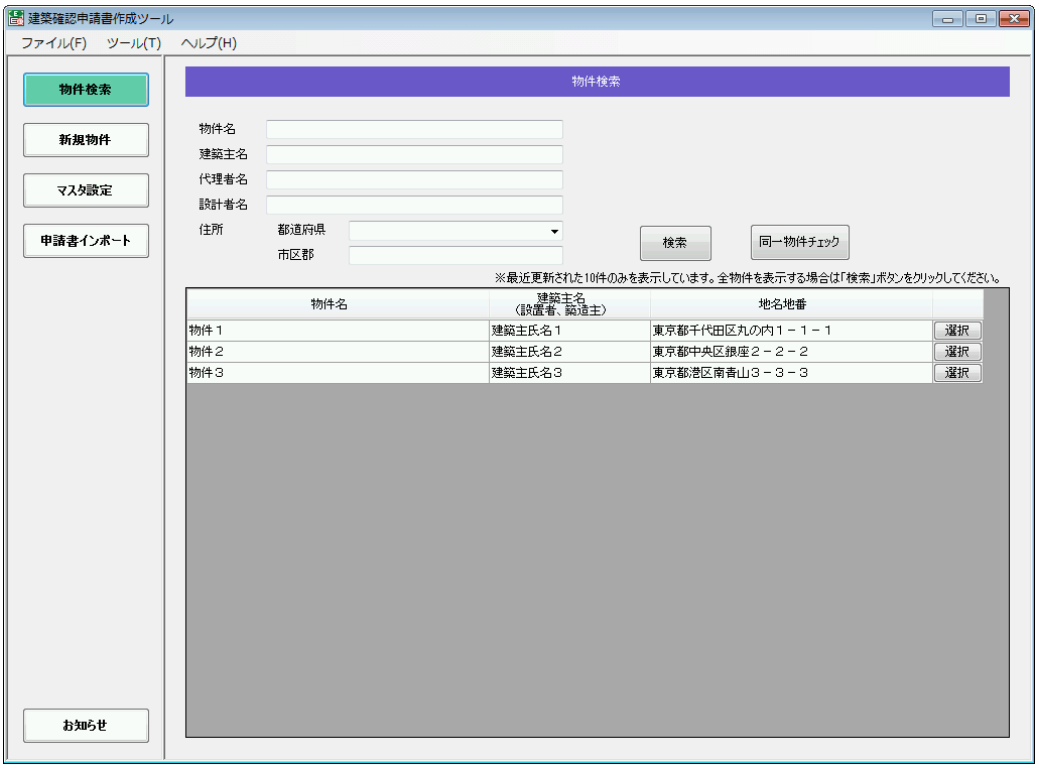
項目	説明
物件名	物件名を入力します。
申請区分	申請区分（建築確認、計画通知）を選択します。
区分	区分（建築物、昇降機、工作物、工作物 2、昇降機以外の建築設備）を選択します。
作成する書類	作成する書類を選択します。

3. 「申請書作成」画面が表示されます。



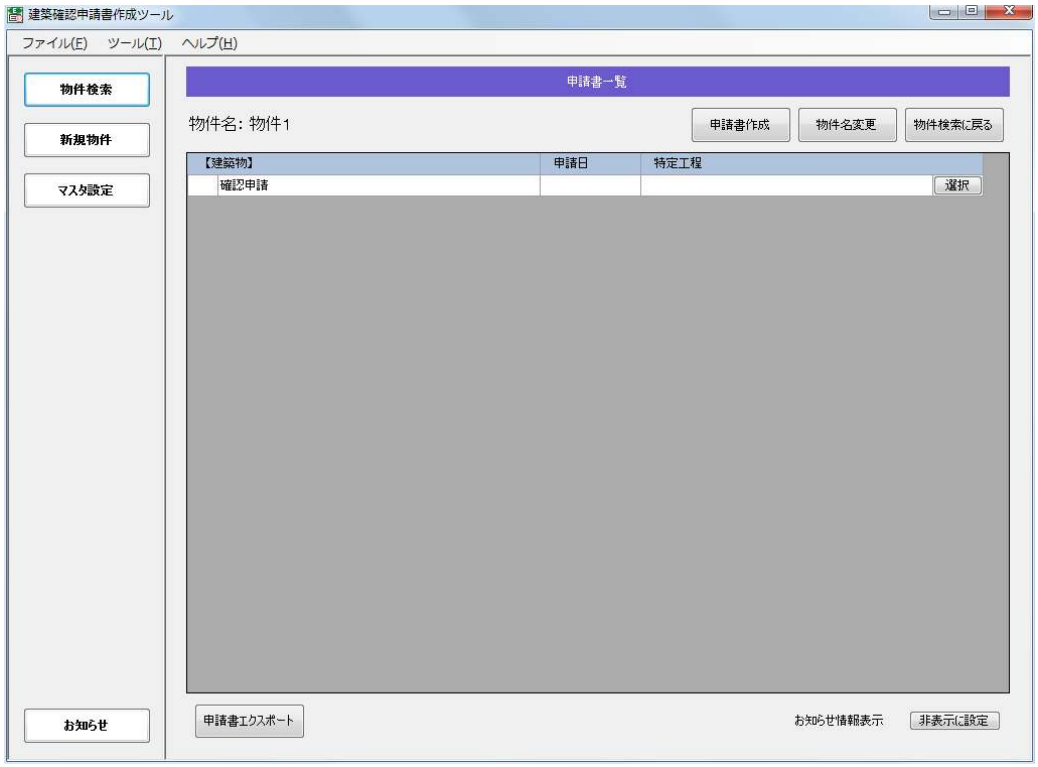
2.1.2. 既存物件の申請書を作成する

1. メインメニューの「物件検索」ボタンをクリックします。
 物件検索画面から、申請書を作成する物件情報の「選択」ボタンをクリックします。

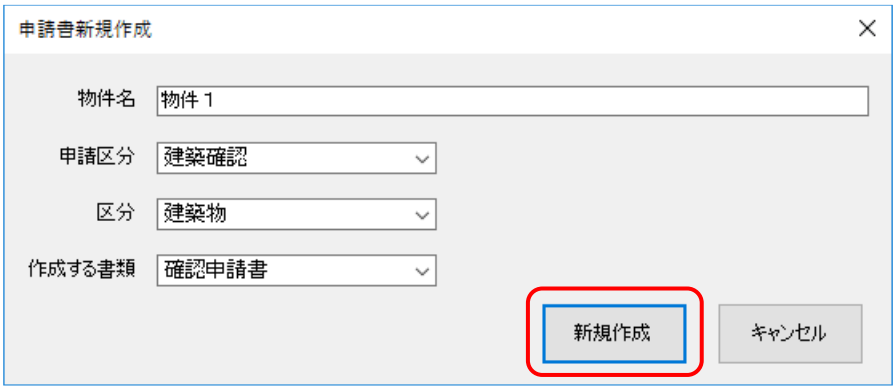


> ・ 申請書を作成する物件情報が一覧に表示されていない場合は、必要に応じて検索を行ってください。

2. 申請書一覧画面から、「申請書作成」ボタンをクリックします。



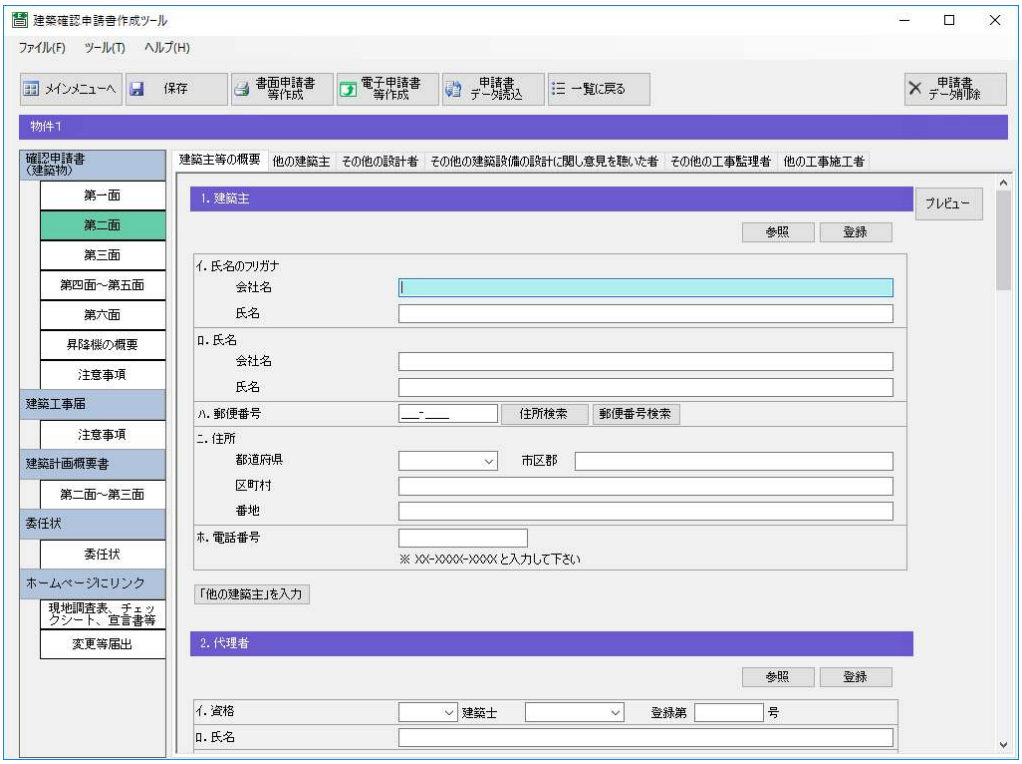
3. 「申請書新規作成」ダイアログが表示されます。
申請区分、区分、作成する書類を入力して、「新規作成」ボタンをクリックします。



入力補助機能・操作項目

項目	説明
物件名	既存物件に申請書を作成する場合、物件名は変更できません。
申請区分	既存物件に申請書を作成する場合、申請区分は変更できません。
区分	区分（建築物、昇降機、工作物、工作物 2、昇降機以外の建築設備）を選択します。
作成する書類	作成する書類を選択します。

4.　「申請書作成」画面が表示されます。

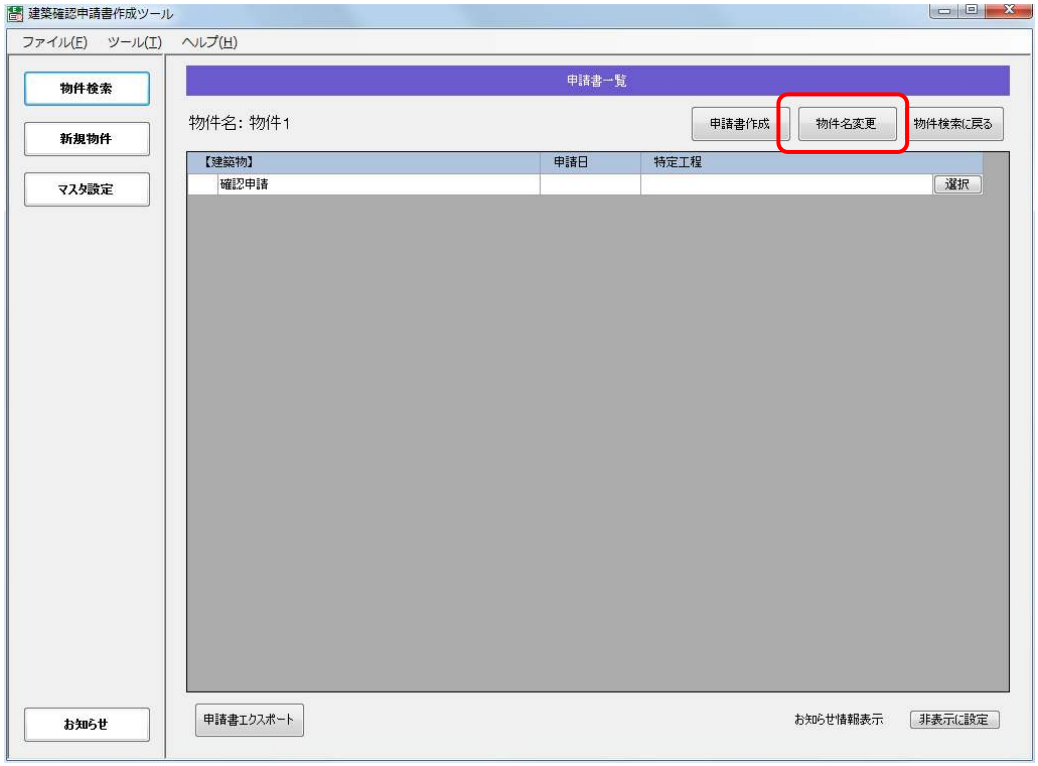


・　一つの物件に対して作成可能な件数は、作成する書類によって異なります。

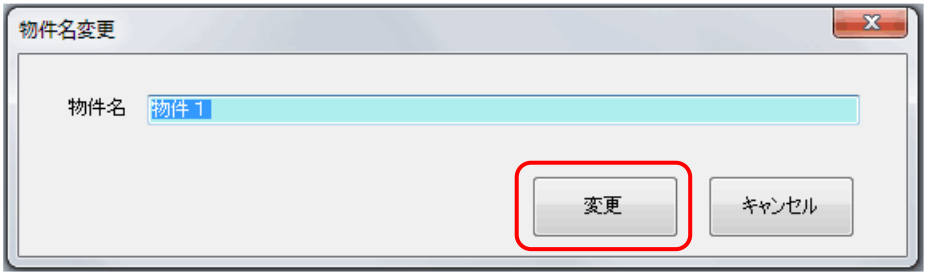
確認申請書 計画通知書	区分ごとに 1 件のみ作成可能
中間検査申請書 特定工程工事終了通知書	制限なし
完了検査申請書 工事完了通知書	区分が建築物、工作物 2、昇降機以外の建築設備の場合は、区分ごとに 1 件のみ作成可能 区分が昇降機、工作物の場合は制限なし
計画変更確認申請書 計画変更通知書	制限なし
仮使用認定申請書	制限なし

2.1.3. 物件名を変更する

1. 申請書一覧画面から、「物件名変更」ボタンをクリックします。



2. 「物件名変更」ダイアログが表示されます。
物件名を入力して、「変更」ボタンをクリックします。

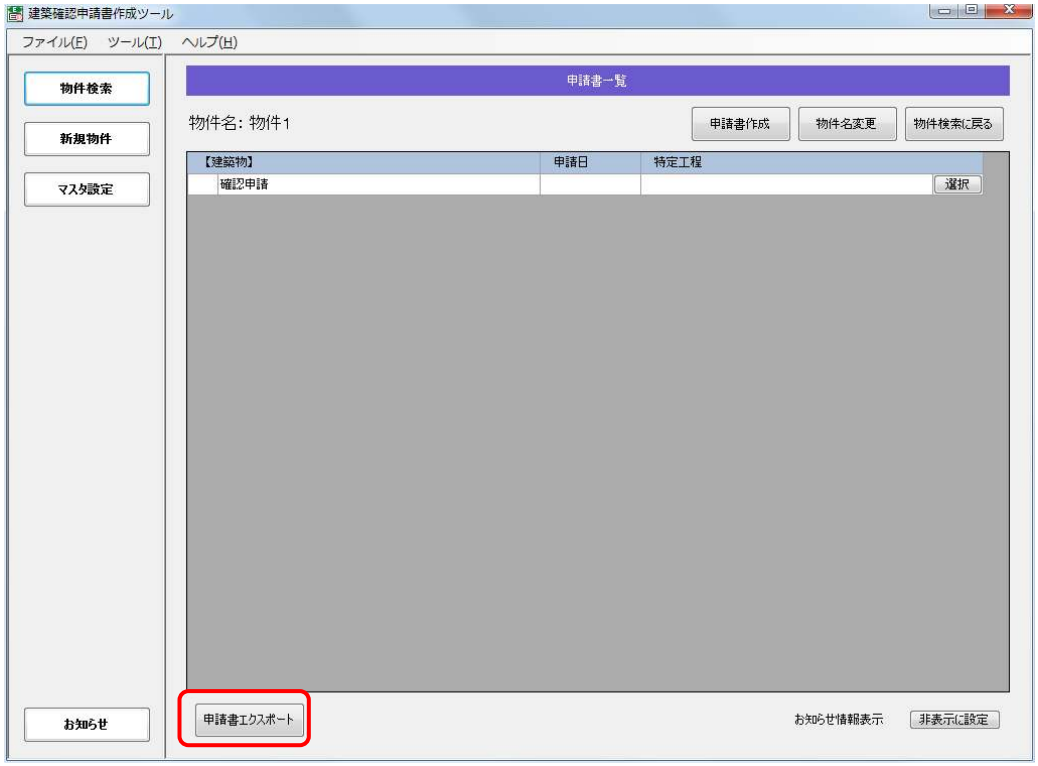


入力補助機能・操作項目

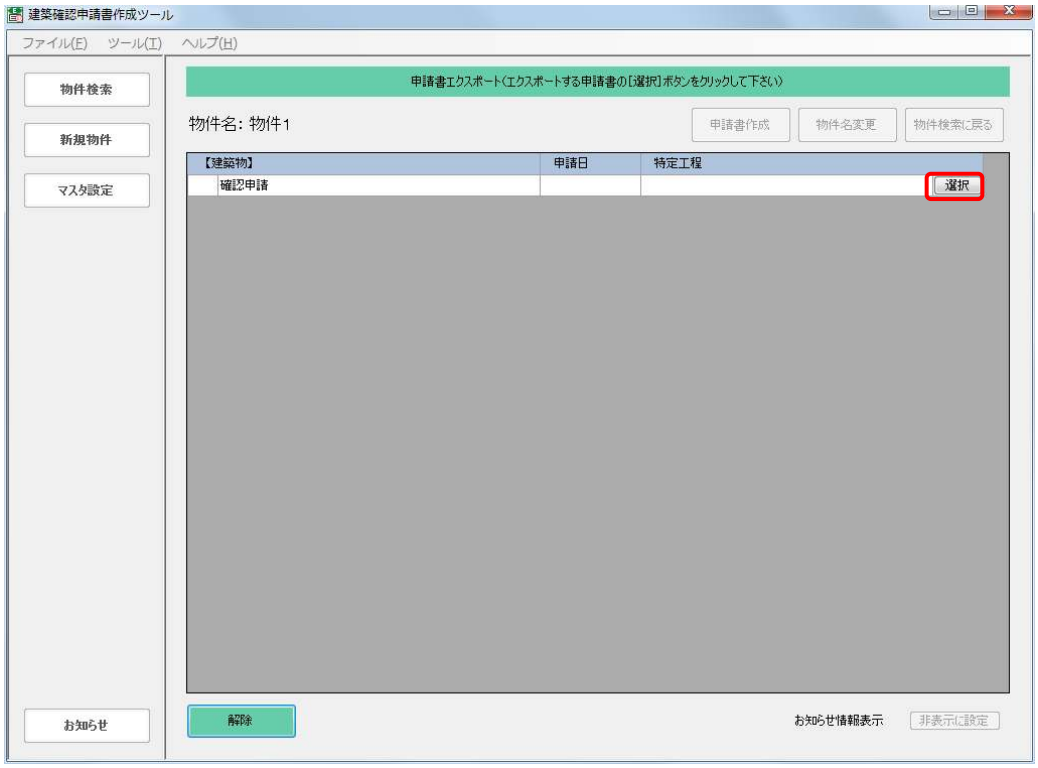
項目	説明
物件名	変更する物件名を入力します。

2.1.4. 申請書をエクスポートする

1. 申請書一覧画面から、「申請書エクスポート」ボタンをクリックします。

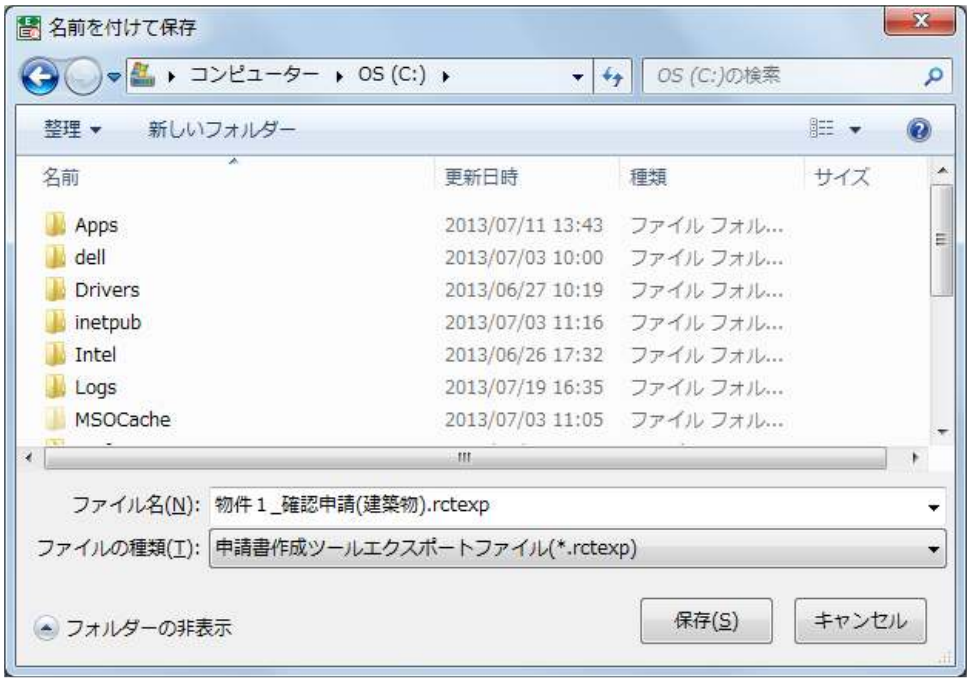


2. エクスポートする申請書の「選択」ボタンをクリックします。



・ エクスポートを中止する場合は、「解除」ボタンをクリックして下さい。

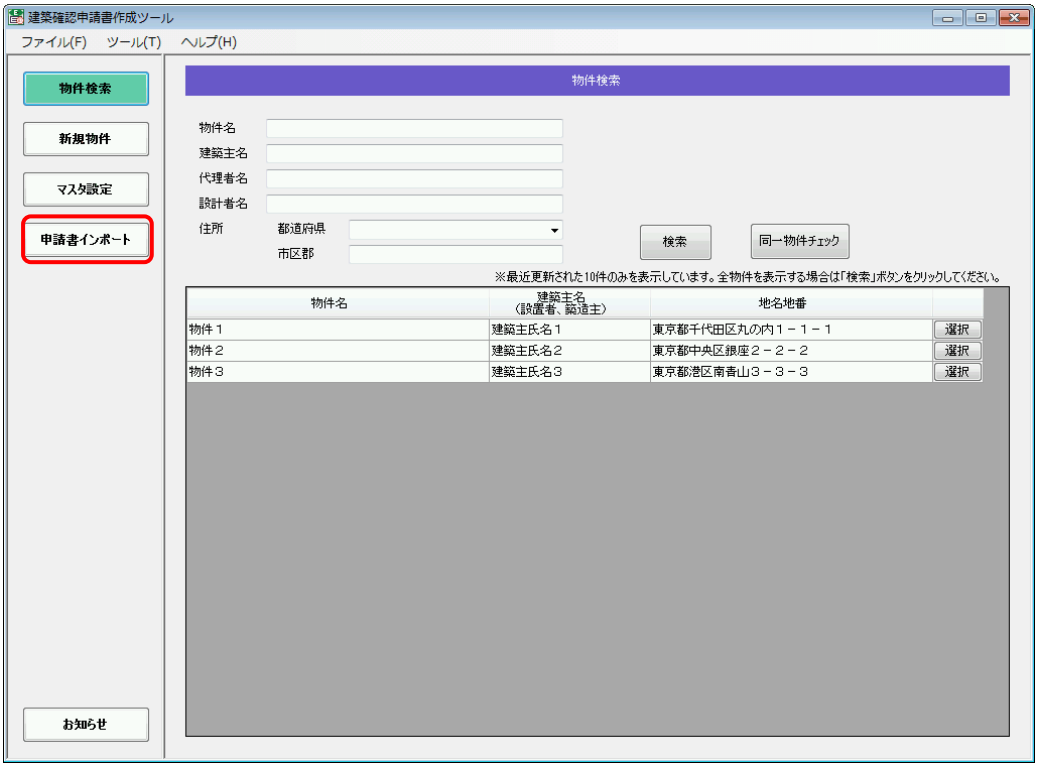
3. 名前を付けて保存ダイアログが表示されます。
任意のファイル名を入力し、「保存」ボタンをクリックします。



2.1.5.　申請書をインポートする

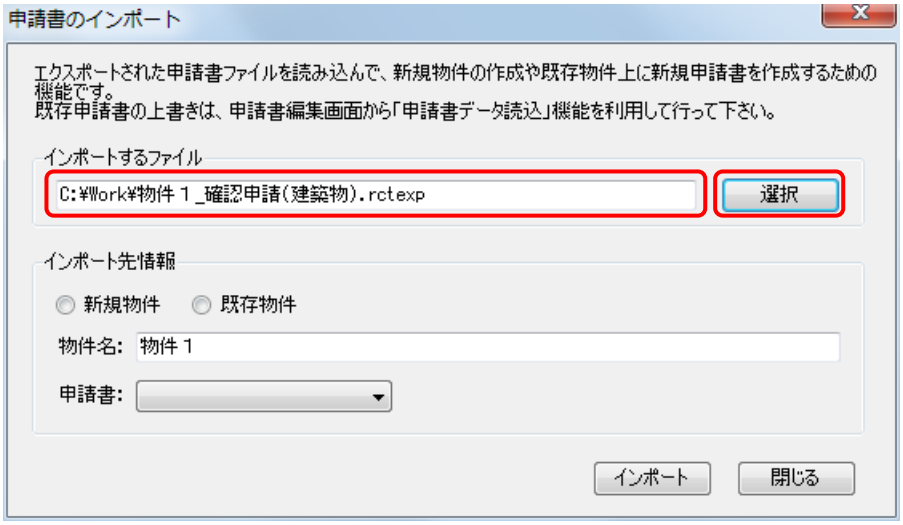
申請書のインポートは、新しい物件を作成する場合と、既存の物件に申請書を追加する場合があります。

1.　メインメニューの「申請書インポート」ボタンをクリックします。



・　「申請書インポート」ボタンは、「物件検索」画面が表示されている状態でのみ表示されます。

2. 「申請書インポート」ダイアログが表示されます。
「選択」ボタンまたは手入力で「インポートするファイル」を選択します。

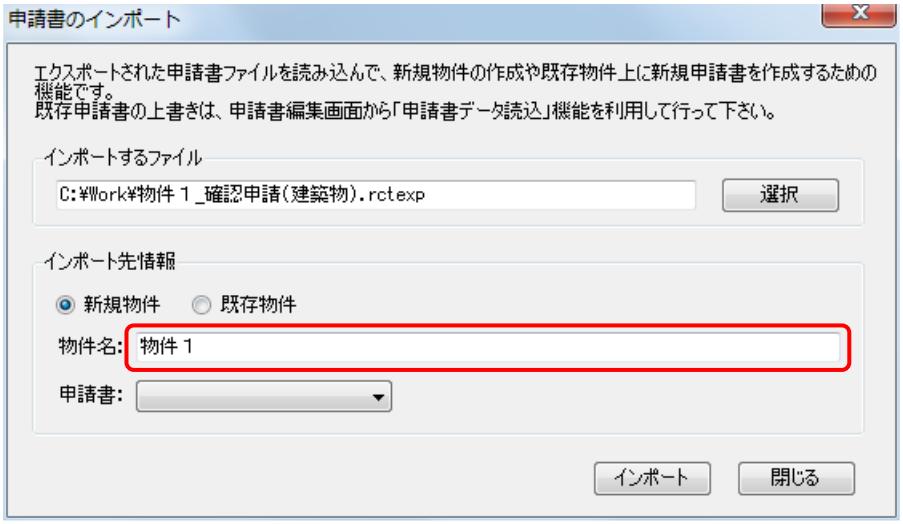


3. 「新規物件」「既存物件」を選択します。
インポートするファイルを新規物件として取り込む場合には、「新規物件」。既にシステム内に登録されている物件に申請書を追加する場合は「既存物件」を選択してください。

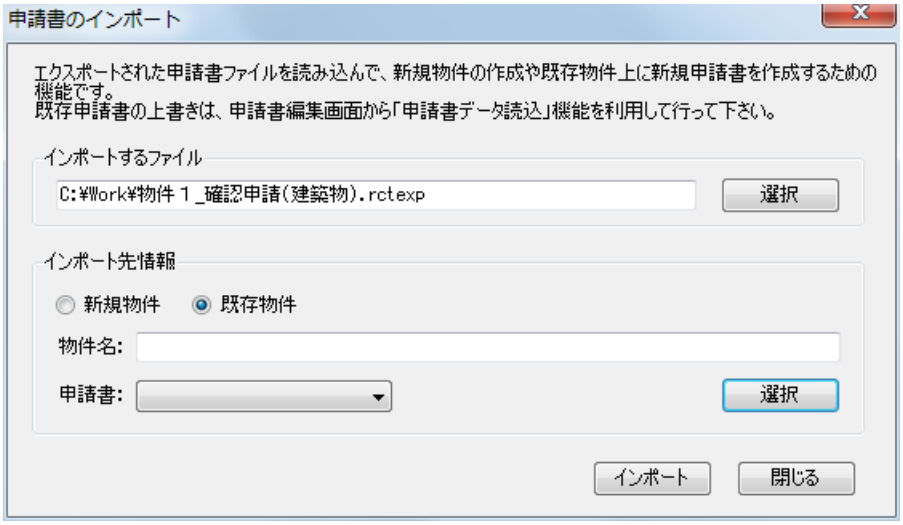


・ 申請書作成ツールエクスポートファイルを使用して、既に登録されている申請書を上書きする場合は、「申請書データ読込」ダイアログを使用してください。

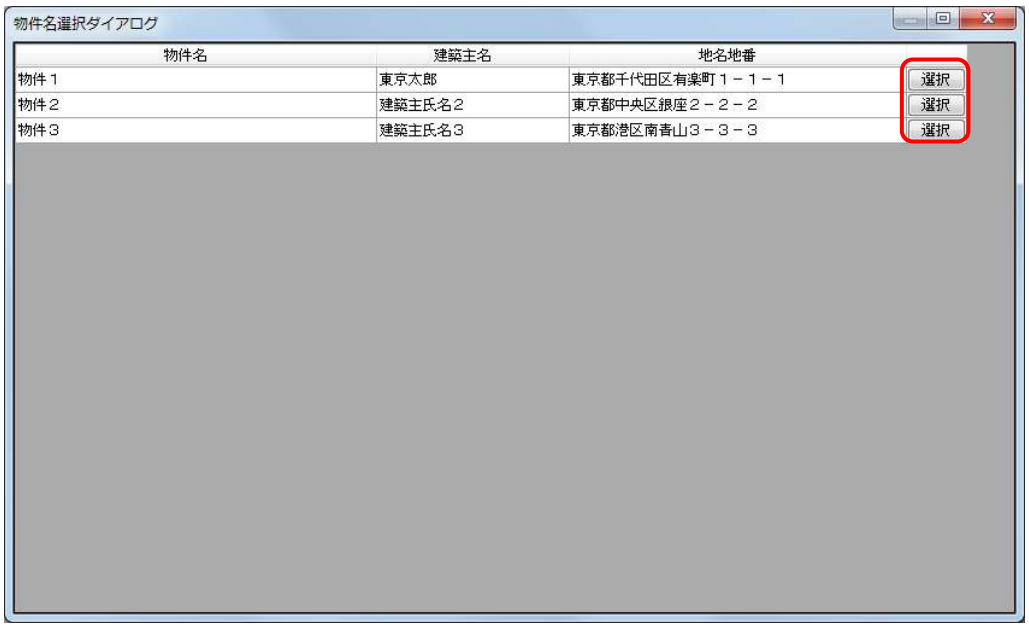
4. 新規物件の場合、「物件名」を直接編集します。



5. 既存物件の場合、「選択」ボタンをクリックします。



6. 物件名選択ダイアログが表示されます。申請書を追加する物件を「選択」します。



- 物件名選択ダイアログには「物件検索」画面の検索結果と同じものが表示されます。
- 選択したい物件が表示されていない場合は、「物件検索」画面に戻り、検索を行ってください。

7. 「申請書」ドロップダウンリストで新たに作成する申請書の種別を選択し、「インポート」ボタンをクリックします。



・ 「インポートするファイル」と同じ申請区分、区分で申請書が作成されます。

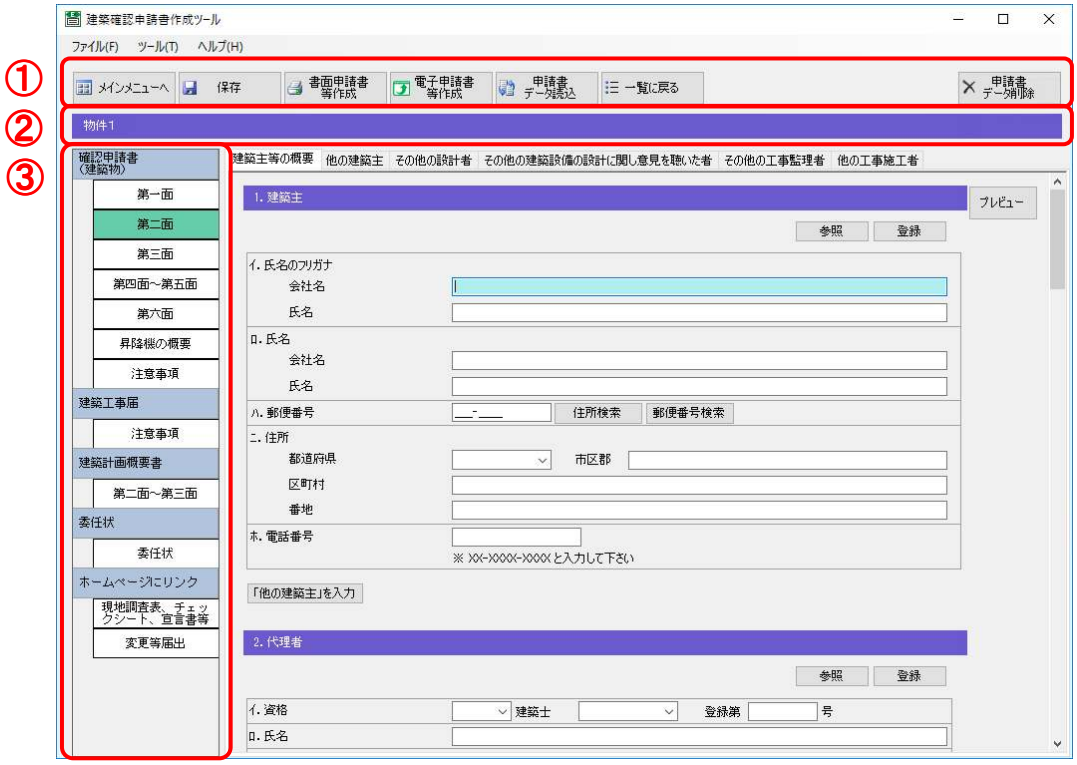
・ 「インポートするファイル」の申請書によって、新たに作成できる申請書が異なります。

確認申請書	確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、計画変更確認申請書
中間検査申請書	中間検査申請書、完了検査申請書
完了検査申請書	完了検査申請書
計画変更確認申請書	中間検査申請書、完了検査申請書、計画変更確認申請書
仮使用認定申請書	確認申請書、中間検査申請書、計画変更確認申請書、仮使用認定申請書
計画通知書	計画通知書、特定工程工事終了通知書、工事完了通知書、計画変更通知書
特定工程工事終了通知書	特定工程工事終了通知書、工事完了通知書
工事完了通知書	工事完了通知書
計画変更通知書	特定工程工事終了通知書、工事完了通知書、計画変更通知書
仮使用認定申請書（計画通知）	計画通知書、特定工程工事終了通知書、計画変更通知書、仮使用認定申請書（計画通知）

2.2. 「申請書作成」画面の共通機能

「申請書作成」画面の共通機能に関して記載します。

画面名称

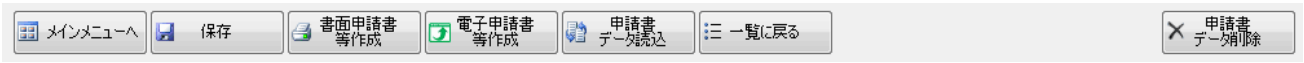


No	項目	説明
1	ツールメニュー	申請書データの保存・読込・出力等を行います。
2	物件名	物件名が表示されます。
3	サイドメニュー	申請書のデータ入力画面の画面遷移を行います。



・ サイドメニューの内容は、呼び出し元の申請書によって異なります。

ツールメニュー



項目	説明
メインメニューへ	「物件検索」画面へ戻ります。 物件情報の検索条件はすべてクリアされます。
保存	申請書データが保存されます。 入力中の申請書を初めて保存する場合は新規保存、既存の申請書を編集して保存する場合は上書き保存が行われます。
書面申請書等作成	申請書の印刷や提出用の申請ファイルの出力が行えます。 申請書の入力内容にエラーがある場合は、エラーダイアログが表示されます。
電子申請書等作成	申請書の PDF 出力や提出用の申請ファイルの出力が行えます。 申請書の入力内容にエラーがある場合は、エラーダイアログが表示されます。
申請書データ読込	「申請書データ読込」ダイアログが表示されます。 他物件の申請書データや外部から取得した申請書データが読み込まれます。
一覧に戻る	物件の「申請書一覧」画面へ戻ります。 物件に 1 件以上の申請書が作成済みの場合にのみ利用可能です。
申請書データ削除	申請書データが削除されます。



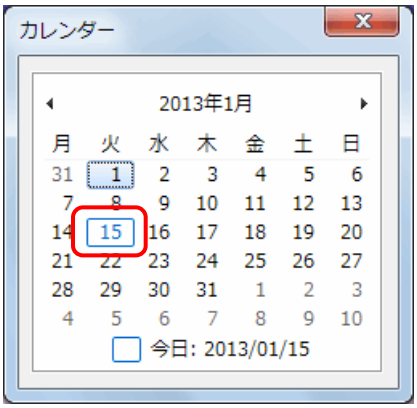
・ 仮使用認定申請書の場合は、「申請書データ読込」メニューは使用出来ません。

2.2.1. 入力補助に関する共通機能（1：日付入力）

1. 日付の入力エリア横のカレンダー画像ボタンをクリックします。



2. カレンダー選択のダイアログが表示されます。
 選択する日付をクリックします。



3. 選択した日付と、和暦に変換した日付が表示されます。（和暦の表示は一部を除きます。）

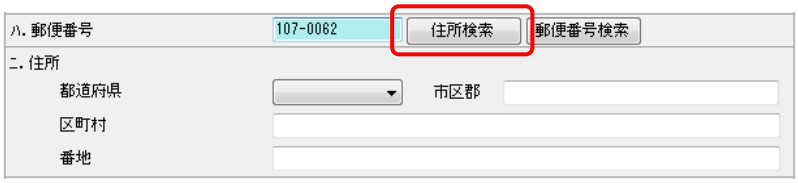




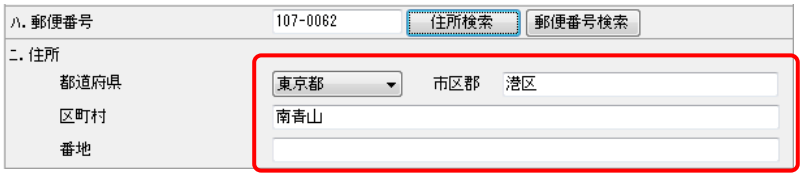
・ 日付は、入力エリアへの直接入力も可能です。

2.2.2. 入力補助に関する共通機能（2：住所入力）

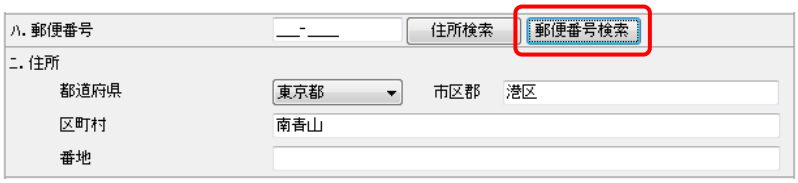
1. 郵便番号から住所を検索する場合、郵便番号を入力して「住所検索」ボタンをクリックします。



2. 郵便番号に一致する住所が存在する場合は、住所が表示されます。



3. 住所から郵便番号を検索する場合、住所を入力して「郵便番号検索」ボタンをクリックします。



4. 住所に一致する郵便番号が存在する場合は、郵便番号が表示されます。



- 郵便番号に一致する住所が複数存在する場合、または住所の一部を入力した場合は、該当する郵便番号および住所が「住所一覧」ダイアログで表示されます。
 「選択」ボタンをクリックすることで、選択した郵便番号と住所が入力エリアに表示されます。

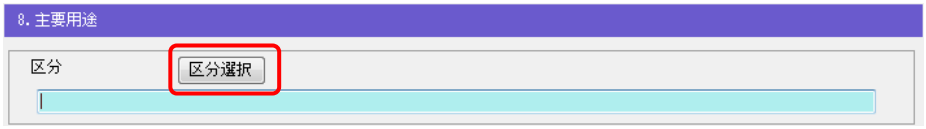


- 建築主、設置者または築造主が海外に居住の場合は、「都道府県」で“海外”を選択し、「電話番号」を国番号から入力してください。

・ 最新の住所を使用する場合は、オプション設定の「郵便番号取込」からデータを更新してください。

2.2.3. 入力補助に関する共通機能（3：用途区分選択）

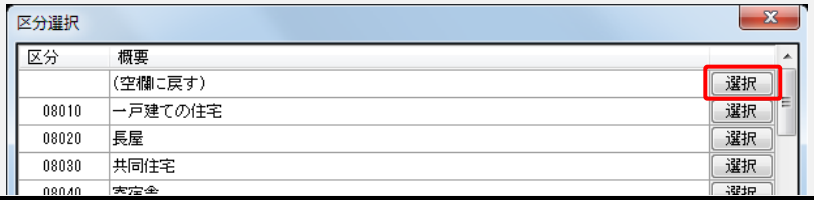
1. 主要用途と用途の名称を選択する場合、「区分選択」ボタンをクリックします。



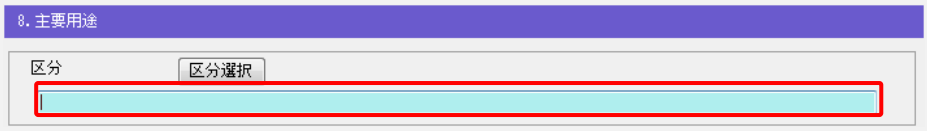
2. 「区分選択」ダイアログが表示されます。「選択」ボタンをクリックすることで、選択した主要用途と用途の名称が表示エリアに表示されます。



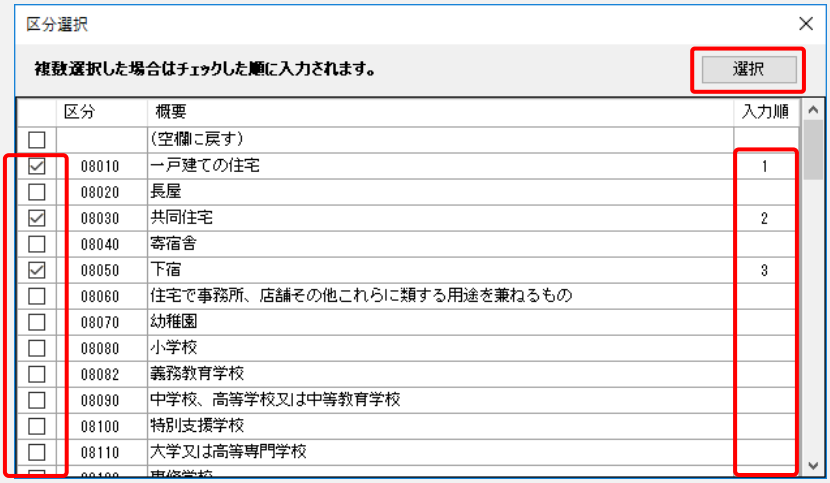
・ 一度入力した「主要用途」「用途の名称」をクリアするには、「区分選択」ダイアログの 1 行目にある「(空欄に戻す)」の「選択」ボタンをクリックしてください。



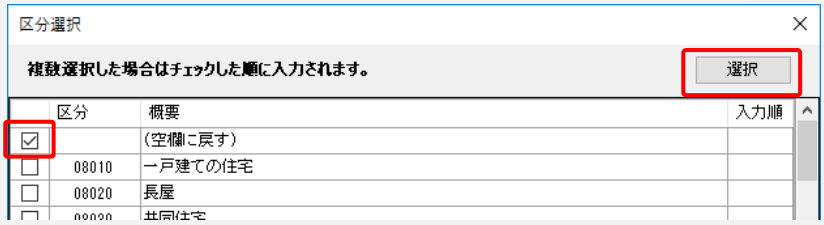
・ 「用途の名称」は手入力も可能です。



・ 確認申請書（建築物）の第三面の「8. 主要用途」では、用途区分を複数選択できます。
チェックボックスをチェックすると、チェックした順番に入力順が表示されます。
「選択」ボタンをクリックすると、チェックした用途の区分と概要が、入力順に表示エリアに表示されます。

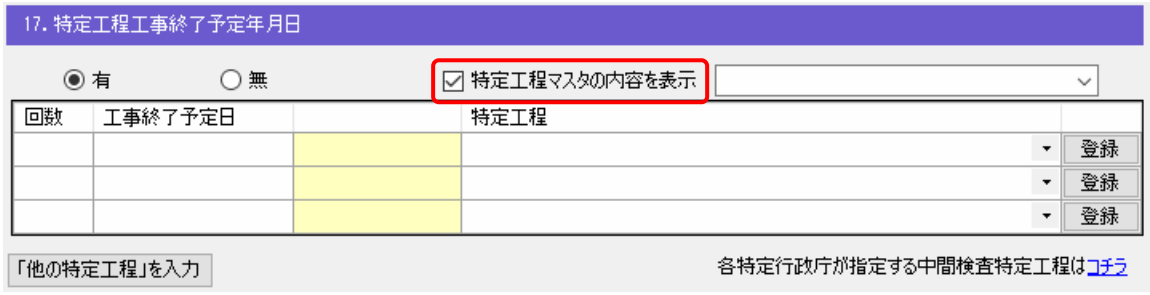


・ 一度入力した情報をクリアするには、「(空欄に戻す)」をチェックして、「選択」ボタンをクリックします。

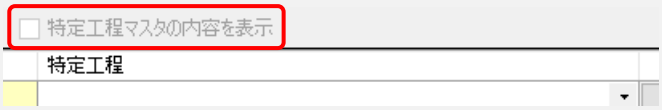


2.2.4. 入力補助に関する共通機能（4：特定工程マスタ）

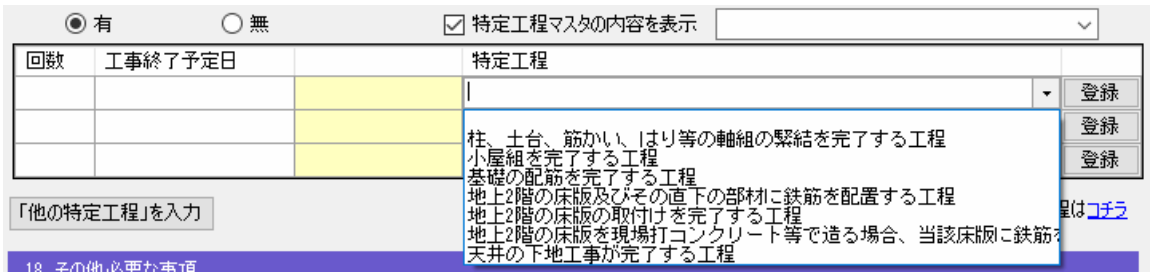
1. 特定工程マスタを使用する場合、「特定工程マスタの内容を表示」チェックボックスをチェックします。



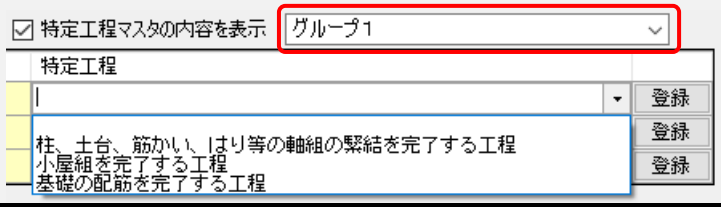
- 使用できるマスタが存在しない場合、「特定工程マスタの内容を表示」チェックボックスをチェックすることはできません。「登録」ボタン、または「マスタ設定画面」からマスタを新規登録してください。



2. 特定工程のドロップダウンリストに、編集中の申請書の区分と、マスタの利用区分が一致するマスタ情報が表示されます。



- 特定工程のグループを指定すると、指定のグループの特定工程をドロップダウンリストから選択できるようになります。

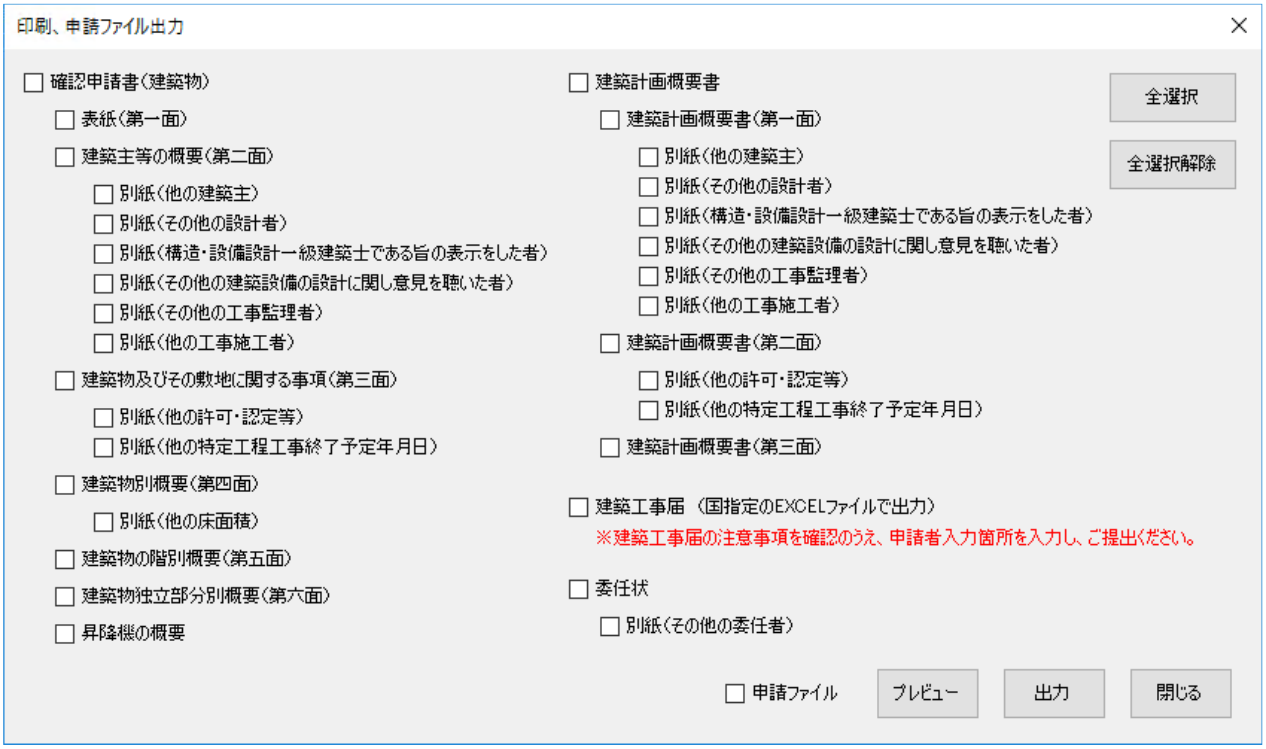


2.2.5. 「書面申請書等作成」ダイアログ

1. ツールメニューの「書面申請書等作成」ボタンをクリックします。

2. 申請書の入力内容のエラーチェックが行われます。
 エラーがある場合は、「整合性チェック」ダイアログにエラー内容が表示されます。

3. 申請書の入力内容にエラーがない場合は「書面申請書等作成」ダイアログが表示されます。

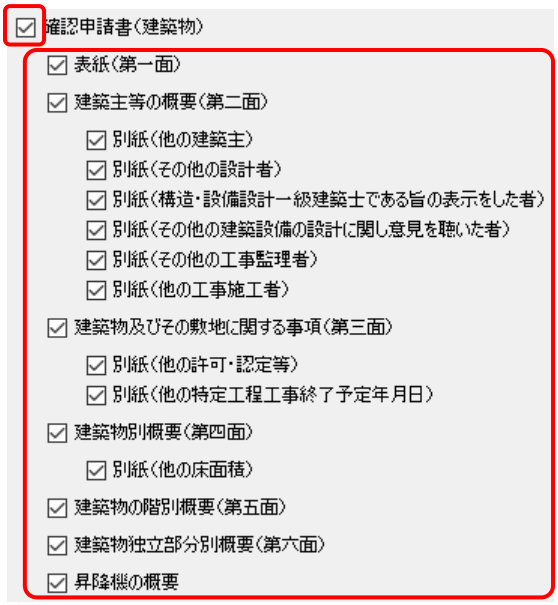


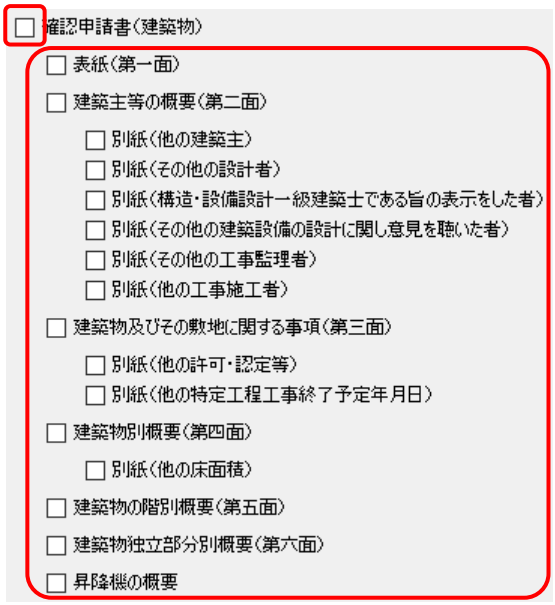
入力補助機能・操作項目

項目	説明
全選択	選択可能なすべてのチェックボックスにチェックが付けられます。
全選択解除	すべてのチェックボックスのチェックが外されます。
プレビュー	チェックを付けた書面のプレビューが表示されます。
出力	プリンタを選択してチェックを付けた書面の印刷が行われます。 「申請ファイル」をチェックした場合は、提出用の申請ファイルの保存が行われます。 申請ファイルの保存先初期表示フォルダは、オプションダイアログの「申請ファイル出力先」タブで設定可能です。

閉じる	「書面申請書等作成」ダイアログが閉じられます。

4. 申請書の名称にチェックを付けた場合、含まれるすべての書面および別紙がチェックされます。
書面にチェックを付けた場合、含まれるすべての別紙がチェックされます。
チェックを外した場合、それぞれの範囲のチェックが解除されます。





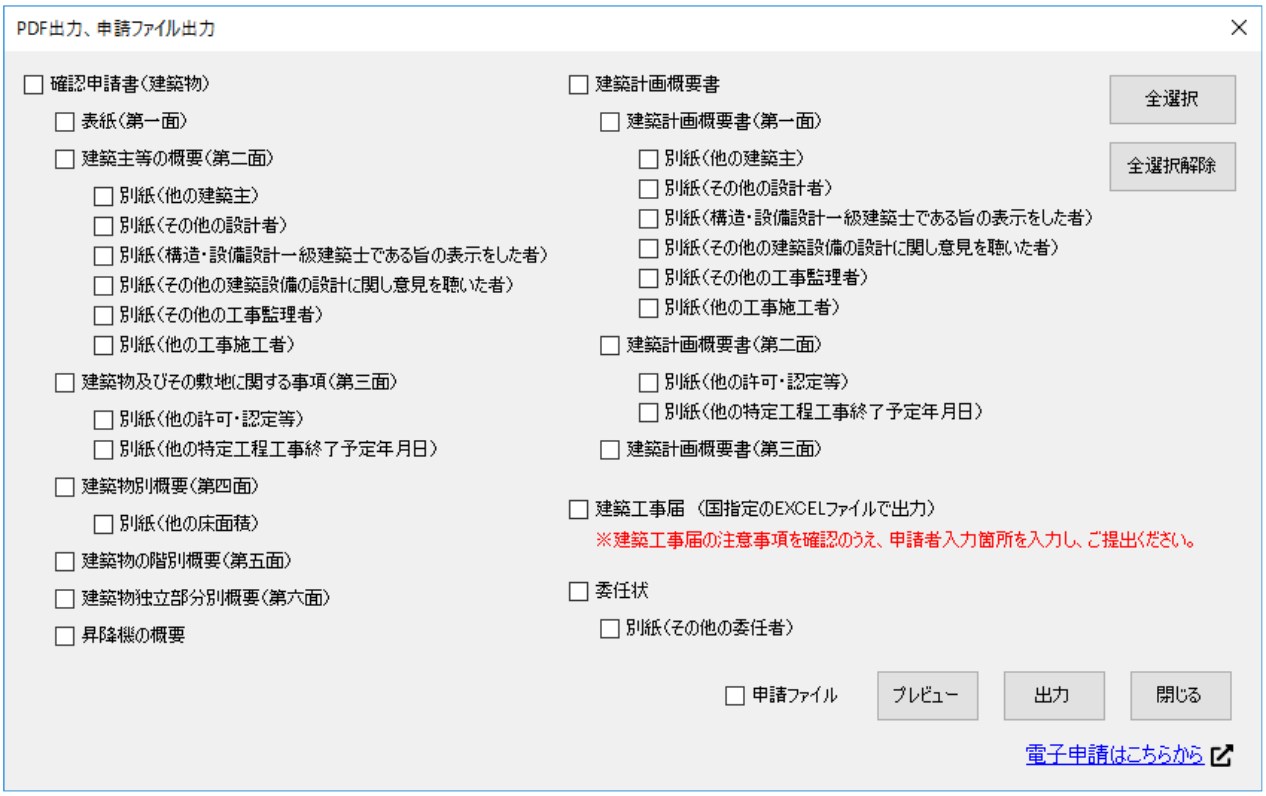
- 出力内容が入力されていない別紙のチェックボックスは、選択不可となります。
- 表示される項目は、ダイアログ呼び出し元の申請書によって異なります。

2.2.6. 「電子申請書等作成」ダイアログ

1. ツールメニューの「電子申請書等作成」ボタンをクリックします。

2. 申請書の入力内容のエラーチェックが行われます。
 エラーがある場合は、「整合性チェック」ダイアログにエラー内容が表示されます。

3. 申請書の入力内容にエラーがない場合は「電子申請書等作成」ダイアログが表示されます。

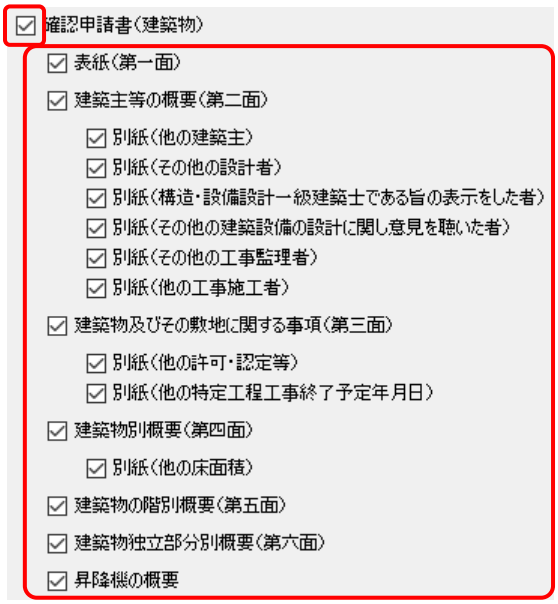


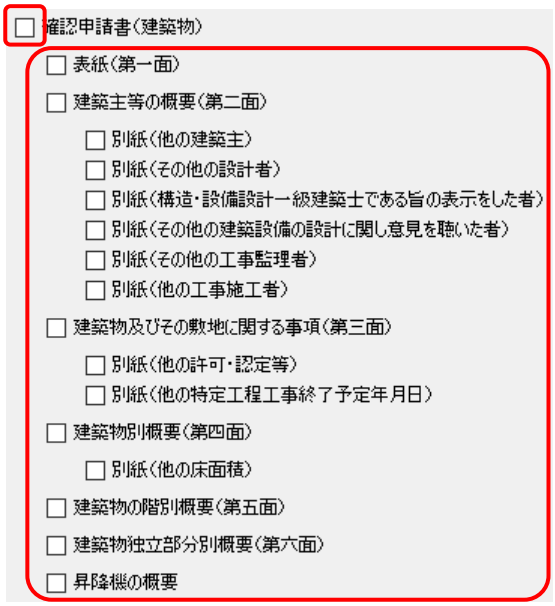
入力補助機能・操作項目

項目	説明
全選択	選択可能なすべてのチェックボックスにチェックが付けられます。
全選択解除	すべてのチェックボックスのチェックが外されます。
プレビュー	チェックを付けた書面のプレビューが表示されます。
出力	チェックを付けた書面が PDF 形式で出力されます。 選択したフォルダに申請書の種類ごとに PDF を保存します。 「申請ファイル」をチェックした場合は、提出用の申請ファイルの保存が行われます。

	PDF 出力および申請ファイルの保存先初期表示フォルダは、オプションダイアログの「申請ファイル出力先」タブで設定可能です。
閉じる	「電子申請書等作成」ダイアログが閉じられます。
電子申請リンク	電子申請受付 Web システムの Web サイトが表示されます。

4. 申請書の名称にチェックを付けた場合、含まれるすべての書面および別紙がチェックされます。
書面にチェックを付けた場合、含まれるすべての別紙がチェックされます。
チェックを外した場合、それぞれの範囲のチェックが解除されます。

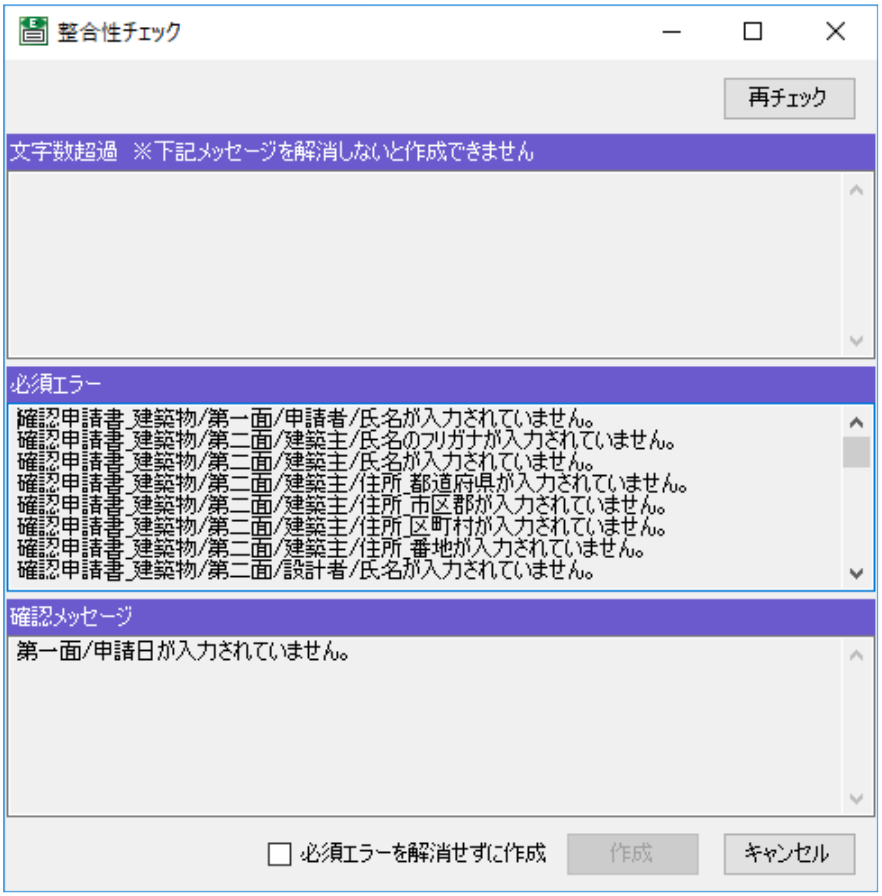




- 出力内容が入力されていない別紙のチェックボックスは、選択不可となります。
- 表示される項目は、ダイアログ呼び出し元の申請書によって異なります。

2.2.7. 「整合性チェック」ダイアログ

1. ツールメニューの「書面申請書等作成」ボタンもしくは「電子申請書等作成」ボタンをクリックした際に、申請書の入力内容にエラーがある場合は「整合性チェック」ダイアログが表示されます。



入力補助機能・操作項目

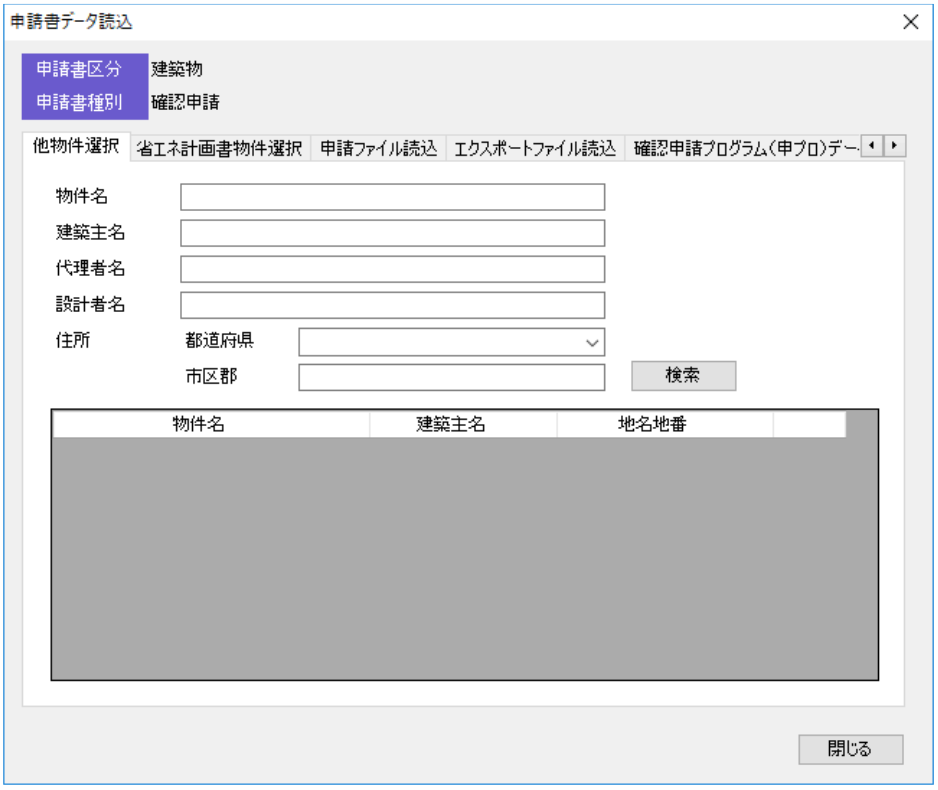
項目	説明
再チェック	エラー内容を修正した際に、修正した入力内容の再チェックを行います。
文字数超過	文字数超過エラーを一覧表示します。 文字数超過エラーがある場合は、「必須エラーを解消せずに作成」がチェック不可となります。
必須エラー	修正が必須となるエラー内容を一覧で表示します。
確認メッセージ	修正が必須ではないエラー内容を確認項目として一覧で表示します。
必須エラーを解消せずに作成	チェックすると、必須エラーがある場合でも「作成」ボタンをクリック可能にします。

作成	必須エラーがない場合、もしくは「必須エラーを解消せずに作成」にチェックした場合にクリック可能になります。 「整合性チェック」ダイアログを終了して、「書面申請書等作成」もしくは「電子申請書等作成」のダイアログを表示します。
キャンセル	「整合性チェック」ダイアログを閉じて、「書面申請書等作成」もしくは「電子申請書等作成」をキャンセルします。

2.2.8. 「申請書データ読込」ダイアログ

1. ツールメニューの「申請書データ読込」ボタンをクリックします。

2. 「申請書データ読込」ダイアログが表示されます。



タブ項目

項目	説明
他物件選択	作成済みの他物件データを検索します。 選択した物件の申請日が最新の申請書データが読み込まれます。 物件に含まれる申請書データに申請日がない場合は、作成日が最新の申請書データが読み込まれます。 申請書全体が読込対象となります。
省エネ計画書物件選択	このタブは、区分が「建築物」、申請書が「確認申請書」、「計画変更確認申請書」、「計画通知書」、「計画変更通知書」の場合に表示されます。 省エネ計画書作成ツールで作成した物件データを検索して読み込みます。 選択した物件の申請日が最新の計画書のデータが読み込まれます。 物件に含まれる計画書データに申請日がない場合は、作成日が最新の計画書

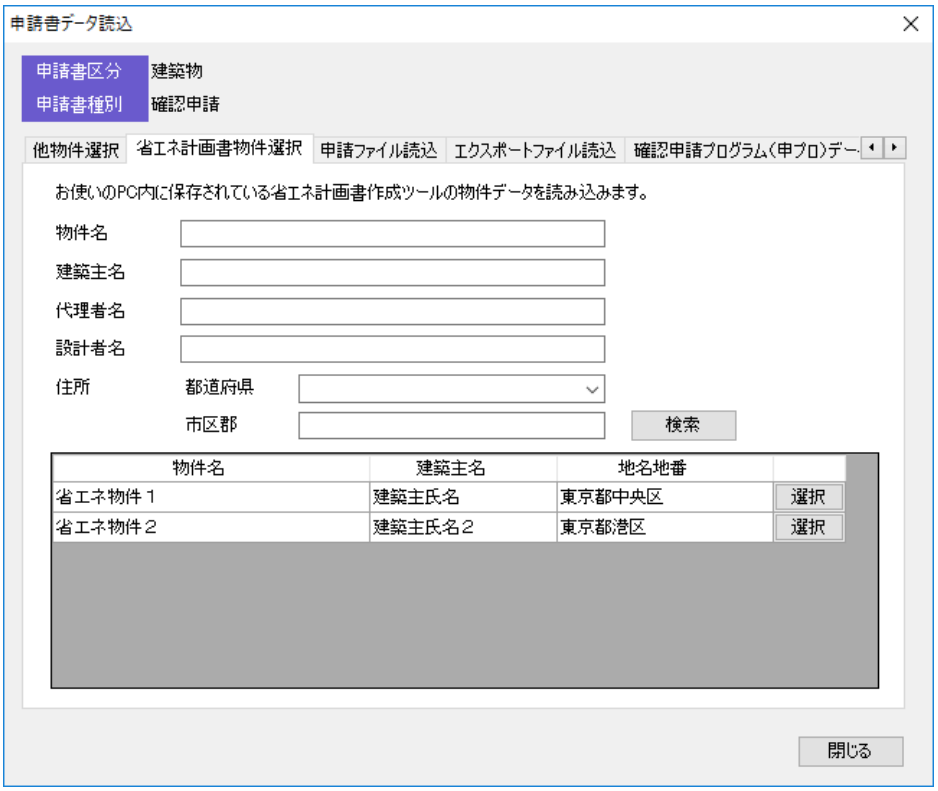
	のデータが読み込まれます。 計画書の一部項目が読み込み対象となります。
申請ファイル読込	本ツールで作成した申請ファイルを読み込みます。 申請書全体が読込対象となります。
エクスポートファイル読込	本ツールから出力した申請書作成ツールエクスポートファイルを読み込みます。 申請書全体が読込対象となります。
確認申請プログラム（申プロ）データ読込	このタブは、区分が「建築物」、申請書が「確認申請書」、「計画変更確認申請書」、「計画通知書」、「計画変更通知書」の場合に表示されます。 確認申請プログラム（申プロ）で作成したデータファイルを読み込みます。
性能評価物件読込	このタブは、区分が「建築物」、申請書が「確認申請書」、「計画変更確認申請書」、「計画通知書」、「計画変更通知書」の場合に表示されます。 住宅性能評価申請書作成ツールで作成した物件ファイルを読み込みます。 申請書の一部項目が読込対象となります。
EXCEL 読込	旧作成プログラムによる EXCEL ファイル申請書を読み込みます。 申請書の第一面～第三面が読込対象となります。 EXCEL ファイル申請書の対応バージョンは、区分、申請書ごとに異なります。 ＜建築物＞ Version1.30.05 Version1.28.01 Version1.26.00 Version1.21.00 Version1.20.00 ＜昇降機＞ Version1.17.00 ＜工作物＞ Version1.17.00 ＜工作物 2＞ Version1.19.00 ＜昇降機以外の建築設備＞ Version1.17.00 ＜中間検査申請書＞ Version1.30.05 Version1.30.02 Version1.26.00 ＜完了検査申請書＞ Version1.30.05 Version1.30.02 Version1.26.00

3. 「他物件選択」タブの場合、条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。
条件を入力しない場合、区分が一致するすべての物件が検索されます。
検索結果の「選択」ボタンをクリックすることで、物件の申請書データが読み込まれます。



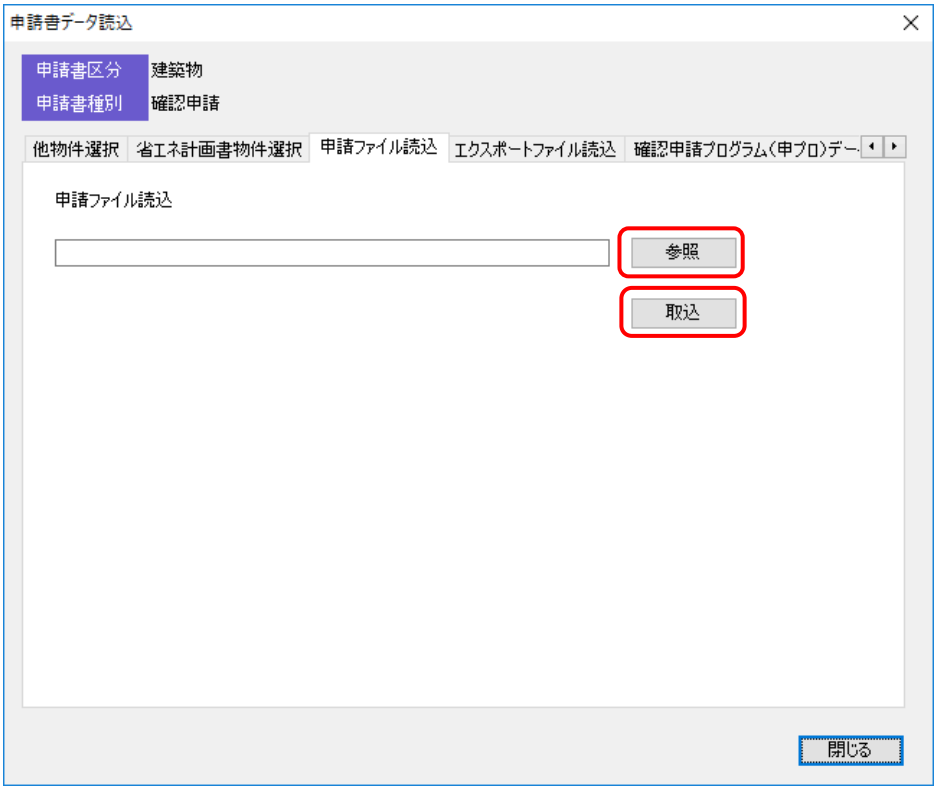
- 現在編集中の申請書が「確認申請書」、「計画変更確認申請書」、「計画通知書」、「計画変更通知書」の場合
 - 現在編集中の申請書と区分が一致する確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書を含む物件から検索されます。
- 現在編集中の申請書が「中間検査申請書」、「完了検査申請書」、「特定工程工事終了通知書」、「工事完了通知書」の場合
 - 現在編集中の申請書と区分が一致する確認申請書、計画変更確認申請書、中間検査申請書、計画通知書、計画変更通知書、特定工程工事終了通知書を含む物件から検索されます。

4. 「省エネ計画書物件選択」タブの場合、条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。
条件を入力しない場合、すべての物件が検索されます。
検索結果の「選択」ボタンをクリックすることで、物件の計画書データが読み込まれます。



- お使いの PC 内に保存されている省エネ計画書作成ツールの物件データが読み込み対象となります。

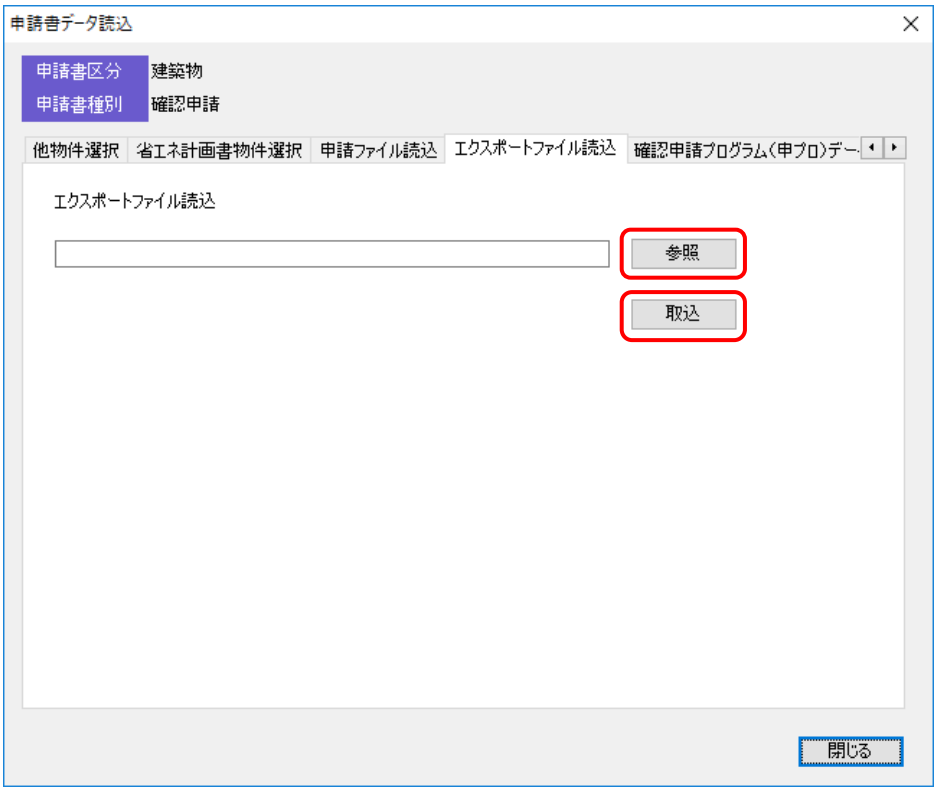
5. 「申請ファイル読込」タブの場合、「参照」ボタンをクリックして、取込対象ファイルを指定します。「取込」ボタンをクリックすることで、申請書データが読み込まれます。



- 現在編集中の申請書と区分が一致する申請ファイルが読込対象となります。
- 申請書によって読み込み可能な申請書の申請ファイルが異なります。

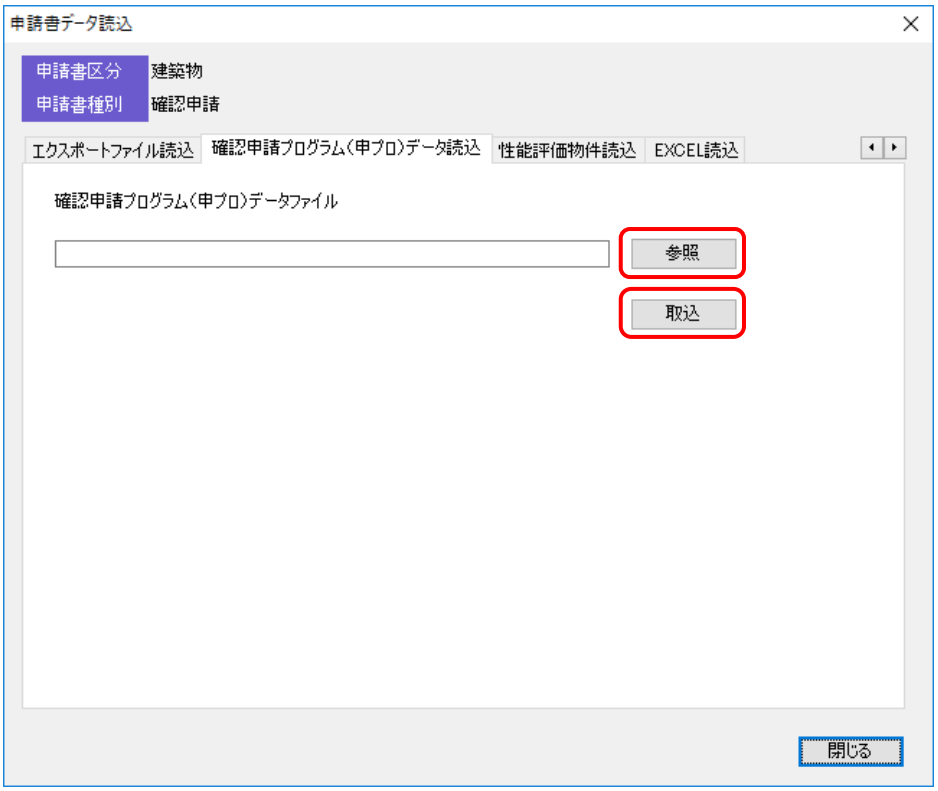
確認申請書 計画通知書	確認申請書、計画通知書の申請ファイルを読み込み可能
中間検査申請書 特定工程工事終了通知書	確認申請書、中間検査申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、特定工程工事終了通知書、計画変更通知書の申請ファイルを読み込み可能
完了検査申請書 工事完了通知書	確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、特定工程工事終了通知書、工事完了通知書、計画変更通知書の申請ファイルを読み込み可能
計画変更確認申請書 計画変更通知書	確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書の申請ファイルを読み込み可能

6. 「エクスポートファイル読込」タブの場合、「参照」ボタンをクリックして、取込対象ファイルを指定します。
「取込」ボタンをクリックすることで、申請書作成ツールエクスポートファイルが読み込まれます。



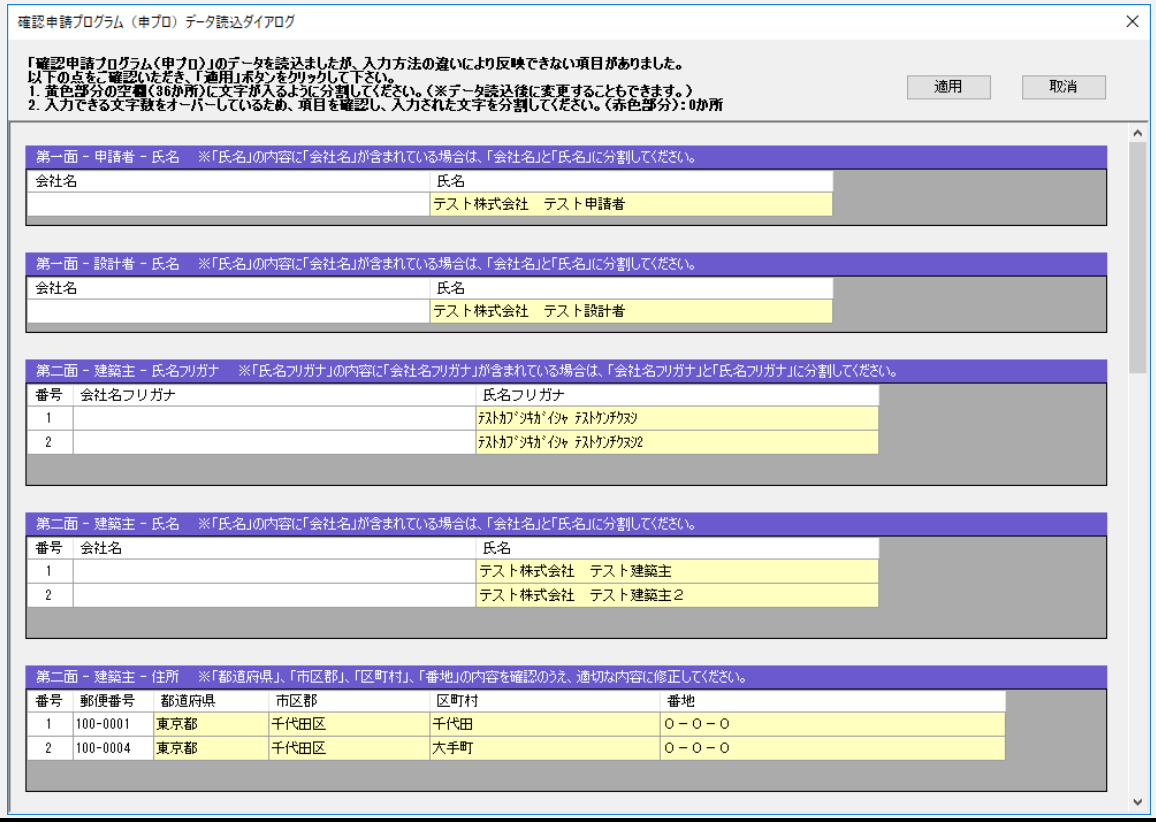
・ 現在編集中の申請書と区分、申請書が一致する申請書作成ツールエクスポートファイルが読込対象となります。

7. 「確認申請プログラム（申プロ）データ読込」タブの場合、「参照」ボタンをクリックして、取込対象ファイルを指定します。
「取込」ボタンをクリックすることで、申請書データが読み込まれます。

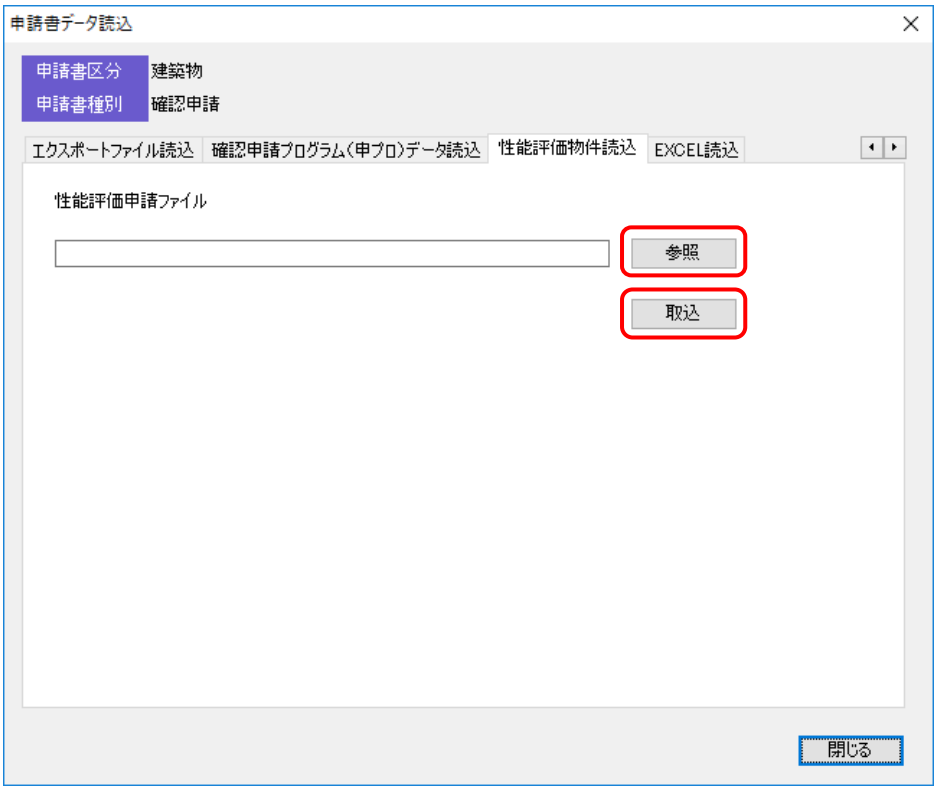


・ 確認申請プログラム（申プロ）で作成したデータファイル（XML 形式）が読込対象となります。

・ 読み込んだデータがそのままでは読み込めない場合は、以下の画面が表示されます。
画面の指示に従ってデータの分割や修正を行います。

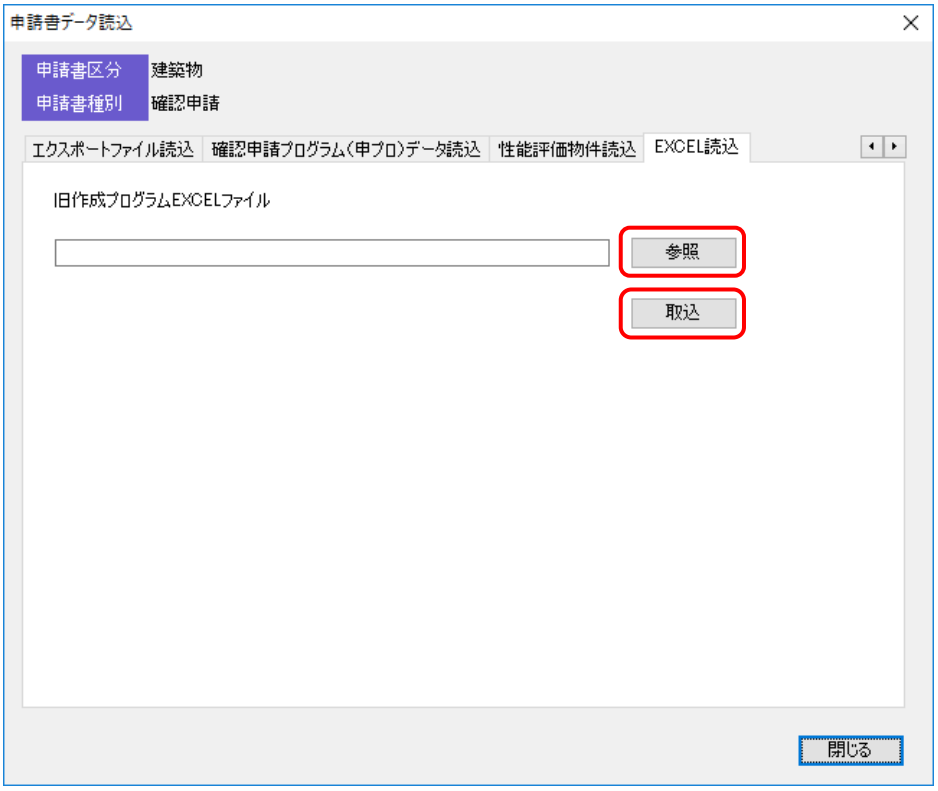


8. 「性能評価物件読込」タブの場合、「参照」ボタンをクリックして、取込対象ファイルを指定します。「取込」ボタンをクリックすることで、申請書データが読み込まれます。



- ファイル名の先頭が「EA」で始まる XML 形式の性能評価物件申請ファイルが読込対象となります。

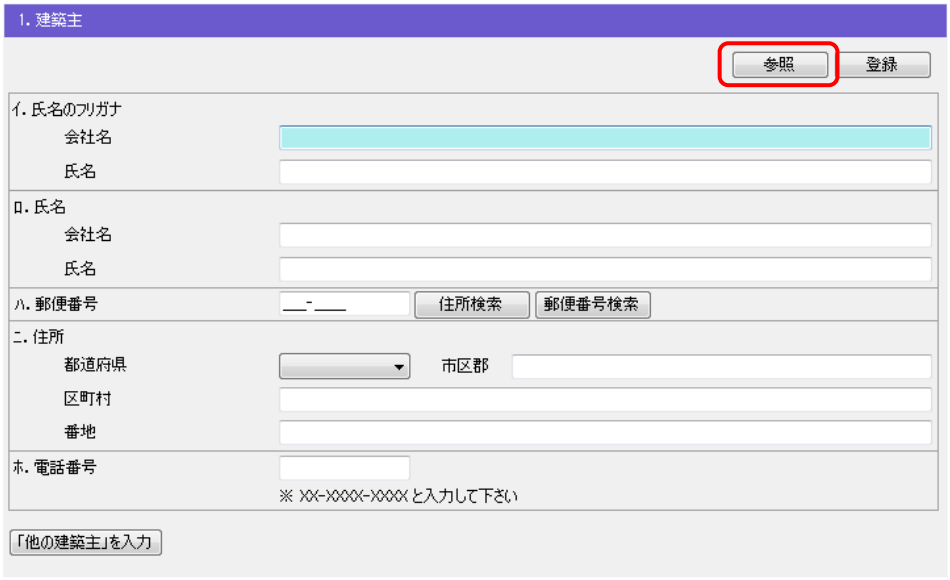
9. 「EXCEL 読込」タブの場合、「参照」ボタンをクリックして、取込対象ファイルを指定します。
「取込」ボタンをクリックすることで、申請書データが読み込まれます。



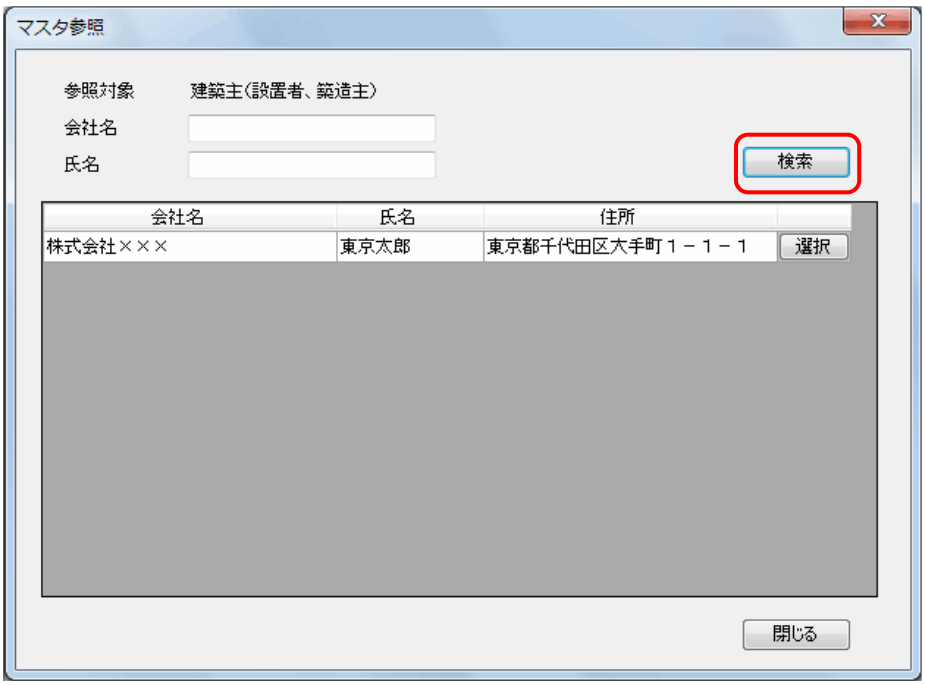
- ファイル名の先頭が「FD」で始まる旧作成プログラムの EXCEL ファイルが読込対象となります。
- 現在編集中の申請書が「確認申請書」、「計画変更確認申請書」、「計画通知書」、「計画変更通知書」の場合
 - 現在編集中の申請書と区分が一致する確認申請書を読込可能です。
- 現在編集中の申請書が「中間検査申請書」、「特定工程工事終了通知書」の場合
 - 現在編集中の申請書と区分が一致する確認申請書、中間検査申請書を読込可能です。
- 現在編集中の申請書が「完了検査申請書」、「工事完了通知書」の場合
 - 現在編集中の申請書と区分が一致する確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書を読込可能です。

2.2.9. 「マスタ参照」ダイアログ

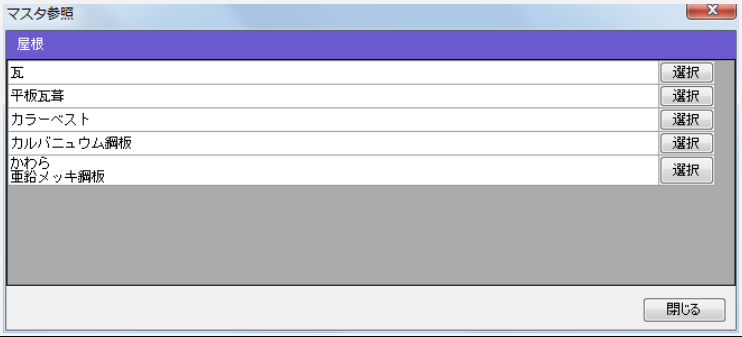
1. 申請書作成画面で、入力欄の上側にある「参照」ボタンをクリックします。



2. 「マスタ参照」ダイアログが表示されます。
絞り込みを行う場合は、会社名、氏名を入力して、「検索」ボタンをクリックします。



・ 編集中の申請書の区分と、マスタの利用区分が一致するマスタが検索対象となります。
・ 呼び出し元の入力欄の種類によって、参照対象のマスタは以下の 4 種類があります。
 - 建築主（設置者、築造主）
 - 代理者、設計者、工事監理者
 - 工事施工者
 - 建築設備の設計に関し意見を聴いた者
・ 以下の 3 種類のマスタについては、絞り込み機能はありません。
 - 屋根
 - 外壁
 - 軒裏



3. 選択する項目の「選択」ボタンをクリックすることで、呼び出し元の入力欄にマスタの内容がコピーされます。



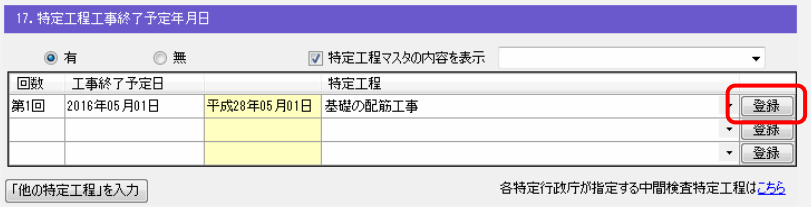
・ 入力中の内容が存在する場合、選択したマスタの内容ですべて上書きされます。

2.2.10. 「マスタ登録」ダイアログ

1. 申請書作成画面で、入力欄の上側にある「登録」ボタンをクリックします。

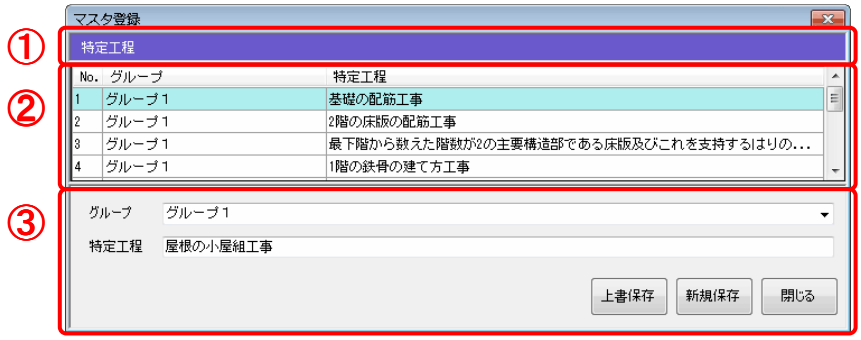


- 「特定工程」マスタの登録を行う際は、入力欄と同じ行にある「登録」ボタンをクリックします。



2.　「マスタ登録」ダイアログが表示されます。

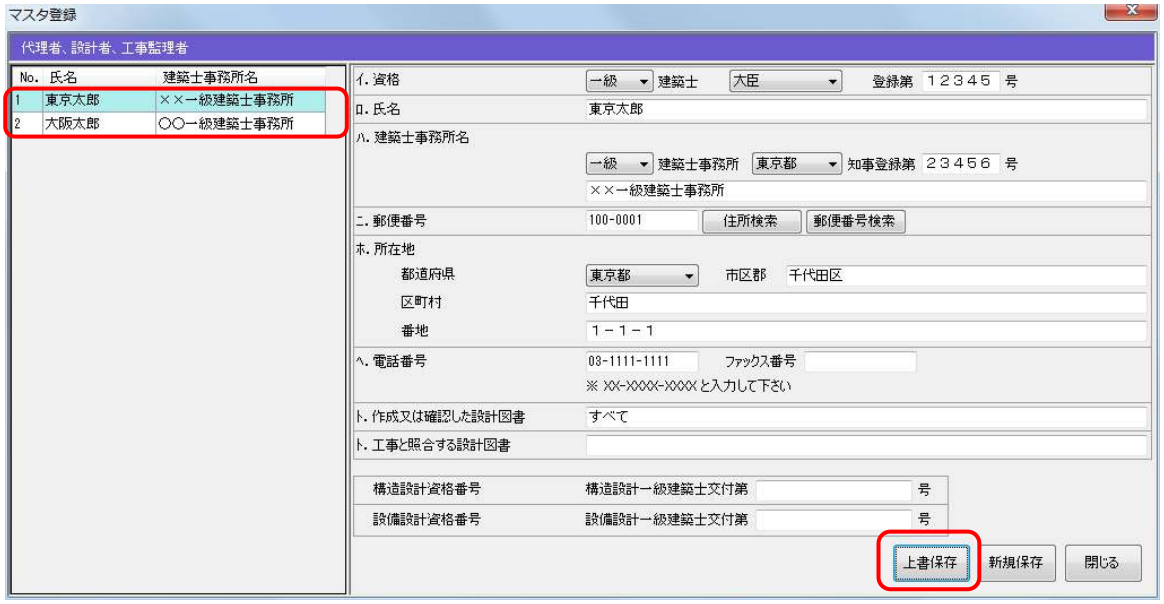




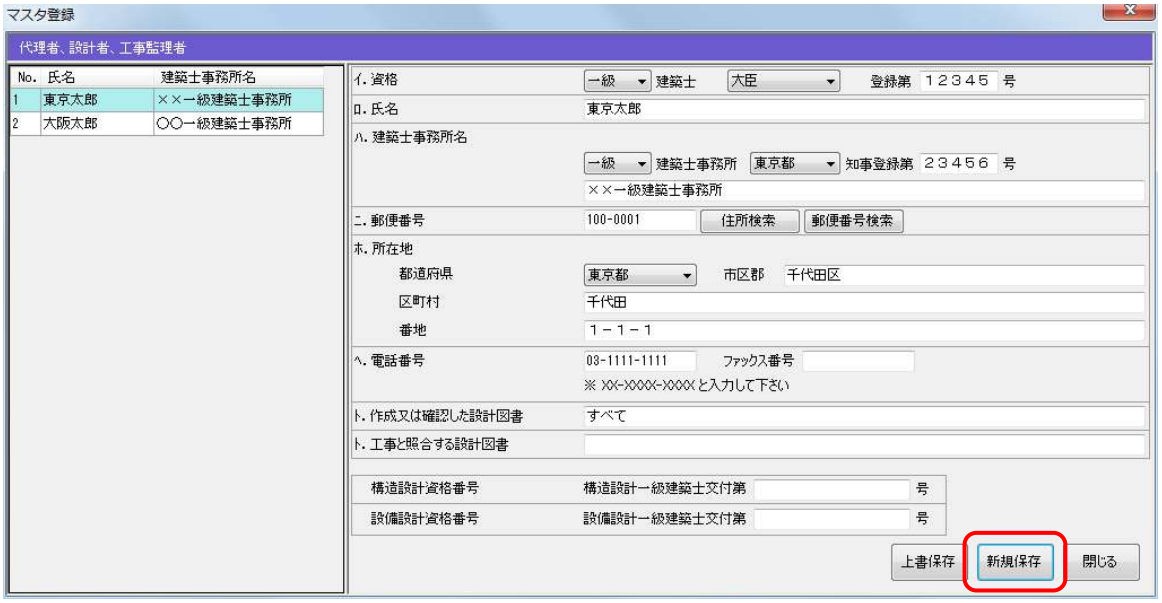
画面項目

No	項目	説明
1	マスタ種別	登録先となるマスタの名称です。
2	マスター一覧	編集中の申請書の区分と、マスタの利用区分が一致するマスタ情報が表示されます。
3	入力欄	ダイアログ表示元の入力欄の内容がコピーされます。

3. 既存のマスタを上書きする場合、上書き対象のマスタを選択して、「上書保存」ボタンをクリックします。



4. 新規マスタとして追加する場合、「新規保存」ボタンをクリックします。



- 「申請書作成」画面からマスタの新規登録を行った場合、現在編集中の申請書の区分を利用対象とするマスタとして保存が行われます。他の区分の申請書でも利用する場合は、「マスタ設定」画面から利用区分の設定を行ってください。
 詳細は、本マニュアルの「4.1.1　マスタ設定を行う」を確認してください。

2.2.11. 委任状の作成

1. サイドメニューの「委任状」ボタンをクリックします。
「委任状」画面が表示されます。

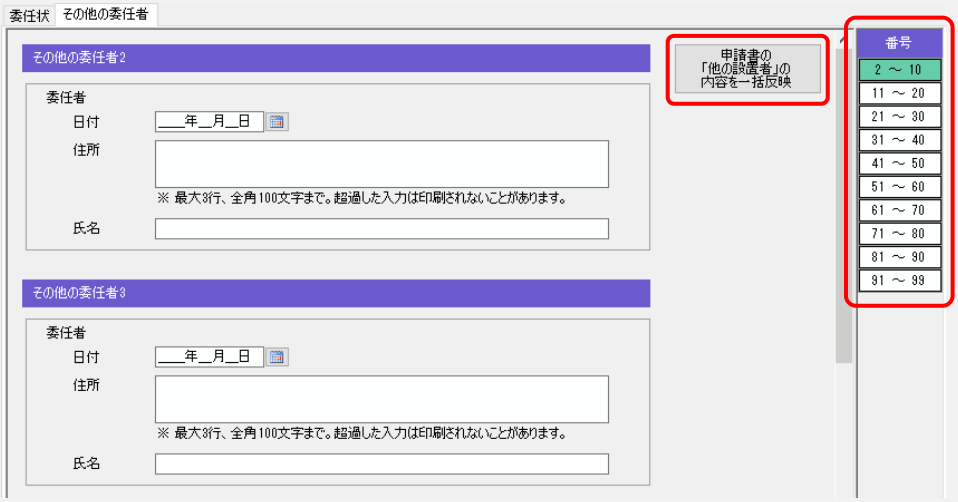


入力補助機能

No	項目	説明
1	クリア	委任状のすべての内容がクリアされます。
2	プレビュー	現在の内容で委任状を印刷する際のプレビューが表示されます。
3	委任する業務	初期値として、現在編集中の申請書の業務がチェックされます。 ※計画変更確認申請および計画変更通知は、確認申請および計画通知をチェックした場合にチェックが可能になります。
4	申請書の入力内容をコピ	申請書の該当項目に入力された内容をコピーします。

	ー	
5	「その他の委任者」を入力	委任者を追加する場合は、「「その他の委任者」を入力」ボタン、または「その他の委任者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
6	作成上の注意事項	委任状の作成上の注意事項を記載した PDF ファイルを表示します。

- その他の委任者は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
- 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
- 「「申請書の「他の〇〇」の内容を一括反映」ボタンをクリックすることで、呼び出し元の情報を一括反映することができます。



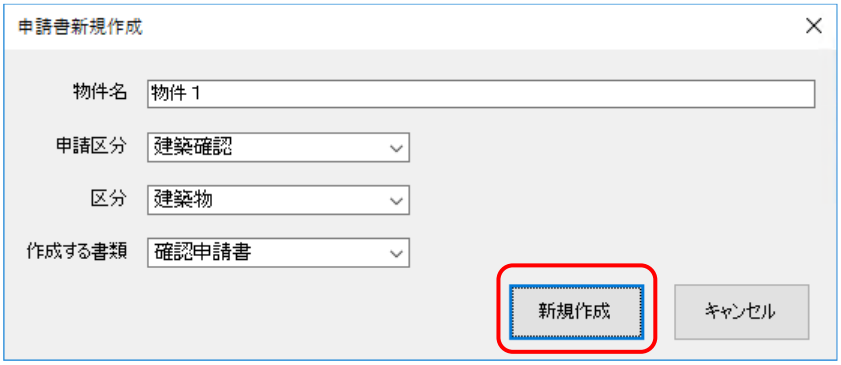
- 委任状の本文は、オプション設定で変更可能です。
 詳細は、本マニュアルの「1.5.7　委任状本文」を確認してください。

2.3. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（建築物）の作成

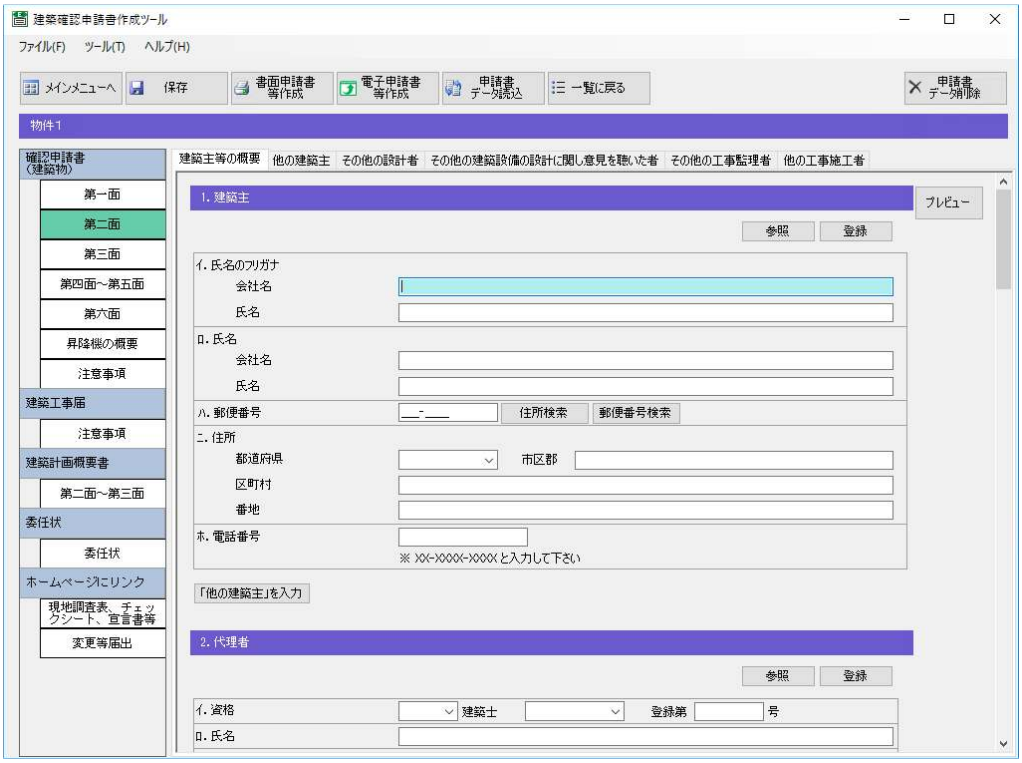
確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書（建築物）の作成に関して記載します。

2.3.1. 作成の概要

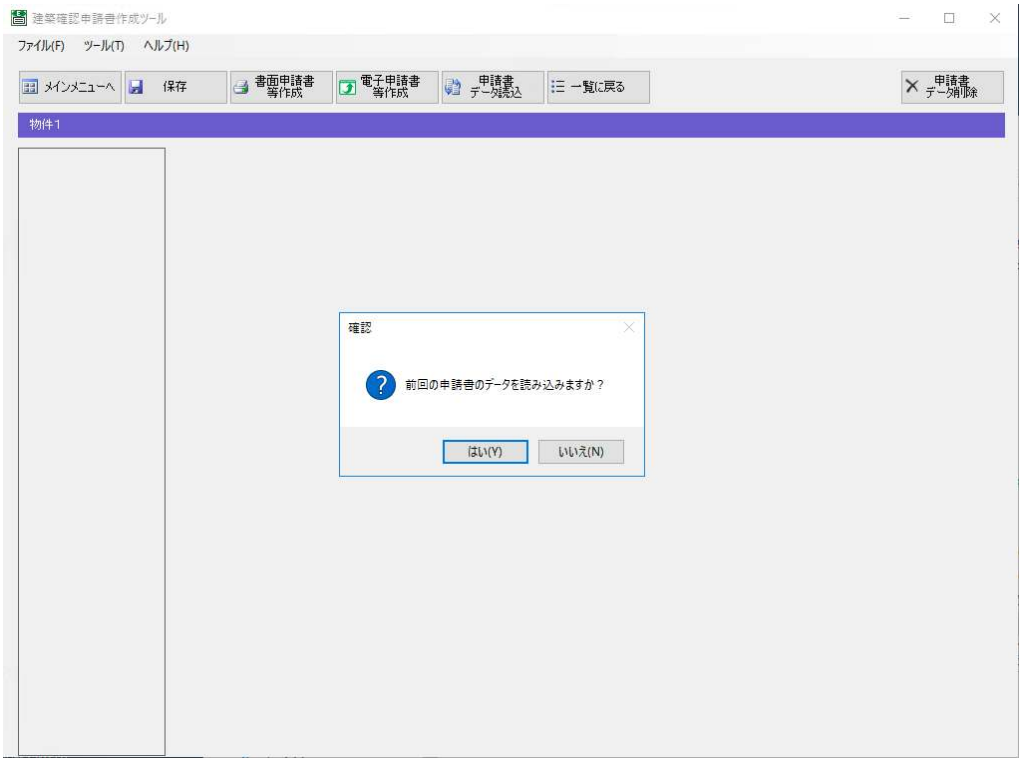
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。



3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



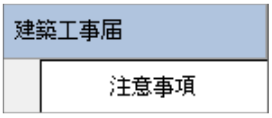
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



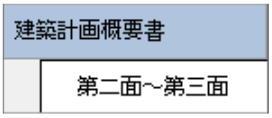
項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	建築主等の概要を入力します。
第三面	建築物及びその敷地に関する事項を入力します。
第四面～第五面	建築物の棟別概要・建築物の階別概要を入力します。
第六面	建築物独立部分別概要を入力します。
昇降機の概要	昇降機を併願申請する場合に、併願情報となる昇降機の概要を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項を PDF ファイルで表示します。

サイドバー（建築工事届）



項目	説明
注意事項	建築工事届に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（建築計画概要書）



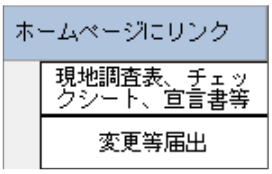
項目	説明
第二面～第三面	建築計画概要書の第二面および第三面を選択します。

サイドバー（委任状）



項目	説明
委任状	委任状を入力します。

サイドバー（ホームページにリンク）

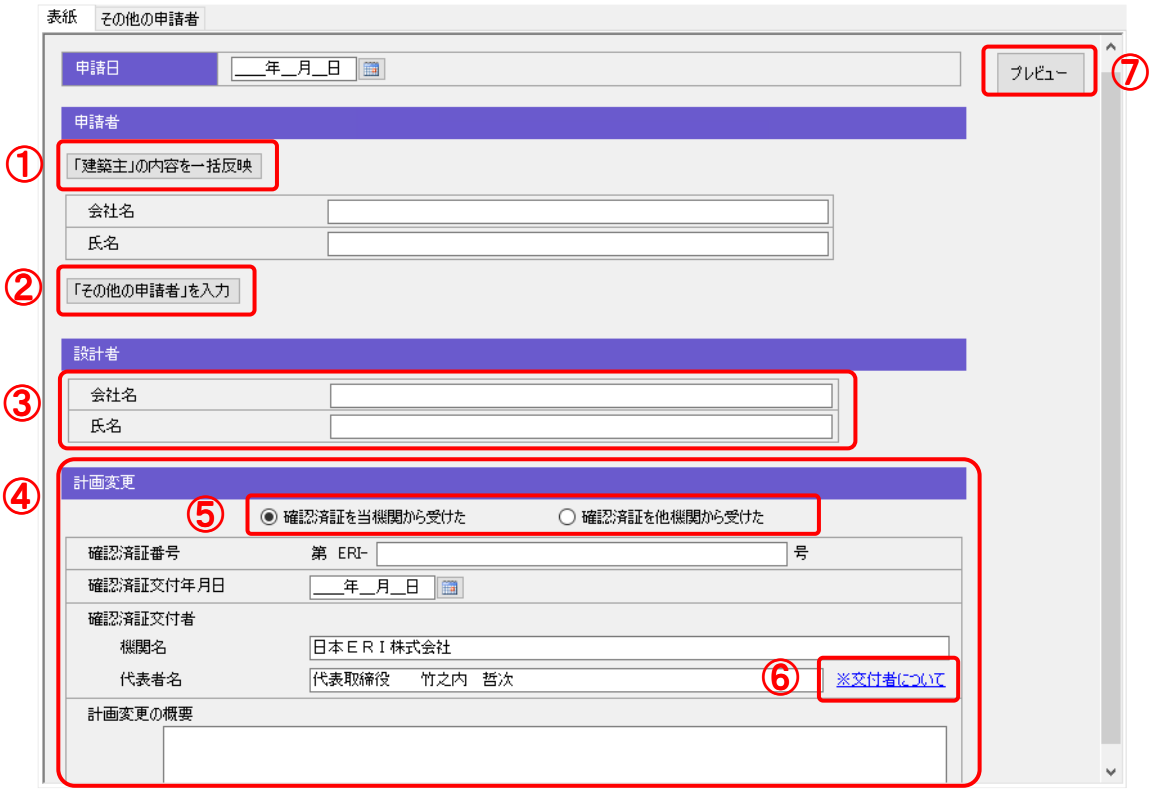


項目	説明
現地調査表、チェックシート、宣言書等	ブラウザが立ち上がり、現地調査表、チェックシート、宣言書等のダウンロードページが表示されます。
変更等届出	ブラウザが立ち上がり、変更等届出のダウンロードページが表示されます。

2.3.2. 入力画面の概要

確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（建築物）の入力画面について記載します。

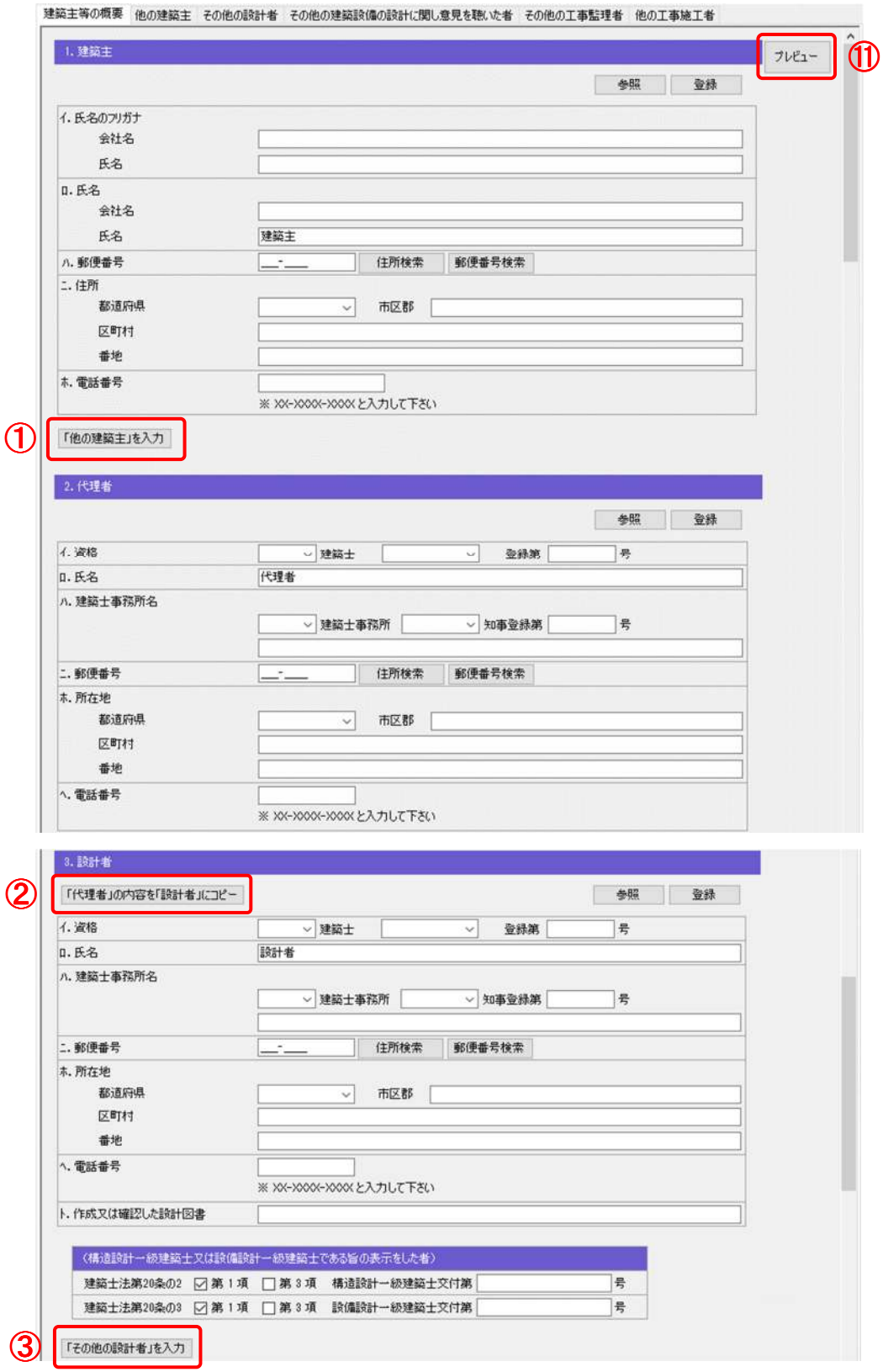
第一面



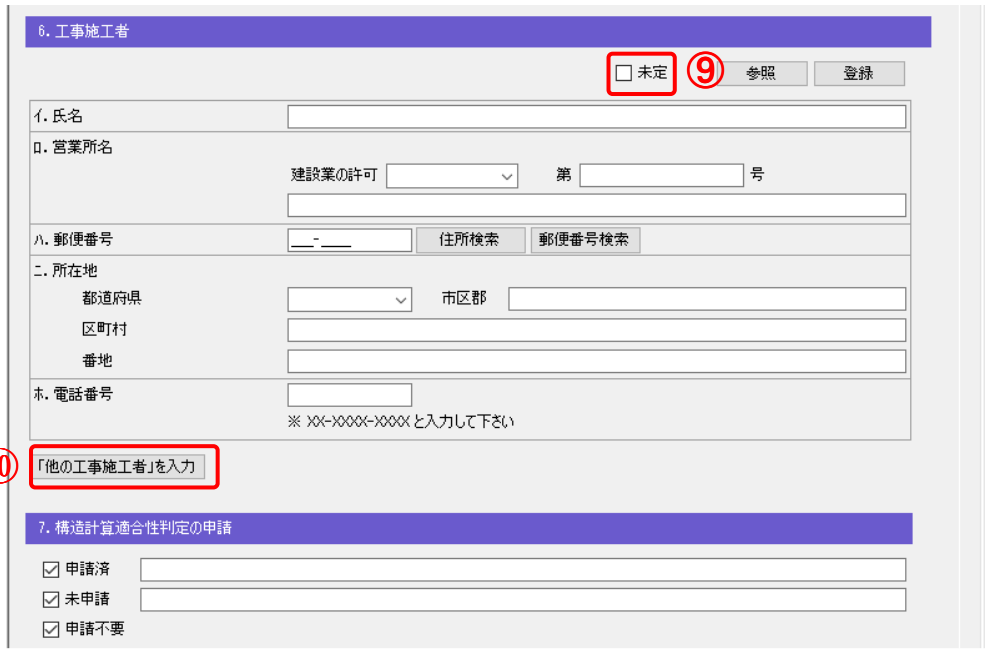
入力補助機能

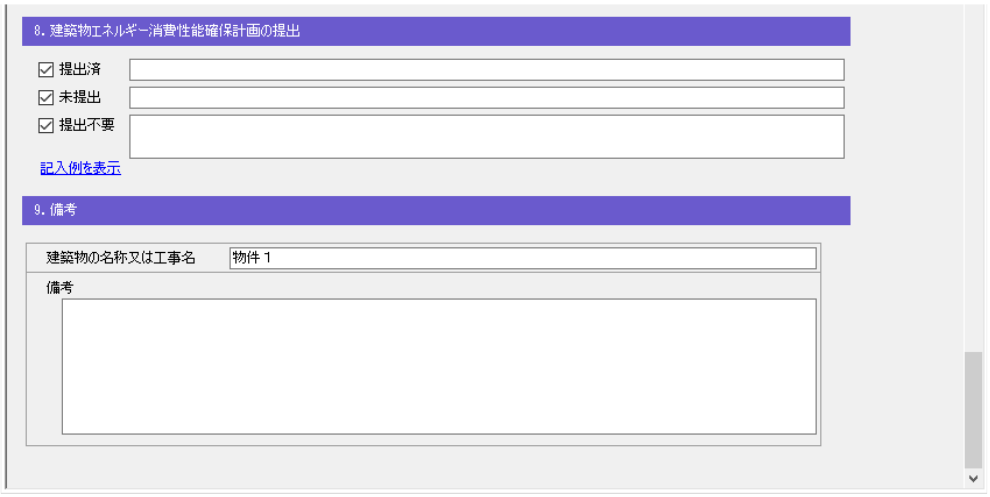
No	項目	説明
1	「建築主」の内容を一括反映	「第二面（建築主等の概要)」画面の「1.建築主」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（建築主等の概要)」画面で、「他の建築主」にも入力がある場合は、最大5名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大5名まで入力可能です。
3	設計者	「第二面（建築主等の概要)」画面の「3.設計者」を入力または変更した場合、同内容が自動更新されます。
4	計画変更	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
5	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
6	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
7	プレビュー	現在の内容で第一面を印刷する際のプレビューが表示されます。

第二面


建築主等の概要
他の建築主
その他の設計者
その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者
その他の工事監理者
他の工事施工者
1. 建築主
プレビュー
⑪
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
氏名
ロ. 氏名
会社名
氏名
建築主
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の建築主」を入力
2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
建築士
登録第
号
ロ. 氏名
代理者
ハ. 建築士事務所名
建築士事務所
知事登録第
号
ニ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ヘ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
建築士
登録第
号
ロ. 氏名
設計者
ハ. 建築士事務所名
建築士事務所
知事登録第
号
ニ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ヘ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 作成又は確認した設計図書
(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
建築士法第20条の2 第1項 第3項 構造設計一級建築士交付第 号
建築士法第20条の3 第1項 第3項 設備設計一級建築士交付第 号
③
「その他の設計者」を入力


4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 勤務先
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ヘ. 登録番号
ト. 意見を聴いた設計図書
④
「その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者」を入力
5. 工事監理者
⑤
「代理者」の内容を「工事監理者」にコピー
「設計者」の内容を「工事監理者」にコピー
未定
⑦
参照
登録
イ. 資格
建築士
⑥
登録第
号
ロ. 氏名
ハ. 建築士事務所名
建築士事務所
知事登録第
号
ニ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ヘ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 工事と照合する設計図書
⑧
「その他の工事監理者」を入力


6. 工事施工者
未定
⑨
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
⑩
「他の工事施工者」を入力
7. 構造計算適合性判定の申請
申請済
未申請
申請不要


8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出
提出済
未提出
提出不要
記入例を表示
9. 備考
建築物の名称又は工事名
物件１
備考

入力補助機能

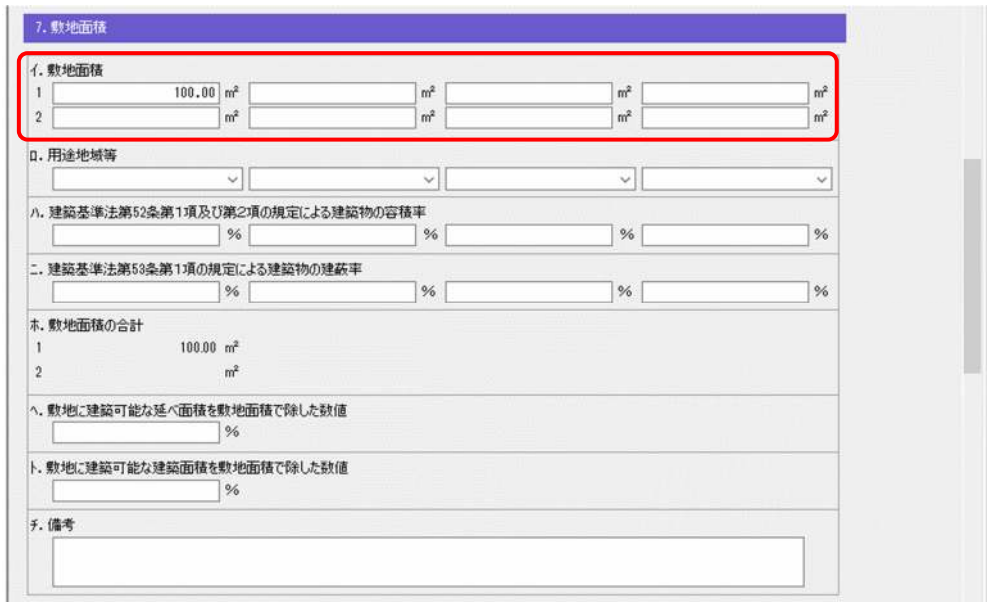
No	項目	説明
1	「他の建築主」を入力	建築主を追加する場合は、「「他の建築主」を入力」ボタン、または「他の建築主」タブをクリックします。 代表の建築主を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者」を入力	建築設備の設計に関し意見を聴いた者を追加する場合は、「「その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者」を入力」ボタン、または「その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
5	「代理者」の内容を「工事監理者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「5. 工事監理者」にコピーされます。
6	「設計者」の内容を「工事監理者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「5. 工事監理者」にコピーされます。
7	工事監理者の未定チェック	「5. 工事監理者」が未定の場合にチェックします。 チェックすると「ﾛ. 氏名」に自動的に「未定」と入力されます。 内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
8	「その他の工事監理者」を入力	工事監理者を追加する場合は、「「その他の工事監理者」を入力」ボタン、または「その他の工事監理者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
9	工事施工者の未定チェック	「6. 工事施工者」が未定の場合にチェックします。 チェックすると「ｲ. 氏名」に自動的に「未定」と入力されます。 内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
10	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
11	プレビュー	現在の内容で第二面を印刷する際のプレビューが表示されます。

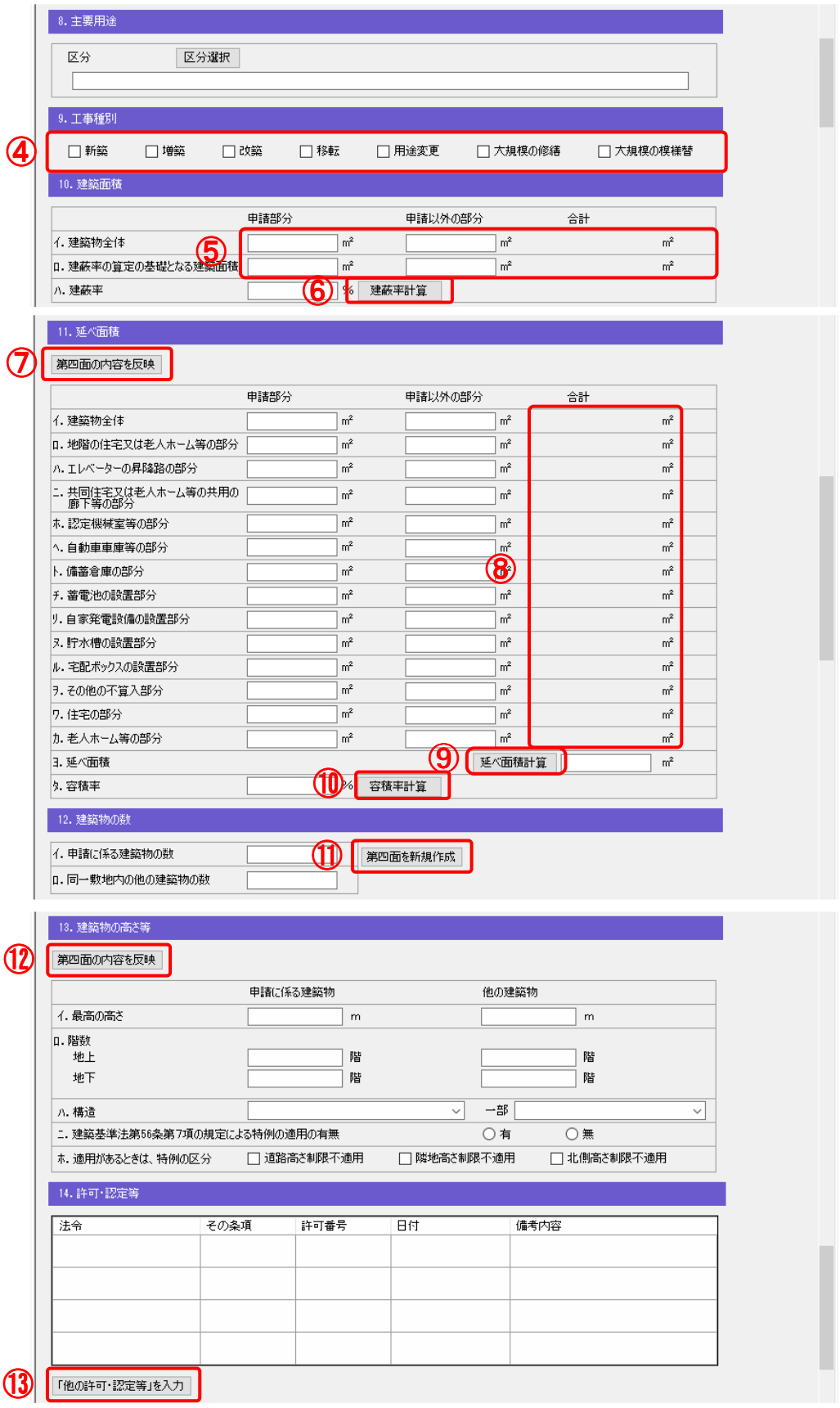
・「他の建築主」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
・画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
・「「代表となる〇〇」の内容をコピー」ボタンをクリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
・「〇〇の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。

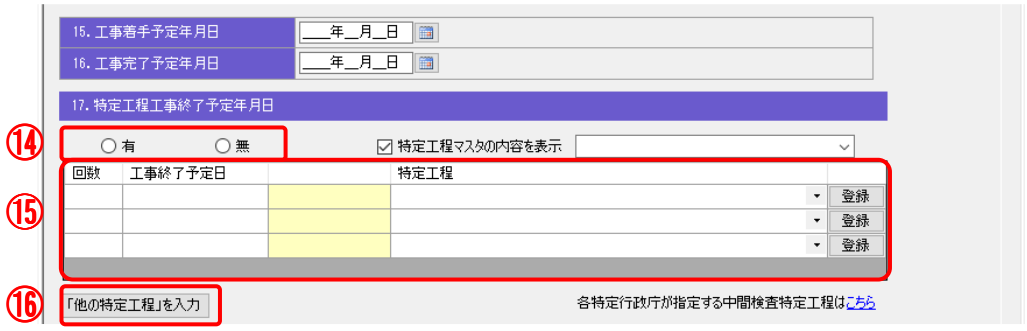


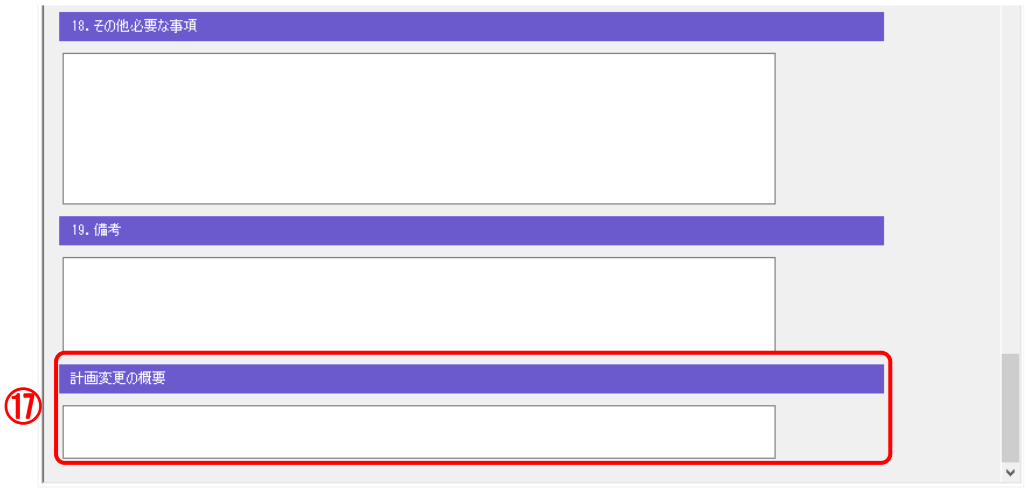
第三面


建築物及びその敷地に関する事項
他の許可・認定等
他の特定工程
1. 地名地番
プレビュー
⑱
郵便番号
住所検索
都道府県
市区郡
※仮換地の場合
①
区町村
番地
2. 住居表示
②
「地名地番」の内容を「住居表示」にコピー
郵便番号
住所検索
都道府県
市区郡
区町村
番地
3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等
都市計画区域内
市街化区域
市街化調整区域
区域区分非設定
準都市計画区域内
都市計画区域及び準都市計画区域外
4. 防火地域
防火地域
準防火地域
指定なし
5. その他の区域、地域、地区又は街区
参照
登録
6. 道路
建築基準法第43条第2項1号認定・2号許可あり（14許可・認定等に許可の内容を記入して下さい）
イ. 幅員
m
ロ. 敷地と接している部分の長さ
m


7. 敷地面積
③
イ. 敷地面積
1
100.00 m²
2
ロ. 用途地域等
ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率
ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率
ホ. 敷地面積の合計
1
100.00 m²
2
m²
ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値
ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
チ. 備考


8. 主要用途
区分
区分選択
9. 工事種別
④
新築
増築
改築
移転
用途変更
大規模の修繕
大規模の模様替
10. 建築面積
申請部分
申請以外の部分
合計
イ. 建築物全体
⑤
ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積
ハ. 建蔽率
⑥
%
建蔽率計算
11. 延べ面積
⑦
第四面の内容を反映
申請部分
申請以外の部分
合計
イ. 建築物全体
ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分
ハ. エレベーターの昇降路の部分
ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分
ホ. 認定機械室等の部分
ヘ. 自動車車庫等の部分
ト. 備蓄倉庫の部分
⑧
チ. 蓄電池の設置部分
リ. 自家発電設備の設置部分
ヌ. 貯水槽の設置部分
ル. 宅配ボックスの設置部分
ヲ. その他の不算入部分
ワ. 住宅の部分
カ. 老人ホーム等の部分
ヨ. 延べ面積
⑨
延べ面積計算
タ. 容積率
⑩
%
容積率計算
12. 建築物の数
イ. 申請に係る建築物の数
⑪
第四面を新規作成
ロ. 同一敷地内の他の建築物の数
13. 建築物の高さ等
⑫
第四面の内容を反映
申請に係る建築物
他の建築物
イ. 最高の高さ
m
ロ. 階数
地上
階
地下
階
ハ. 構造
一部
ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無
有
無
ホ. 適用があるときは、特例の区分
道路高さ制限不適用
隣地高さ制限不適用
北側高さ制限不適用
14. 許可・認定等
法令
その条項
許可番号
日付
備考内容
⑬
「他の許可・認定等」を入力


15. 工事着手予定年月日
___年__月__日
16. 工事完了予定年月日
___年__月__日
17. 特定工程工事終了予定年月日
⑭
有
無
特定工程マスタの内容を表示
⑮
回数
工事終了予定日
特定工程
登録
登録
登録
⑯
「他の特定工程」を入力
各特定行政庁が指定する中間検査特定工程はこちら


18. その他必要な事項
19. 備考
⑰
計画変更の概要

入力補助機能

No	項目	説明
1	仮換地の場合	仮換地の場合の入力方法についてのメッセージが表示されます。
2	「地名番地」の内容を「住居表示」にコピー	「地名番地」欄の都道府県、市区郡、区町村が「住居表示」欄にコピーされます。
3	敷地面積	敷地面積 1（上段）に入力した場合、敷地面積 1 が合計されて「7.敷地面積-ﾎ.敷地面積の合計 1」に表示されます。(A) 敷地面積 2（下段）に入力した場合、敷地面積 2 が合計されて「7.敷地面積-ﾎ.敷地面積の合計 2」に表示されます。(B)
4	工事種別	「新築」をチェックした場合、他の項目にチェックを付けることはできません。また、「新築」以外を 1 つ以上チェックした場合、「新築」にチェックを付けることはできません。
5	建築面積	申請部分及び申請以外の部分に入力した場合、合計が表示されます。(C)
6	建蔽率計算	建蔽率が計算されて「ﾊ.建蔽率」に表示されます。(D) 「ﾊ.建蔽率」は、手入力も可能です。関連項目に入力がない場合、計算は行われません。
7	第四面の内容を反映（延べ面積）	「第四面～第五面」画面で入力した棟ごとの「12.床面積（申請部分合計）」と「12.床面積（申請以外の部分合計）」がそれぞれ合計されて、「11.延べ面積-ｲ.建築物全体」の「申請部分」と「申請以外の部分」に表示されます。
8	延べ面積	申請部分及び申請以外の部分に入力した場合、項目ごとの合計が表示されます。(E)
9	延べ面積計算	延べ面積を計算して「ﾖ.延べ面積」に表示されます。(F) 「ﾖ.延べ面積」は、手入力も可能です。関連項目に入力がない場合、計算は行われません。
10	容積率計算	容積率を計算して「ﾀ.容積率」に表示されます。(G) 「ﾀ.容積率」は、手入力も可能です。関連項目に入力がない場合、計算は行われません。
11	棟情報を新規作成	「12.建築物の数-ｲ.申請に係る建築物の数」に入力した数量で、第四面の棟情報の入力欄が作成されます。
12	第四面の内容を反映（建築物の高さ等）	「第四面～第五面」画面で入力した棟ごとの「9.高さ-最高の高さ」、「8.階数-ｲ.地階を除く階数」、「8.階数-ﾛ.地階の階数」からそれぞれ最大の値を取得して、「13.建築物の高さ等-ｲ.最高の高さ（申請に係る建築物）」、「13.建築物の高さ等-ﾛ.階数地上（申請に係る建築物）」、「13.建

		築物の高さ等-ﾛ.階数地下（申請に係る建築物）」に表示されます。
13	「他の許可・認定等」を入力	許可・認定等を追加する場合は、「「他の許可・認定等」を入力」ボタン、または「他の許可・認定等」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 3 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
14	特定工程の有無	特定工程がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 特定工程がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
15	特定工程工事終了予定年月日	「工事終了予定日」に日付を入力すると、「回数」が自動入力されます。
16	「他の特定工程」を入力	特定工程を追加する場合は、「「他の特定工程」を入力」ボタン、または「他の特定工程」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 3 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
17	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。 入力した内容は、申請書の「18.その他必要な事項」に記載されます。
18	プレビュー	現在の内容で第三面を印刷する際のプレビューが表示されます。

計算の詳細

面積の計算値は、小数点二桁までの値が使用されます。

No	項目	計算式
A	ﾎ.敷地面積の合計 1	「7.敷地面積-ｲ.敷地面積 1」の 4 か所の合計
B	ﾎ.敷地面積の合計 2	「7.敷地面積-ｲ.敷地面積 2」の 4 か所の合計
C	ｲ.建築面積（合計）	項目ごとのの「申請部分」＋「申請以外の部分」
D	ﾛ.建蔽率	「10.建築面積-ﾛ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積（合計）」÷「7.敷地面積-ﾎ.敷地面積の合計 1 ※1」×100 ※1：「7.敷地面積-ﾎ.敷地面積の合計 2」が入力されていれば、その数値を使用
E	延べ面積（ｲ.～ｶ.の合計）	項目ごとの「申請部分」＋「申請以外の部分」
F	延べ面積（ﾖ.の合計）	「ｲ.建築物全体（合計）」－ 「ﾛ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分（合計）※1」－ 「ﾊ.エレベーターの昇降路の部分（合計）」－ 「ﾆ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分（合計）」－ 「ﾎ.認定機械室等の部分（合計）」－ 「ﾍ.自動車車庫等の部分（合計）※2」－ 「ﾄ.備蓄倉庫の部分（合計）※3」－

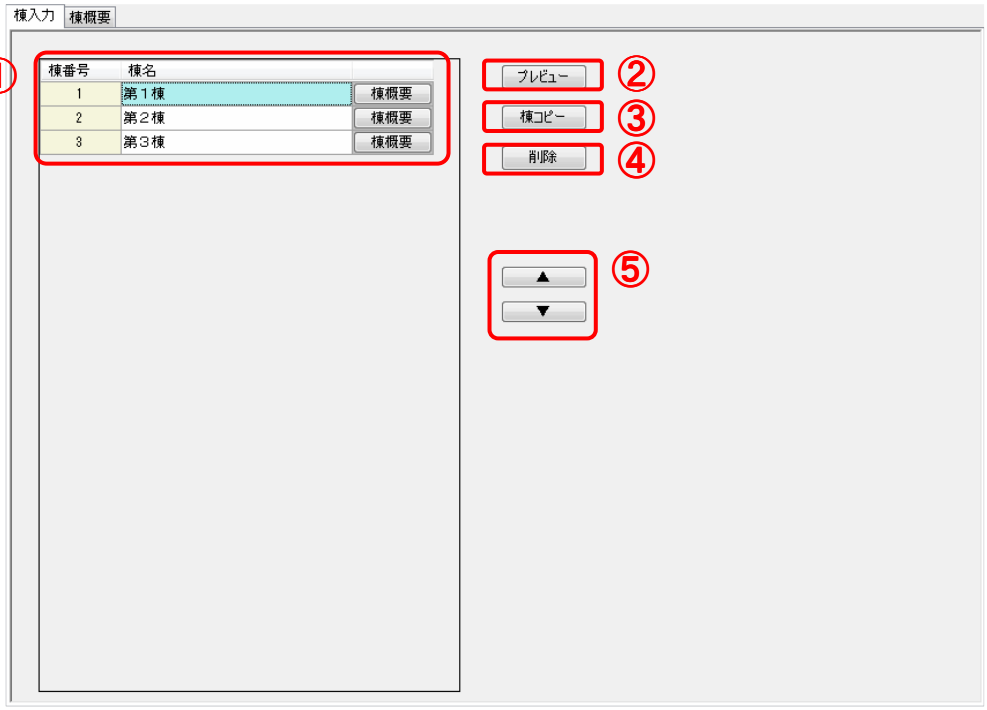
		「ﾁ.蓄電池の設置部分（合計）※4」－ 「ﾘ.自家発電設備の設置部分（合計）※5」－ 「ﾇ.貯水槽の設置部分（合計）※6」－ 「ﾙ.宅配ボックスの設置部分（合計）※7」－ 「ﾖ.その他の不算入部分（合計）」 ※1：(「ﾜ.住宅の部分（合計）」＋「ｶ. 老人ホーム等の部分（合計）」）÷3の方が小さければ、その数値を使用 ※2：「ｲ.建築物全体（合計）」÷5 の方が小さければ、その数値を使用 ※3：「ｲ.建築物全体（合計）」÷50 の方が小さければ、その数値を使用 ※4：「ｲ.建築物全体（合計）」÷50 の方が小さければ、その数値を使用 ※5：「ｲ.建築物全体（合計）」÷100 の方が小さければ、その数値を使用 ※6：「ｲ.建築物全体（合計）」÷100 の方が小さければ、その数値を使用 ※7：「ｲ.建築物全体（合計）」÷100 の方が小さければ、その数値を使用
G	ｶ.容積率	「11.延べ面積-ﾖ.延べ面積（合計）」÷「7.敷地面積-ﾎ.敷地面積の合計 1※1」×100 ※1：「7.敷地面積-ﾎ.敷地面積の合計 2」が入力されていれば、その数値を使用

- 「12.建築物の数」で棟情報の作成を行わない場合、第四面以降の入力は行えません。
- 棟数を増やして「棟情報を新規作成」ボタンをクリックした場合、入力欄が追加されます。
- 棟数を減らして「棟情報を新規作成」ボタンをクリックした場合、第四面の棟一覧で、減らした数の棟の入力欄がグレー表示となります。



棟番号	棟名	
1	第１棟	棟概要
2	第２棟	棟概要
3	第３棟	棟概要

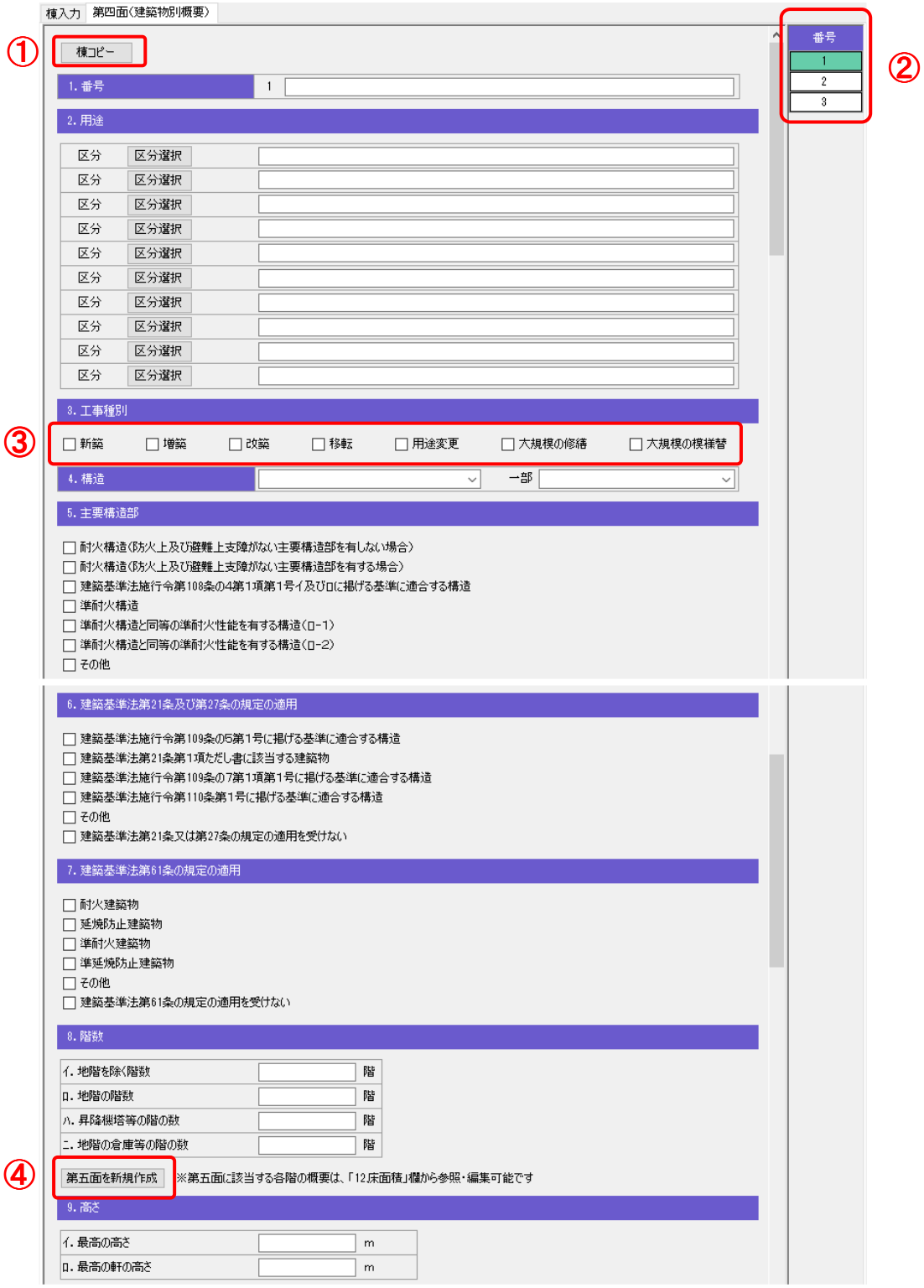
第四面（棟入力タブ）



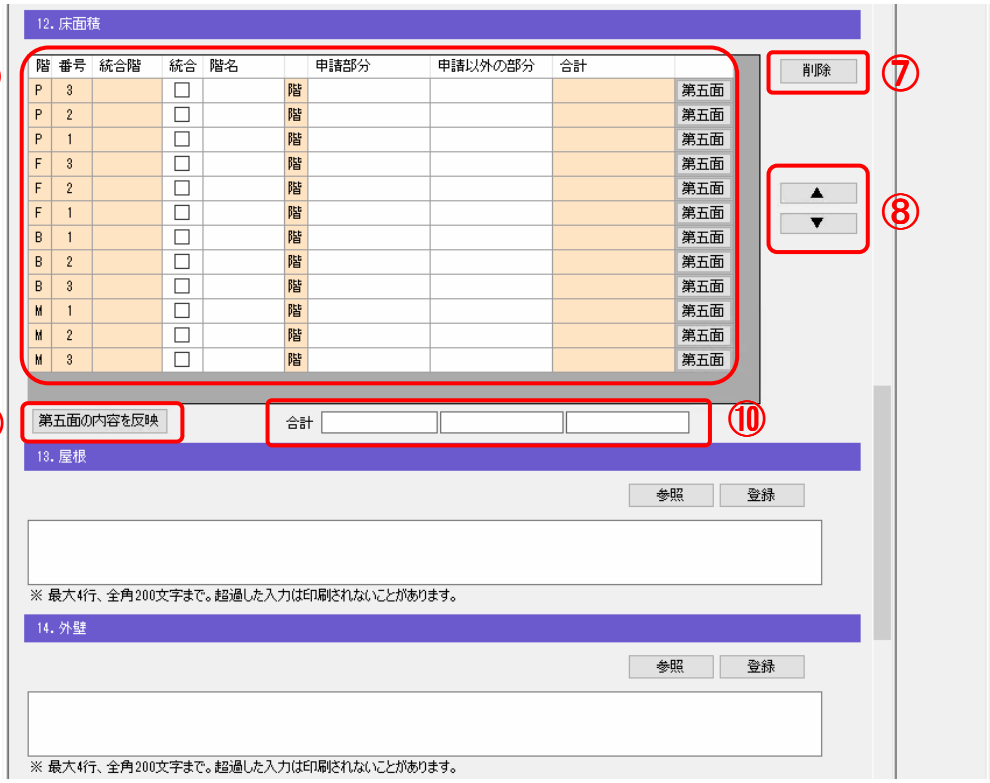
入力補助機能

No	項目	説明
1	棟一覧	第三面の「12.建築物の数」で作成した数の棟情報入力欄の一覧が表示されます。 「棟名」の入力内容は、「棟概要」画面の「1.番号」の入力内容と共有されます。 「棟概要」ボタンをクリックするか、「棟概要」タブをクリックすることで、棟ごとの詳細の入力を行います。
2	プレビュー	現在の内容で第四面および第五面を印刷する際のプレビューが表示されます。
3	棟コピー	「棟概要」画面で入力した内容を他の棟にコピーするダイアログが表示されます。  コピー元の棟とコピー先の棟を指定し、「コピー」ボタンをクリックすることで、棟に含まれるすべての内容がコピーされます（棟名を含む）。
4	削除	棟一覧で選択している棟情報が削除されます。
5	上移動（▲）/下移動（▼）	棟一覧で選択している棟情報が移動されます。 「▲」ボタンをクリックした場合は、棟一覧で選択している棟が 1 つ上の棟番号に移動されます。 「▼」ボタンをクリックした場合は、棟一覧で選択している棟が 1 つ下の棟番号に移動されます。

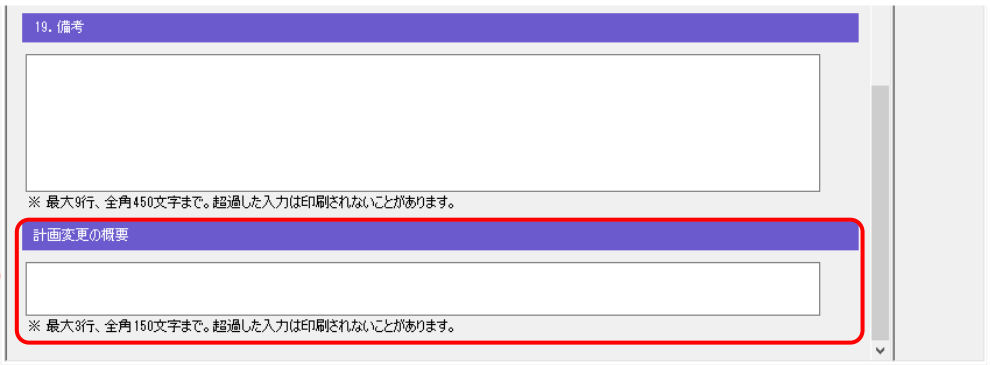
第四面（棟概要タブ）


棟入力
第四面(建築物別概要)
①
棟コピー
1. 番号
1
2. 用途
区分
区分選択
3. 工事種別
新築
増築
改築
移転
用途変更
大規模の修繕
大規模の模様替
③
4. 構造
一部
5. 主要構造部
耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-2)
その他
6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用
建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
7. 建築基準法第61条の規定の適用
耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
準延焼防止建築物
その他
建築基準法第61条の規定の適用を受けない
8. 階数
イ. 地階を除く階数
階
ロ. 地階の階数
階
ハ. 昇降機塔等の階の数
階
ニ. 地階の倉庫等の階の数
階
④
第五面を新規作成
※第五面に該当する各階の概要は、「12.床面積」欄から参照・編集可能です
9. 高さ
イ. 最高の高さ
m
ロ. 最高の軒の高さ
m
番号
1
2
3
②


10. 建築設備の種類
参照
登録
※ 最大4行、全角200文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
11. 確認の特例
イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無 ○ 有 ○ 無
ロ. 適用があるときは、特例の区分 □ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査
□ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査
（構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士）
(1) 氏名
(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号
ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無 ○ 有 ○ 無
ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分 第 号
ホ. 認定型式の認定番号 第 号
ヘ. 適合する一連の規定の区分
○ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
○ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
○ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ハ
※選択を解除する際はDeleteキーを押してください
ト. 認証型式部材等認証番号
⑤


12. 床面積
⑥
階 番号 統合階 統合 階名 申請部分 申請以外の部分 合計
P 3 □ 階 第五面
P 2 □ 階 第五面
P 1 □ 階 第五面
F 3 □ 階 第五面
F 2 □ 階 第五面
F 1 □ 階 第五面
B 1 □ 階 第五面
B 2 □ 階 第五面
B 3 □ 階 第五面
M 1 □ 階 第五面
M 2 □ 階 第五面
M 3 □ 階 第五面
削除
⑦
▲
▼
⑧
⑨
第五面の内容を反映
合計
⑩
13. 屋根
参照
登録
※ 最大4行、全角200文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
14. 外壁
参照
登録
※ 最大4行、全角200文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。


15. 軒裏
参照
登録
16. 居室の床の高さ
m
17. 便所の種類
18. その他必要な事項
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。


19. 備考
※ 最大9行、全角450文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
計画変更の概要
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。

⑪

入力補助機能

No	項目	説明
1	棟コピー	「棟概要」画面で入力した内容を他の棟にコピーするダイアログが表示されます。  コピー元の棟とコピー先の棟を指定し、「コピー」ボタンをクリックすることで、棟に含まれるすべての内容がコピーされます（棟名を含む）。
2	番号	棟概要の入力欄を切り替えます。 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
3	工事種別	「新築」をチェックした場合、他の項目にチェックを付けることはできません。また、「新築」以外を 1 つ以上チェックした場合、「新築」にチェックを付けることはできません。
4	第五面を新規作成	「8. 階数-ｲ. 地階を除く階数」、「8. 階数-ﾛ. 地階の階数」、「8. 階数-ﾊ. 昇降機塔等の階の数」、「8. 階数-ﾆ. 地階の倉庫等の階の階数」に入力した数量で、「12. 床面積」の階一覧が更新され、第五面の階情報の入力欄が作成されます。
5	確認の特例の有無	確認の特例がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 確認の特例がない場合、「無」を選択します。
6	階一覧	「8. 階数」で作成した数の階情報入力欄の一覧が表示されます。 「階名」の入力内容は、第五面の「2. 階」に表示されます。 「階」列は、「階種別略号＋下層からの通し番号」が表示されます。 「番号」列は、階種別ごとの通し番号が表示されます。 「第五面」ボタンをクリックすることで、第五面がダイアログで表示されます。 「統合」にチェックを付けることで、同じ種類で 1 つ下の階の入力内容が共有されます。 申請部分及び申請以外の部分に入力した場合、階ごとの合計が表示されます。(A)
7	削除	階一覧で選択している階情報が削除されます。
8	上移動（▲）/下移動（▼）	階一覧で選択している階情報が移動されます。

		「▲」ボタンをクリックした場合は、階一覧で選択している階が 1 つ上の階番号に移動されます。 「▼」ボタンをクリックした場合は、階一覧で選択している階が 1 つ下の階番号に移動されます。 階の移動は、同じ種類の階の中でのみ行うことができます。
9	第五面の内容を反映	「3.工事種別」で「新築」にチェックを付けている場合のみ使用することができます。 第五面の「7.用途別床面積」が階ごとに合計されて、「12.床面積」の各階の「申請部分」に表示されます。
10	合計	各階の申請部分及び申請以外の部分に入力した場合、申請部分、申請以外の部分、合計それぞれの合計が表示されます。(B) (C) (D)
11	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。

計算の詳細

面積の計算値は、小数点二桁までの値が使用されます。

No	項目	計算式
A	床面積（各階の合計）	階ごとの「申請部分」＋「申請以外の部分」
B	床面積（申請部分の合計）	各階の「申請部分」すべての合計
C	床面積（申請以外の部分の合計）	各階の「申請以外の部分」すべての合計
D	床面積（合計の合計）	各階の「合計」すべての合計

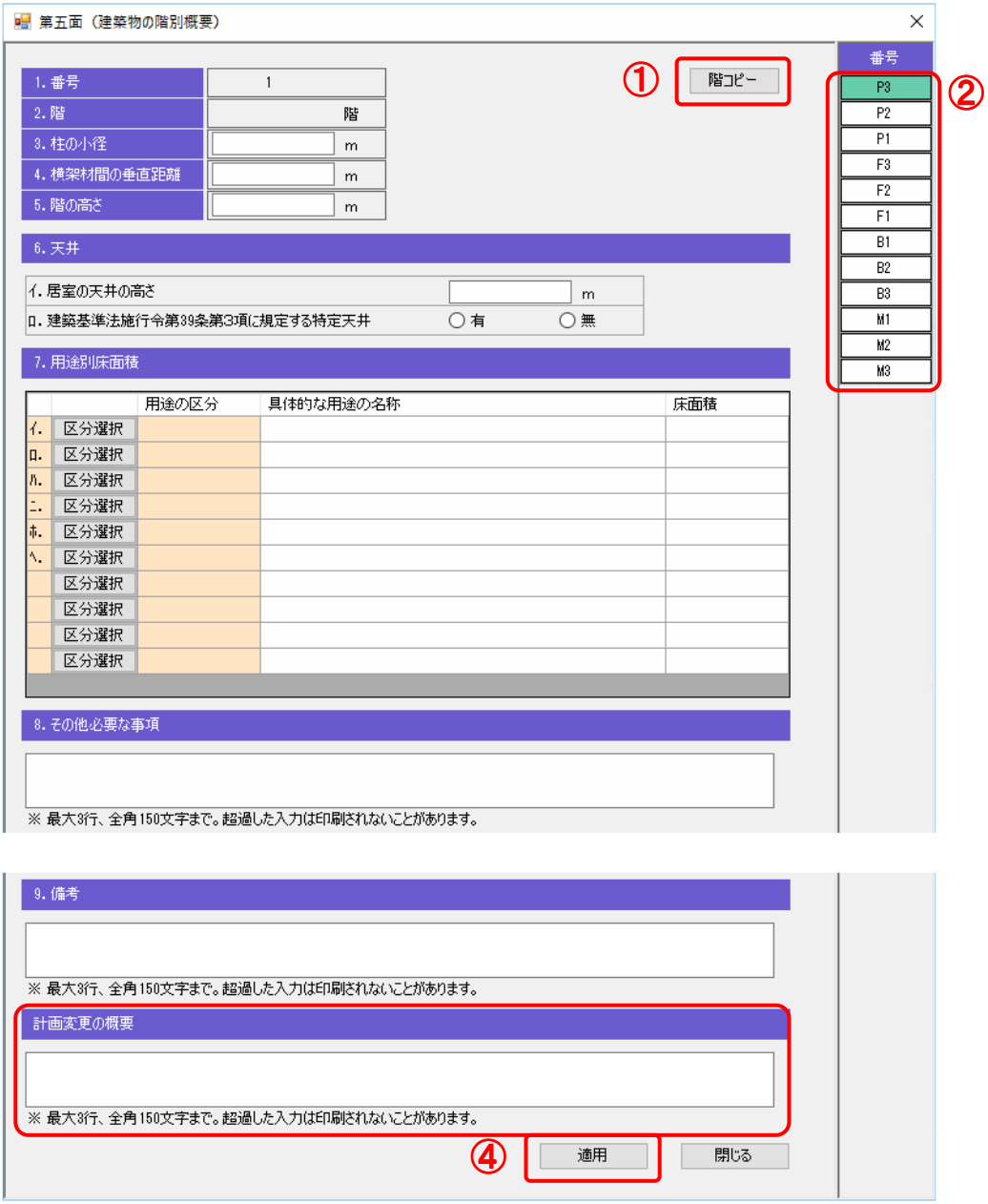


- 階種別の略号は、以下の種類を表します。
 - F：地階を除く階
 - B：地階
 - P：昇降機塔等の階
 - M：地階の倉庫等の階

- 「8. 階数」で階情報の作成を行わない場合、第五面の入力は行えません。
- 階数を増やして「階情報を新規作成」ボタンをクリックした場合、入力欄が追加されます。
- 階数を減らして「階情報を新規作成」ボタンをクリックした場合、減らした数の階の入力欄がグレー表示となります。
- 統合された階は、ピンク表示となります。階の種類をまたいだ統合を行うことはできません。

階	番号	統合階	統合	階名		申請部分	申請以外の部分	合計	
P	1		☐	昇降機	階	20.00		20.00	第五面
F	4		☐	4	階	80.00		80.00	第五面
F	3	F1と同じ	☑	3	階	80.00		80.00	第五面
F	2	F1と同じ	☑	2	階	80.00		80.00	第五面
F	1		☐	1	階	80.00		80.00	第五面
B	1		☐	地下1	階	80.00		80.00	第五面
B	2		☐	地下2	階	80.00		80.00	第五面
M	1		☐	倉庫	階	80.00		80.00	第五面

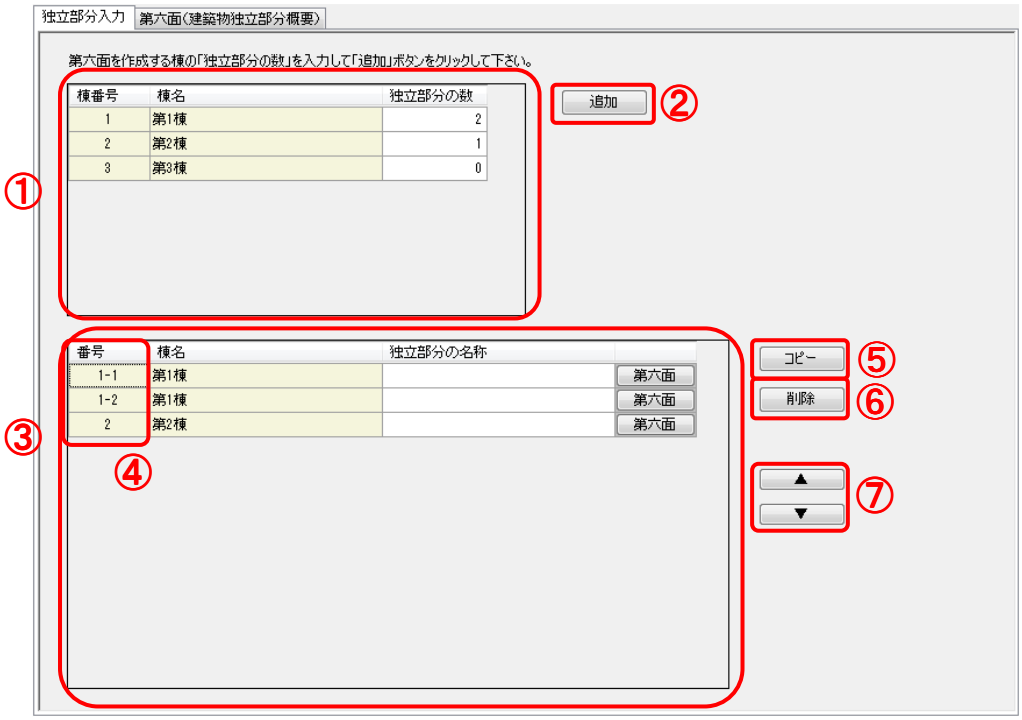
第五面


第五面（建築物の階別概要）
1. 番号
1
2. 階
階
3. 柱の小径
m
4. 横架材間の垂直距離
m
5. 階の高さ
m
①
階コピー
番号
P3
P2
P1
F3
F2
F1
B1
B2
B3
M1
M2
M3
②
6. 天井
イ. 居室の天井の高さ
m
ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井
有
無
7. 用途別床面積
用途の区分
具体的な用途の名称
床面積
イ.
ロ.
ハ.
ニ.
ホ.
ヘ.
区分選択
8. その他必要な事項
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
9. 備考
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
③
計画変更の概要
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
④
適用
閉じる

入力補助機能

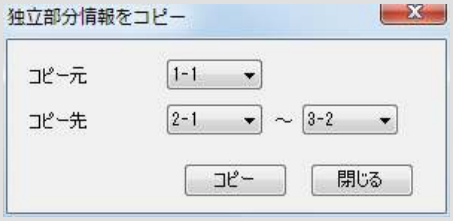
No	項目	説明
1	階コピー	「階概要」画面で入力した内容を他の階にコピーするダイアログが表示されます。  コピー元の階とコピー先の階を指定し、「コピー」ボタンをクリックすることで、階に含まれるすべての内容がコピーされます（階名を含まない）。 コピー元とコピー先の階種別が一致する場合のみコピーが可能です。
2	番号（画面切り替え）	階概要の入力欄を切り替えます。 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。 統合された階はピンク表示となり、編集は出来ません。
3	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
4	適用	「階概要」画面で入力した内容が、呼び出し元の棟概要の階情報として反映されます。 「適用」ボタンをクリックせずにダイアログを閉じた場合、入力内容はキャンセルされます。

第六面（独立部分入力タブ）



入力補助機能

No	項目	説明
1	棟一覧	第三面の「12. 建築物の数」で作成した棟情報に応じて、独立部分の数の入力欄の一覧が表示されます。 「棟番号」には第三面の「12. 建築物の数」で作成した棟番号が表示されます。 「棟名」には第四面の「棟入力」画面の「棟名」もしくは「棟概要」画面の「1. 番号」で入力した名称が表示されます。
2	追加	棟一覧に入力した「独立部分の数」に入力した数量で、独立部分一覧が更新され、第六面の建築物独立部分別概要の入力欄が作成されます。
3	独立部分一覧	「棟一覧」の「独立部分の数」をもとに作成された数の独立部分情報入力欄の一覧が表示されます。 「第六面」ボタンをクリックするか、「建築物独立部分別概要」タブをクリックすることで、独立部分ごとの詳細の入力を行います。
4	番号	第四面の棟に独立部分が一つしかない場合は、棟番号が表示されます。 独立部分が複数ある場合は、棟番号と棟ごとの独立部分の通し番号が表示されます。

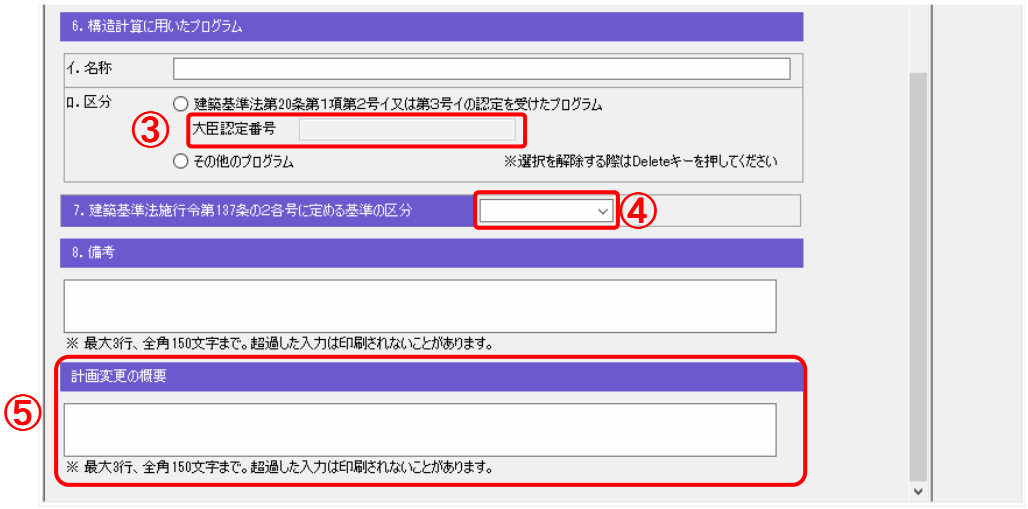
5	コピー	「建築物独立部分別概要」画面で入力した内容を他の建築物独立部分にコピーするダイアログが表示されます。  コピー元の独立部分とコピー先の独立部分を指定し、「コピー」ボタンをクリックすることで、独立部分に含まれるすべての内容がコピーされます（独立部分の名称を含む）。
6	削除	独立部分一覧で選択している独立部分情報が削除されます。
7	上移動（▲）/下移動（▼）	独立部分一覧で選択している独立部分情報が移動されます。 「▲」ボタンをクリックした場合は、独立部分一覧で選択している独立部分が１つ上の番号に移動されます。 「▼」ボタンをクリックした場合は、独立部分一覧で選択している独立部分が１つ下の番号に移動されます。

- 「追加」で建築物独立部分別概要情報の作成を行わない場合、第六面以降の入力は行えません。
- 独立部分の数を増やして「追加」ボタンをクリックした場合、独立部分一覧に入力欄が追加されます。
- 独立部分の数を減らして「追加」ボタンをクリックした場合、独立部分一覧で、減らした数の独立部分の入力欄がグレー表示となります。



第六面（建築物独立部分別概要タブ）

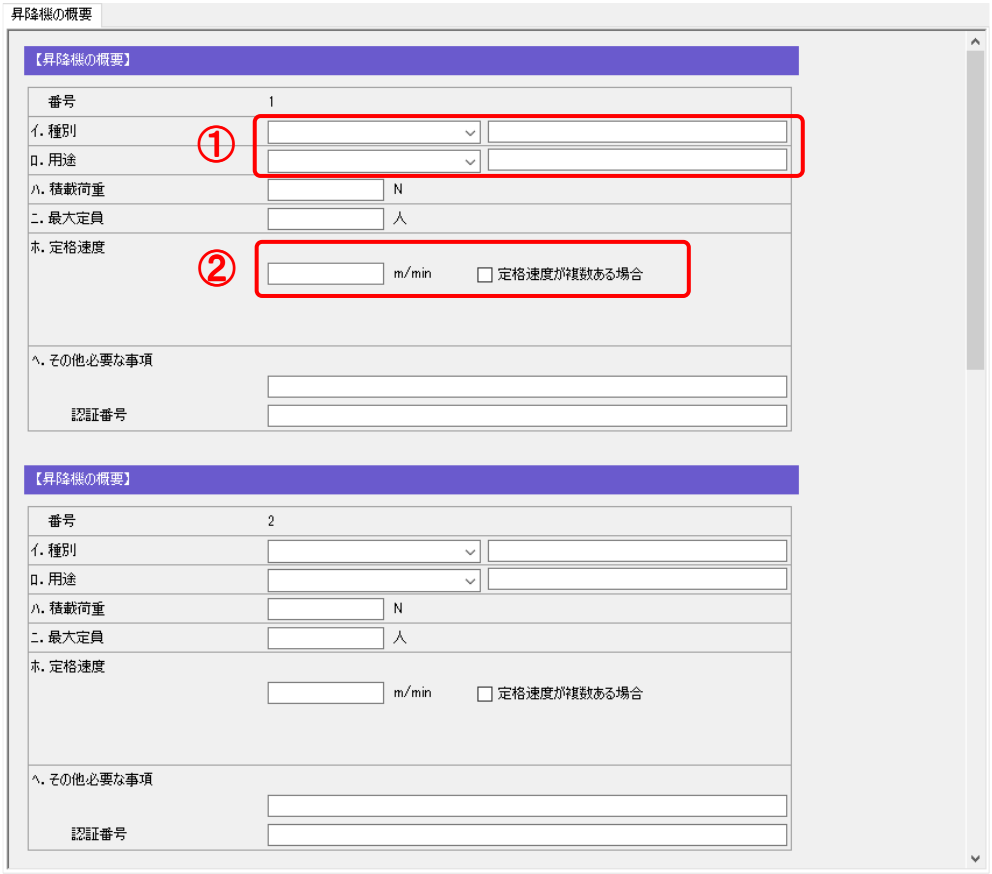




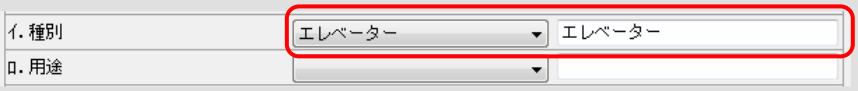
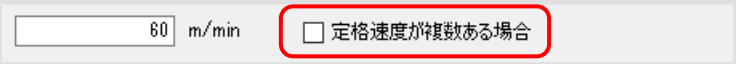
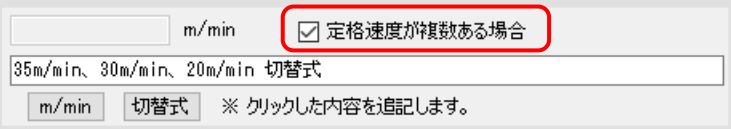
入力補助機能

No	項目	説明
1	プレビュー	現在の内容で第六面の選択している建築物独立部分を印刷する際のプレビューが表示されます。
2	番号（画面切り替え）	建築物独立部分概要の入力欄を切り替えます。 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
3	大臣認定番号	「建築基準法第 20 条第１項第２号イ又は第３号イの認定を受けたプログラム」が選択されている場合にのみ入力可能です。
4	建築基準法施行令第 137 条の２各号に定める基準の区分	この区分選択欄は、第三面の「9. 工事種別」で「新築」以外が選択されている場合にのみ選択可能です。
5	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。

昇降機の概要


昇降機の概要
【昇降機の概要】
番号 1
イ. 種別
ロ. 用途
ハ. 積載荷重 N
ニ. 最大定員 人
ホ. 定格速度
m/min
定格速度が複数ある場合
ヘ. その他必要な事項
認証番号
①
②
【昇降機の概要】
番号 2
イ. 種別
ロ. 用途
ハ. 積載荷重 N
ニ. 最大定員 人
ホ. 定格速度
m/min
定格速度が複数ある場合
ヘ. その他必要な事項
認証番号

入力補助機能

No	項目	説明
1	種別、用途	左側のリストを選択すると右側の入力欄に選択内容がコピーされます。  入力欄の内容は自由に編集が可能です。 編集した内容が申請書に印刷されます。
2	定格速度	定格速度が１つの場合は、チェックボックスにチェックを入れずに速度を入力します。  定格速度が複数ある場合は、チェックボックスにチェックを入れ、各々の速度を入力します。 

2.3.3.　入力画面の概要（建築計画概要書）

建築計画概要書の入力画面について記載します。

第二面

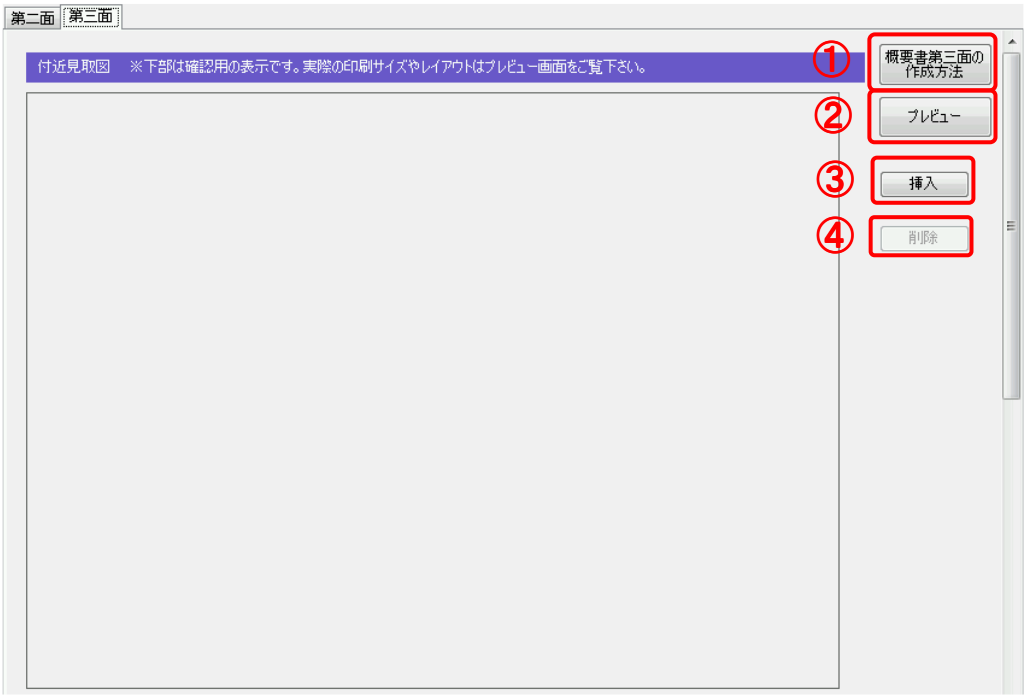


入力補助機能

No	項目	説明
1	注意事項	建築計画概要書の入力に関する注意事項を PDF ファイルで表示します。

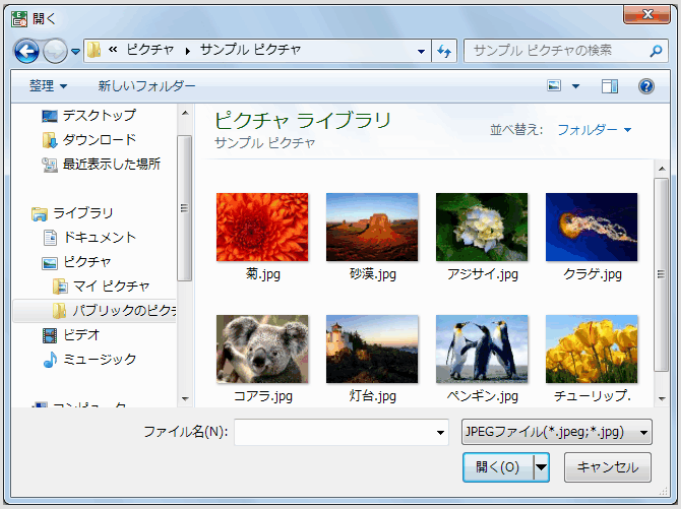
- 本画面では「18. 建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否」、「19. 建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無」のみを入力します。他の項目については確認申請書（建築物）第三面に入力した内容が転記されます。

第三面


第二面
第三面
付近見取図　※下部は確認用の表示です。実際の印刷サイズやレイアウトはプレビュー画面をご覧下さい。
①
概要書第三面の作成方法
②
プレビュー
③
挿入
④
削除


配置図　※下部は確認用の表示です。実際の印刷サイズやレイアウトはプレビュー画面をご覧下さい。
③
挿入
④
削除

入力補助機能

No	項目	説明
1	概要書第三面の作成方法	付近見取図または配置図の画像の挿入についての注意事項を記載した PDF ファイルを表示します。
2	プレビュー	現在の内容で概要書第三面を印刷する際のプレビューが表示されます。
3	挿入	付近見取図または配置図の画像を選択するダイアログが表示されます。 選択できる画像ファイルの形式は JPEG、PNG、BMP、TIFF です。 
4	削除	選択中の画像が削除されます。

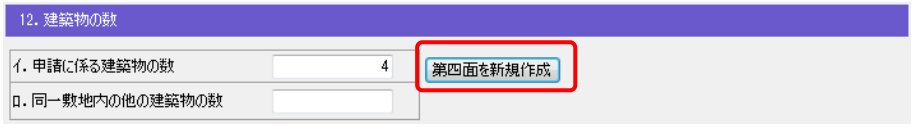


・ 画像のサイズが横 15cm、縦 11cm 以内までは、申請書に縮尺通りの大きさで印刷されます。それ以上の場合は、縦横比を維持したまま縮小されて印刷されます。

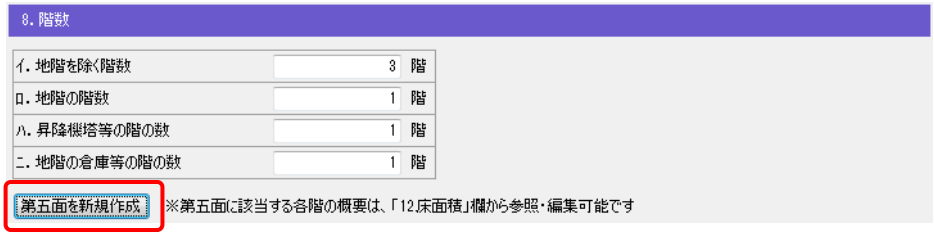
2.3.4. 申請書の作成手順

1. 申請書の第一面、第二面、第三面を入力します。

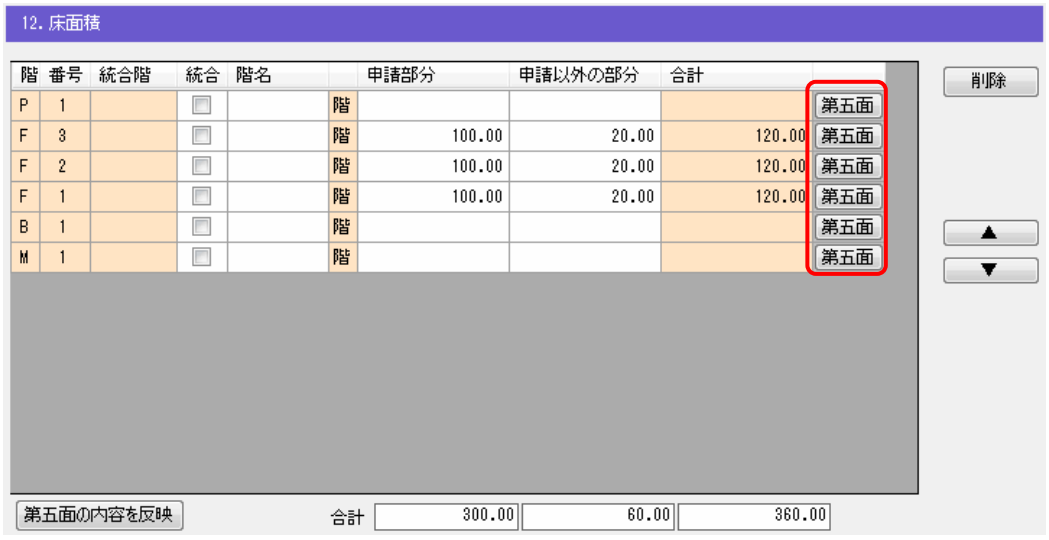
2. 第四面を入力する際は、第三面の「12.建築物の数-ｲ.申請に係る建築物の数」を入力し、「第四面を新規作成」ボタンをクリックすることで、第四面の入力欄（棟情報）が作成されます。



3. 第五面を入力する際は、第四面の「8.階数」をすべて入力し、「第五面を新規作成」ボタンをクリックすることで、第五面の入力欄（階情報）が作成されます。

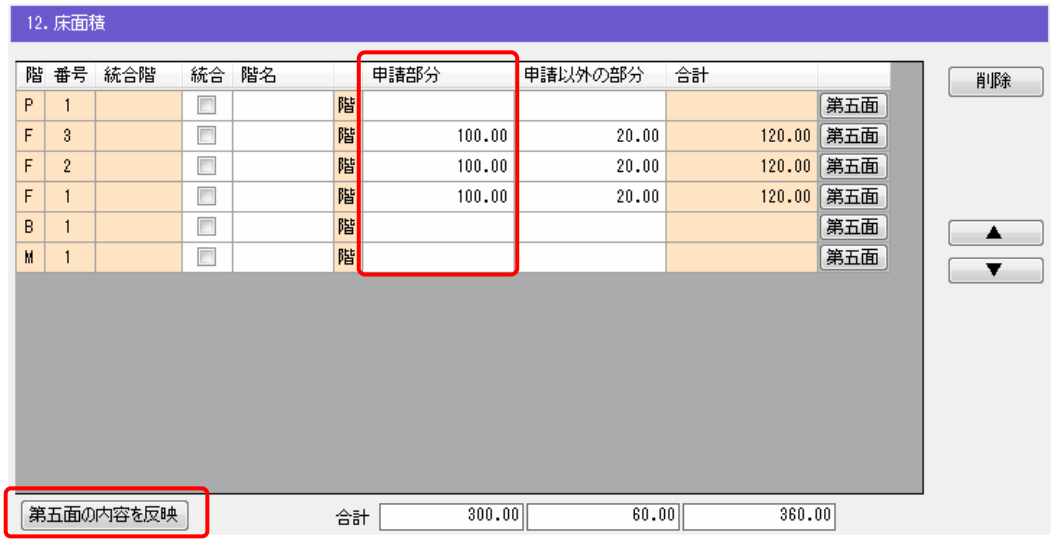


4. 第五面の入力欄は、「12.床面積」の「第五面」ボタンをクリックすることでダイアログが表示されます。

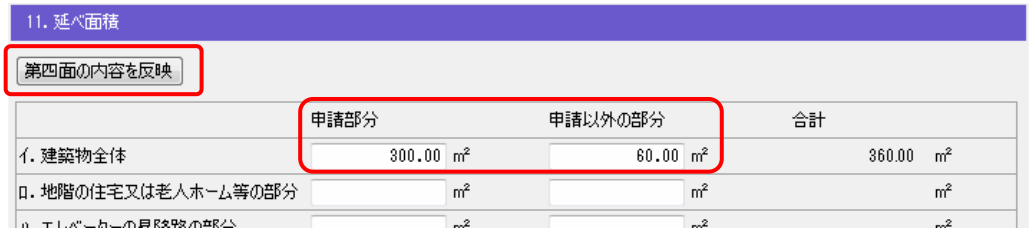


・ 第四面および第五面を入力すると、第三面の入力補助機能が使えるようになります。

5. 「第四面/3.工事種別」が新築の場合のみ、「第四面/12.床面積」の「第五面の内容を反映」ボタンをクリックすることで、階ごとの床面積合計が各階の「申請部分」にコピーされます。



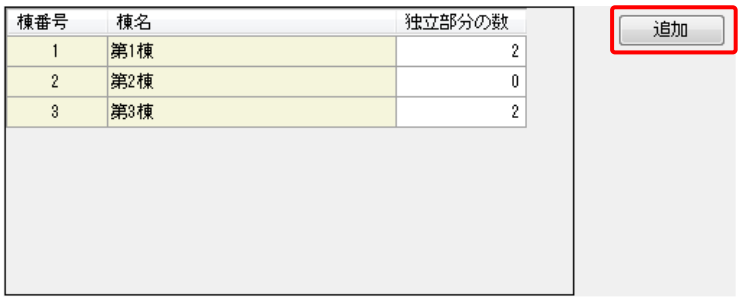
6. 「第三面/11.延べ面積」の「第四面の内容を反映」ボタンをクリックすることで、棟ごとの床面積合計が「ｲ.建築物全体」の「申請部分」「申請以外の部分」にコピーされます。



7. 「第三面/13.建築物の高さ等」の「第四面の内容を反映」ボタンをクリックすることで、棟ごとに入力した高さおよび階数の最大値が「ｲ.最高の高さ」「ﾛ.階数（地上・地下）」の「申請に係る建築物」にそれぞれコピーされます。



8. 第六面を入力する際は、棟毎に独立部分の数を入力し、「追加」ボタンをクリックすることで、第六面の入力欄（独立部分情報）が作成されます。

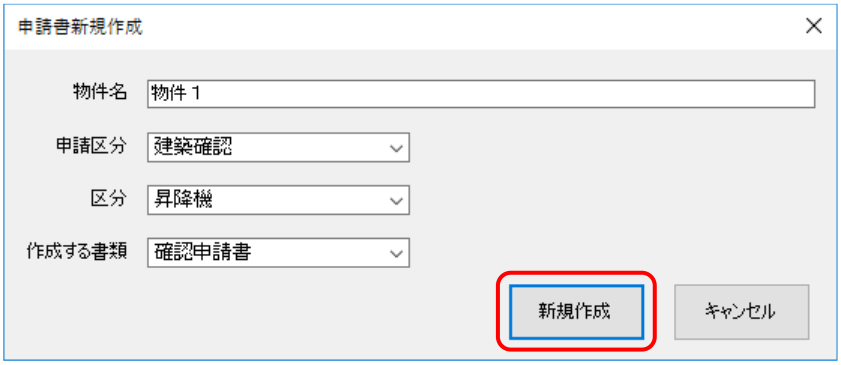


2.4. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（昇降機）の作成

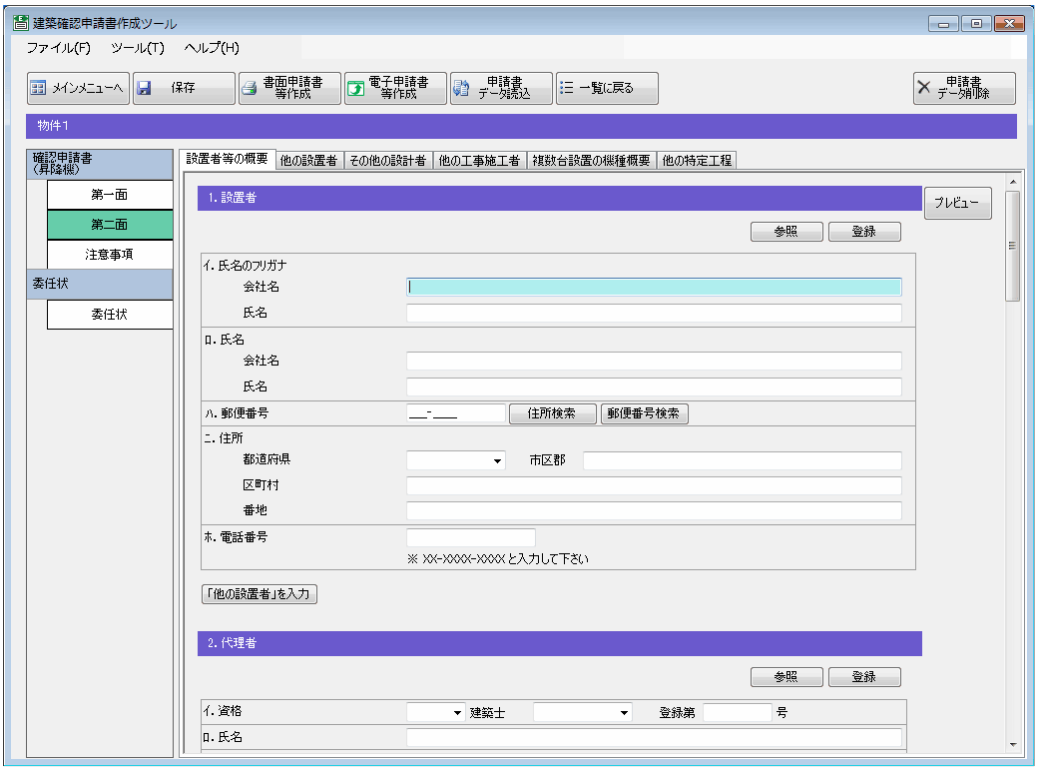
確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書（昇降機）の作成に関して記載します。

2.4.1. 作成の概要

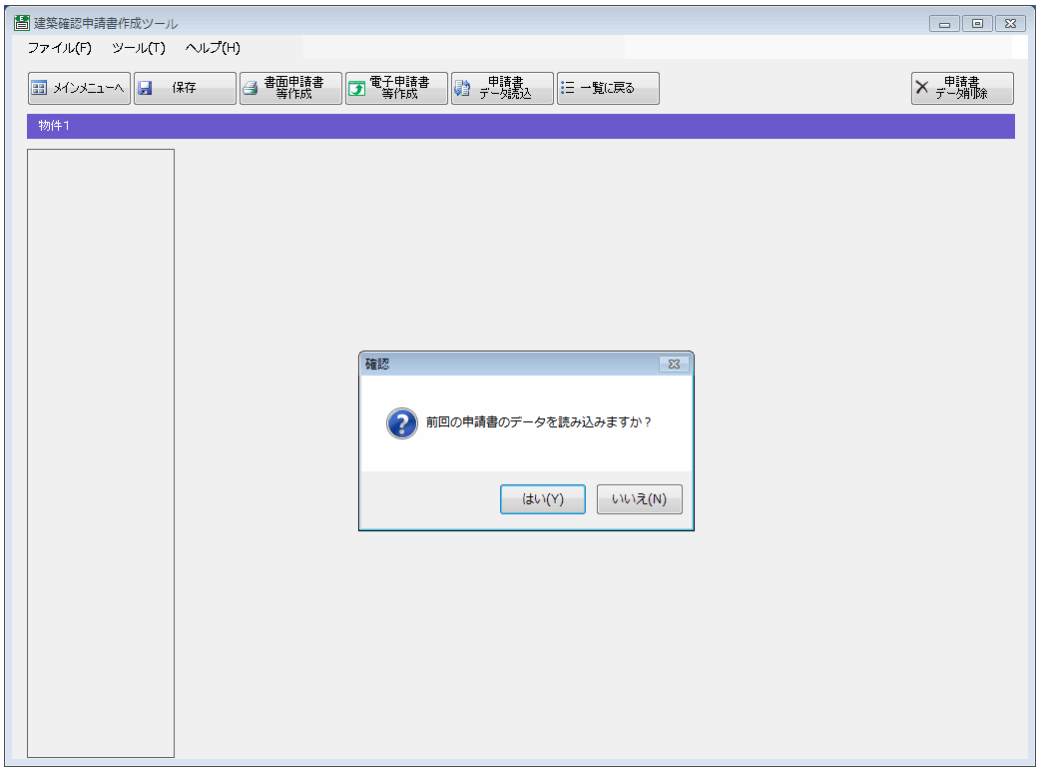
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。

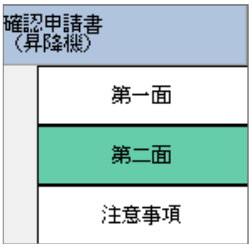


3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



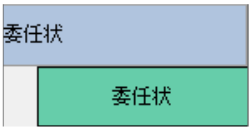
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	設置者等の概要を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（委任状）

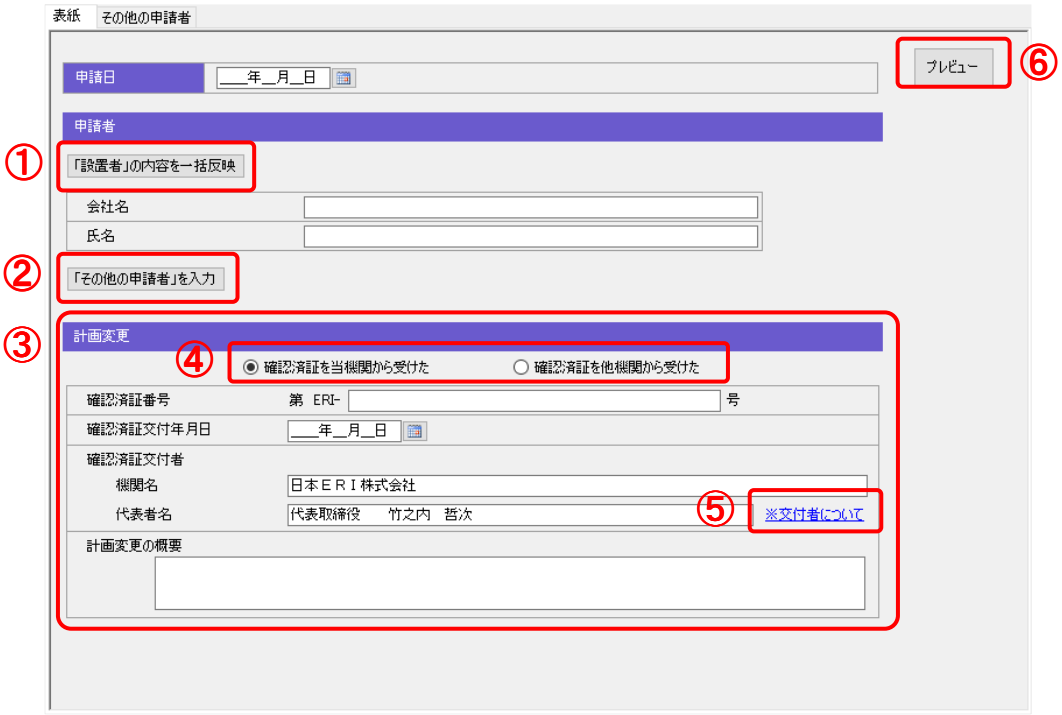


項目	説明
委任状	委任状を入力します。

2.4.2. 入力画面の概要

確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（昇降機）の入力について記載します。

第一面

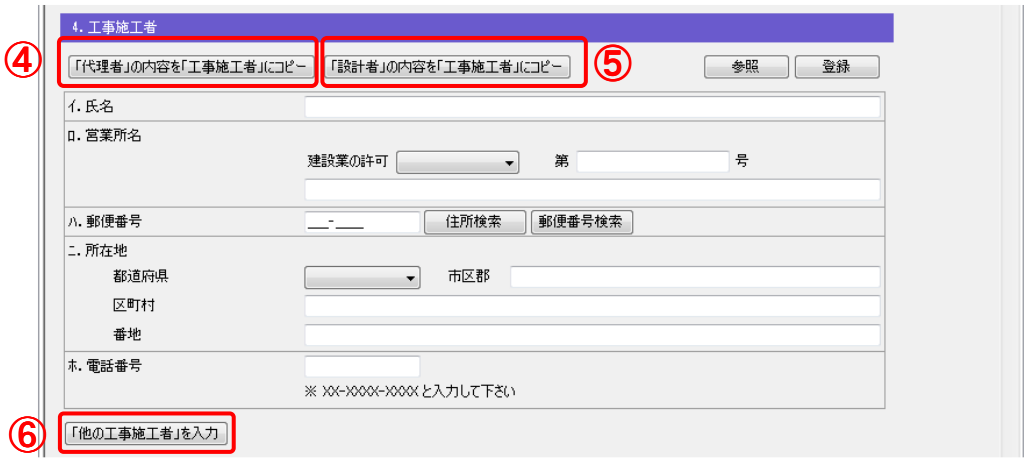


入力補助機能

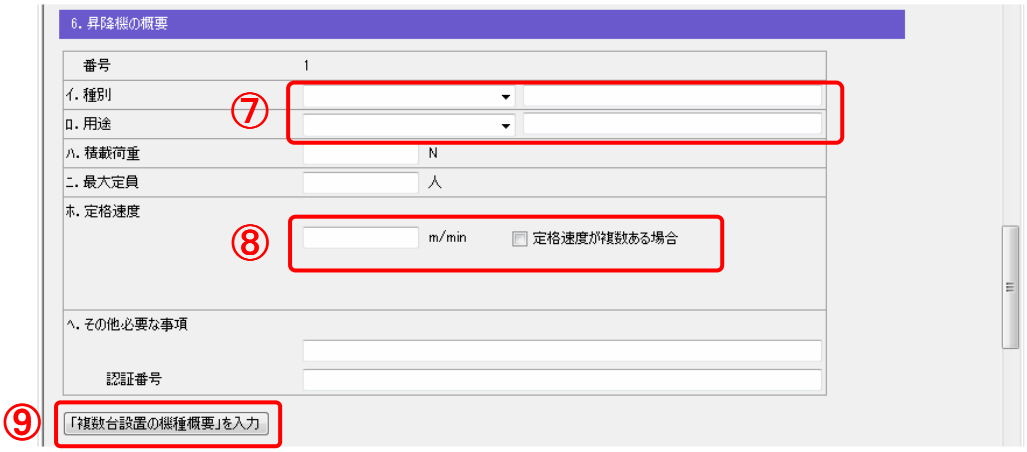
No	項目	説明
1	「設置者」の内容を一括反映	「第二面（設置者等の概要)」画面の「1.設置者」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（設置者等の概要)」画面で、「他の設置者」にも入力がある場合は、最大5名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大5名まで入力可能です。
3	計画変更	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
4	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
5	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
6	プレビュー	現在の内容で第一面を印刷する際のプレビューが表示されます。

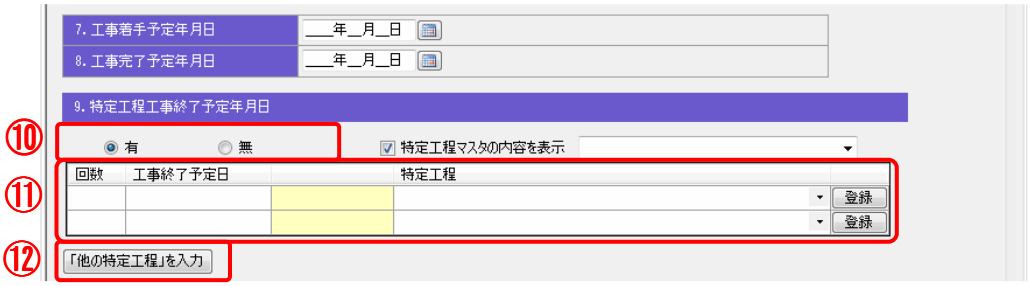
第二面

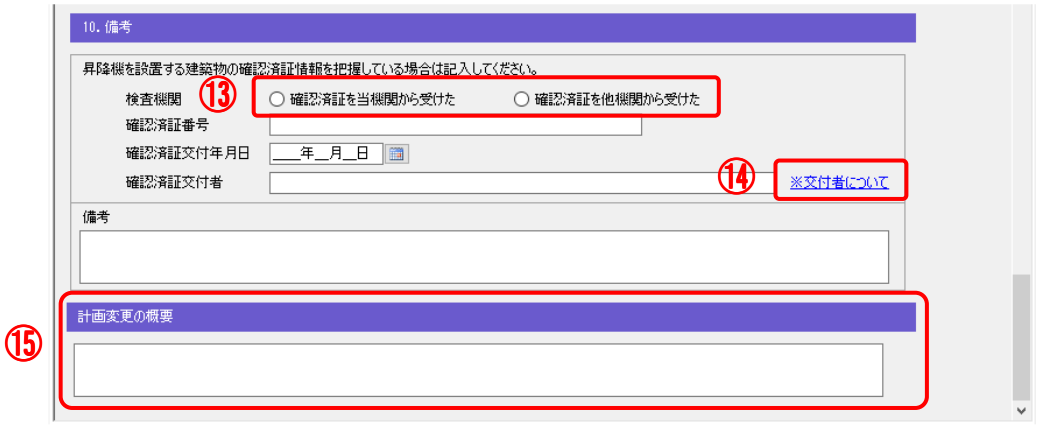

設置者等の概要
他の設置者
その他の設計者
他の工事施工者
複数台設置の機種概要
他の特定工程
1. 設置者
プレビュー
⑯
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
カブシキガイシャ×××
氏名
トウキョウタロウ
ロ. 氏名
会社名
株式会社×××
氏名
東京太郎
ハ. 郵便番号
100-0004
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
大手町
番地
１－１－１
ホ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の設置者」を入力
2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 作成した設計図書
すべて
③
「その他の設計者」を入力


4. 工事施工者
④
「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー
「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー
⑤
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXXと入力して下さい
⑥
「他の工事施工者」を入力

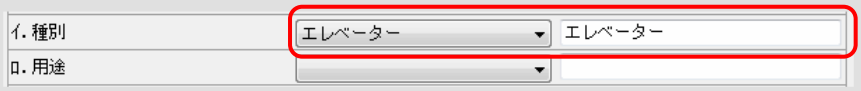
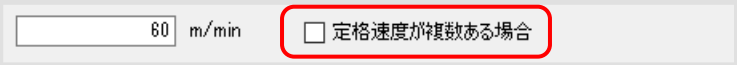
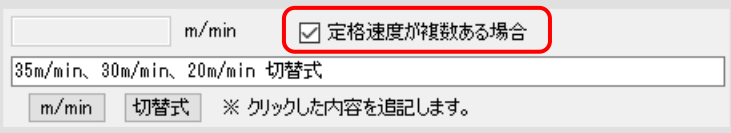

5. 設置する建築物または工作物
郵便番号
100-0005
住所検索
郵便番号検索
イ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
丸の内
番地
1－1－1
ロ. 名称のフリガナ
××ﾋﾞﾙ
ハ. 名称
××ビル
ニ. 用途


6. 昇降機の概要
番号
1
イ. 種別
⑦
ロ. 用途
ハ. 積載荷重
N
ニ. 最大定員
人
ホ. 定格速度
⑧
m/min
定格速度が複数ある場合
ヘ. その他必要な事項
認証番号
⑨
「複数台設置の機種概要」を入力


7. 工事着手予定年月日
___年__月__日
8. 工事完了予定年月日
___年__月__日
9. 特定工程工事終了予定年月日
⑩
有
無
特定工程マスタの内容を表示
⑪
回数
工事終了予定日
特定工程
登録
登録
⑫
「他の特定工程」を入力


10. 備考
昇降機を設置する建築物の確認済証情報を把握している場合は記入してください。
検査機関
⑬
確認済証を当機関から受けた
確認済証を他機関から受けた
確認済証番号
確認済証交付年月日
___年__月__日
確認済証交付者
⑭
※交付者について
備考
計画変更の概要
⑮

入力補助機能

No	項目	説明
1	「他の設置者」を入力	設置者を追加する場合は、「「他の設置者」を入力」ボタン、または「他の設置者」タブをクリックします。 代表の設置者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
5	「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
6	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
7	種別、用途	左側のリストを選択すると右側の入力欄に選択内容がコピーされます。  入力欄の内容は自由に編集が可能です。 編集した内容が申請書に印刷されます。
8	定格速度	定格速度が 1 つの場合は、チェックボックスにチェックを入れずに速度を入力します。  定格速度が複数ある場合は、チェックボックスにチェックを入れ、各々の速度を入力します。 
9	「複数台設置の機種概要」を入力	昇降機の概要を追加する場合は、「「複数台設置の機種概要」を入力」ボタン、または「複数台設置の機種概要」タブをクリックします。 「設置者等の概要」画面での入力を含め、最大 99 件まで入力可能です。

10	特定工程の有無	特定工程がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 特定工程がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
11	特定工程工事終了予定年月日	「工事終了予定日」に日付を入力すると、「回数」が自動入力されます。
12	「他の特定工程」を入力	特定工程を追加する場合は、「「他の特定工程」を入力」ボタン、または「他の特定工程」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
13	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に、初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
14	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
15	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
16	プレビュー	現在の内容で第二面を印刷する際のプレビューが表示されます。

・「他の設置者」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
・画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
・「「代表となる〇〇」の内容をコピー」ボタンがある画面は、クリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
・「〇〇の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。

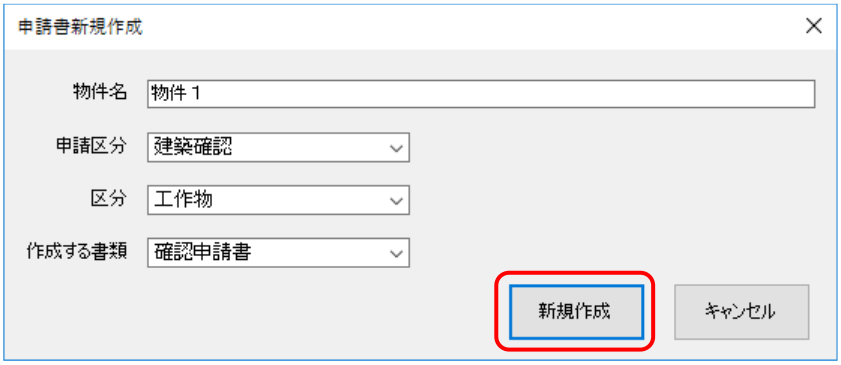


2.5. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（工作物）の作成

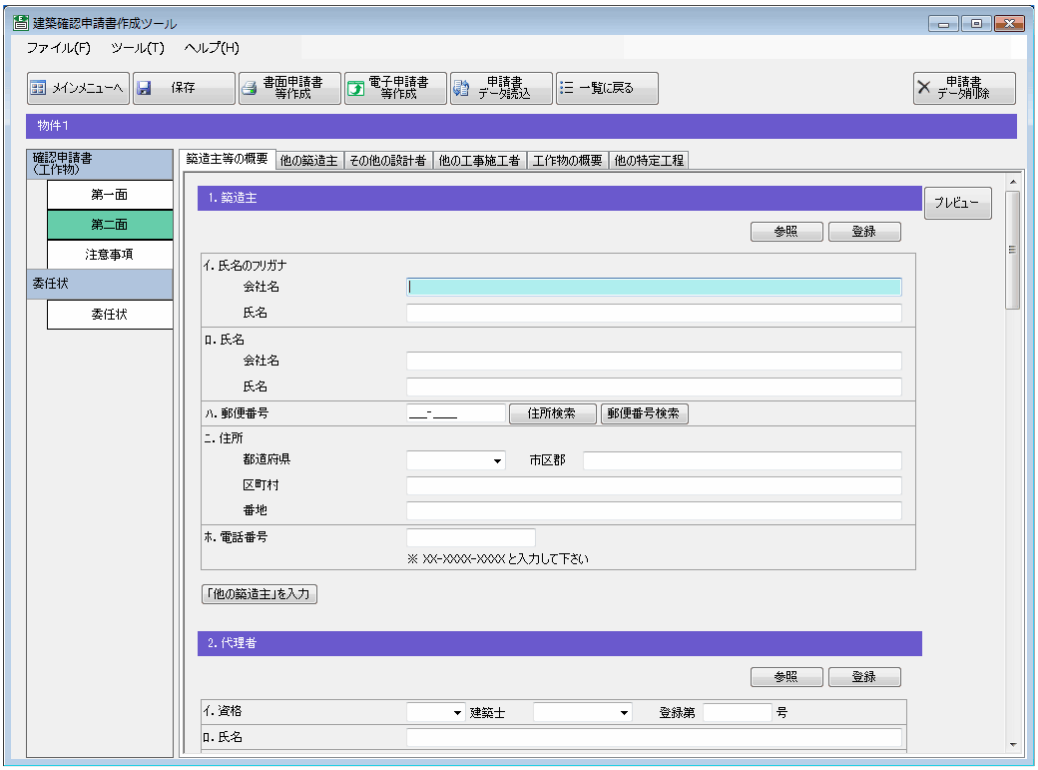
確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書（工作物）の作成に関して記載します。

2.5.1. 作成の概要

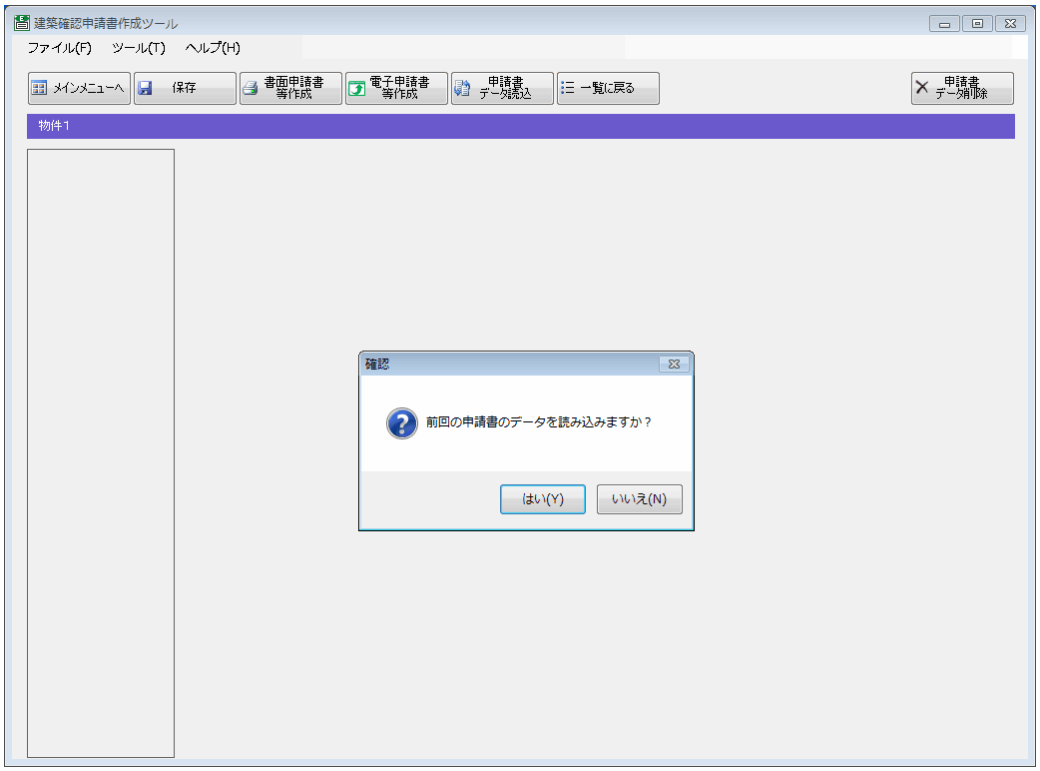
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。

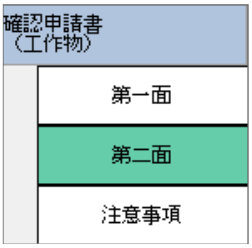


3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



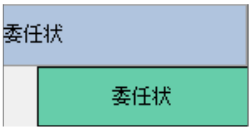
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	築造主等の概要を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（委任状）

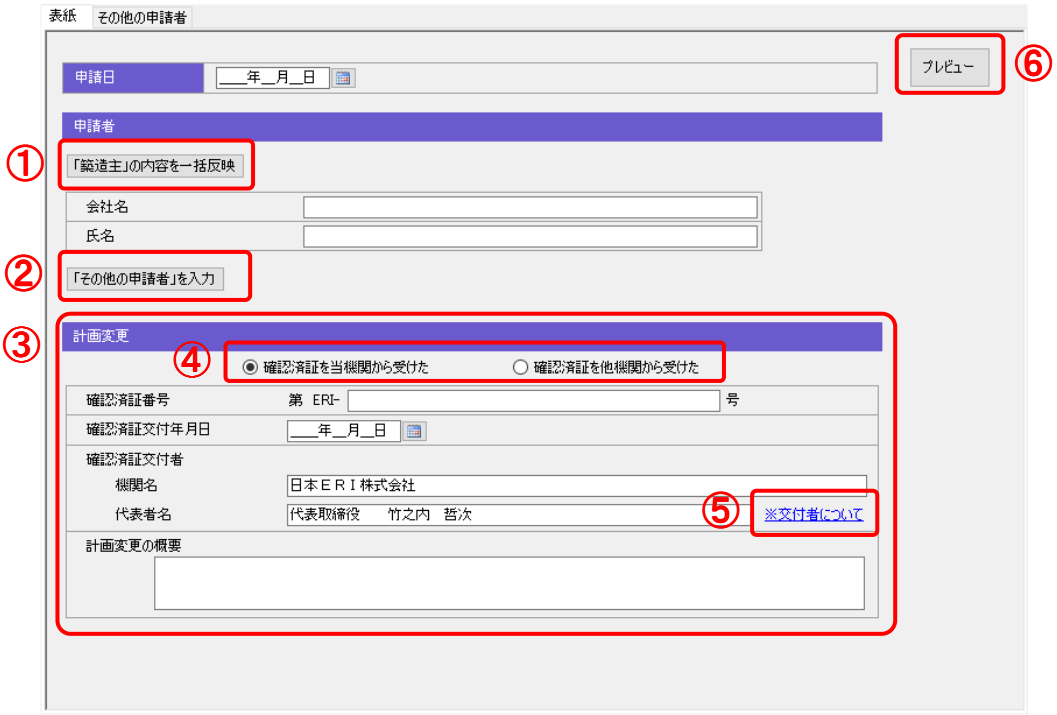


項目	説明
委任状	委任状を入力します。

2.5.2. 入力画面の概要

確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（工作物）の入力画面について記載します。

第一面

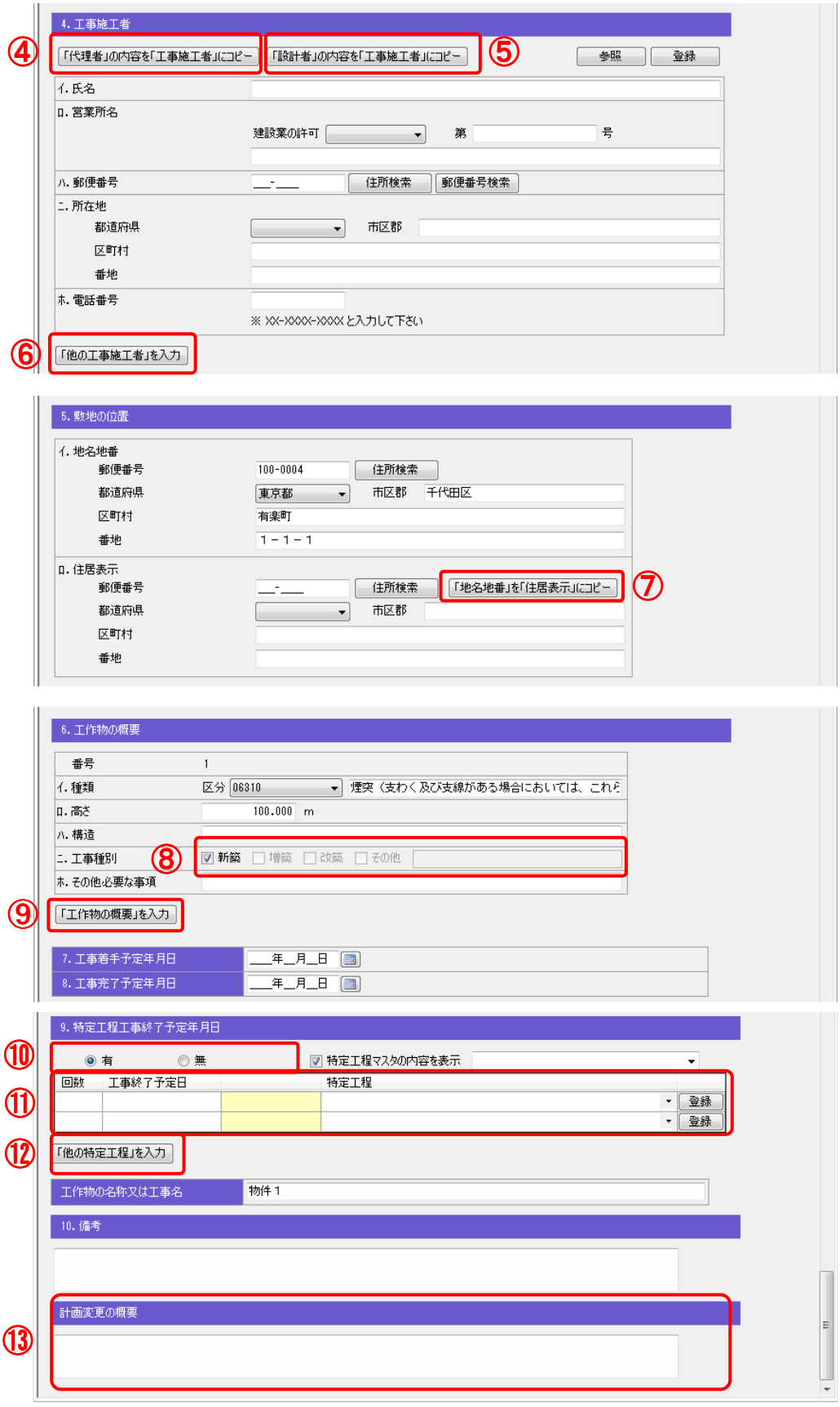


入力補助機能

No	項目	説明
1	「築造主」の内容を一括反映	「第二面（築造主等の概要)」画面の「1.築造主」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（築造主等の概要)」画面で、「他の築造主」にも入力がある場合は、最大5名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大5名まで入力可能です。
3	計画変更	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
4	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
5	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
6	プレビュー	現在の内容で第一面を印刷する際のプレビューが表示されます。

第二面


築造主等の概要
他の築造主
その他の設計者
他の工事施工者
工作物の概要
他の特定工程
1. 築造主
プレビュー
⑭
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
カブシキガイシャ×××
氏名
トウキョウタロウ
ロ. 氏名
会社名
株式会社×××
氏名
東京太郎
ハ. 郵便番号
100-0004
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
大手町
番地
１－１－１
ホ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の築造主」を入力
2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 作成した設計図書
すべて
③
「その他の設計者」を入力


4. 工事施工者
④
「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー
「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー
⑤
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
⑥
「他の工事施工者」を入力
5. 敷地の位置
イ. 地名地番
郵便番号
100-0004
住所検索
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
有楽町
番地
1－1－1
ロ. 住居表示
郵便番号
住所検索
「地名地番」を「住居表示」にコピー
⑦
都道府県
市区郡
区町村
番地
6. 工作物の概要
番号
1
イ. 種類
区分
06310
煙突（支わく及び支線がある場合においては、これら
ロ. 高さ
100.000
m
ハ. 構造
ニ. 工事種別
⑧
新築
増築
改築
その他
ホ. その他必要な事項
⑨
「工作物の概要」を入力
7. 工事着手予定年月日
___年__月__日
8. 工事完了予定年月日
___年__月__日
9. 特定工程工事終了予定年月日
⑩
有
無
特定工程マスタの内容を表示
⑪
回数
工事終了予定日
特定工程
登録
登録
⑫
「他の特定工程」を入力
工作物の名称又は工事名
物件 1
10. 備考
計画変更の概要
⑬

入力補助機能

No	項目	説明
1	「他の築造主」を入力	築造主を追加する場合は、「「他の築造主」を入力」ボタン、または「他の築造主」タブをクリックします。 代表の築造主を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
5	「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
6	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
7	「地名地番」を「住居表示」にコピー	「地名番地」欄の都道府県、市区郡、区町村が「住居表示」欄にコピーされます。
8	工事種別	「新築」をチェックした場合、他の項目にチェックおよび入力を行うことはできません。また、「新築」以外を 1 つ以上チェックした場合、「新築」にチェックを付けることはできません。 「その他」の自由入力欄は、「その他」にチェックを付けた場合にのみ入力できます。また、「その他」のチェックを外した際に内容がクリアされます。
9	「工作物の概要」を入力	工作物の概要を追加する場合は、「「工作物の概要」を入力」ボタン、または「工作物の概要」タブをクリックします。 「築造主等の概要」画面での入力を含め、最大 99 件まで入力可能です。
10	特定工程の有無	特定工程がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 特定工程がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
11	特定工程工事終了予定年月日	「工事終了予定日」に日付を入力すると、「回数」が自動入力されます。
12	「他の特定工程」を入力	特定工程を追加する場合は、「「他の特定工程」を入力」ボタン、または

		「他の特定工程」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
13	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
14	プレビュー	現在の内容で第二面を印刷する際のプレビューが表示されます。

- 「他の築造主」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
- 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
- 「「代表となる〇〇」の内容をコピー」ボタンがある場合、クリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
- 「〇〇の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。

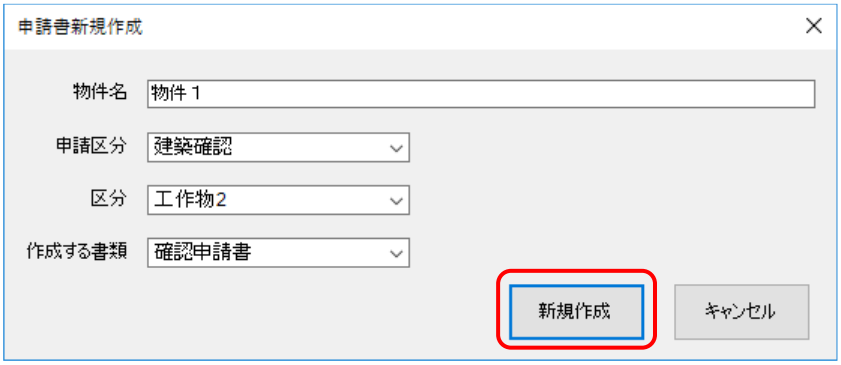


2.6. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（工作物 2）の作成

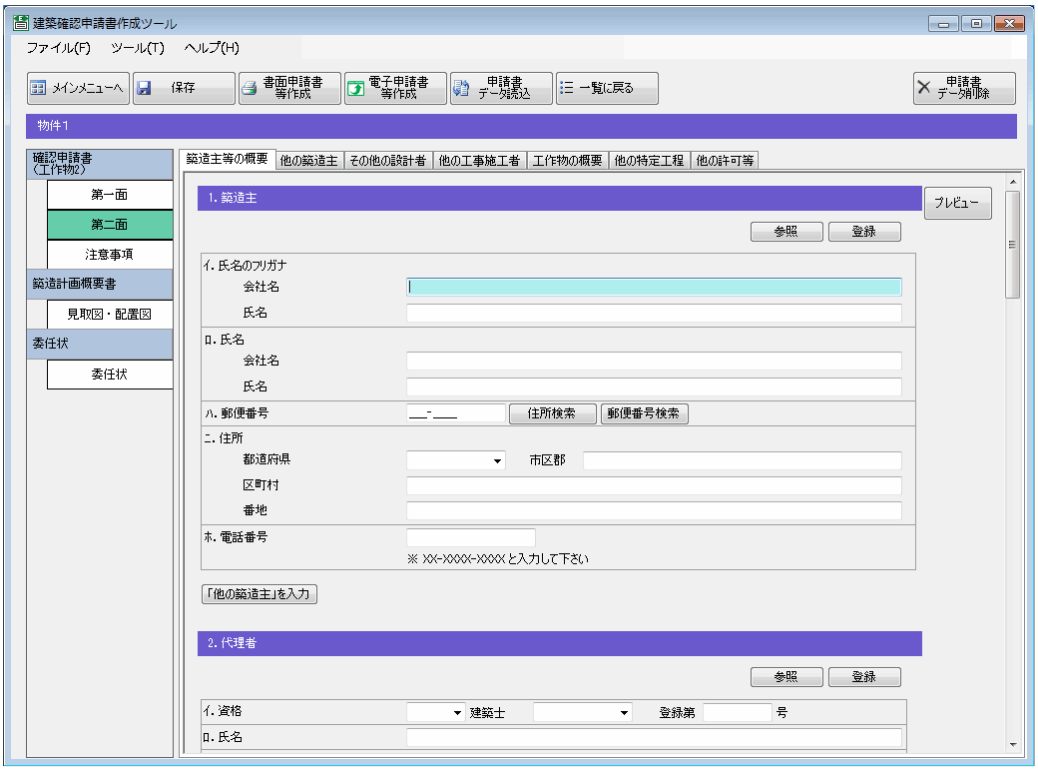
確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書（工作物 2）の作成に関して記載します。

2.6.1. 作成の概要

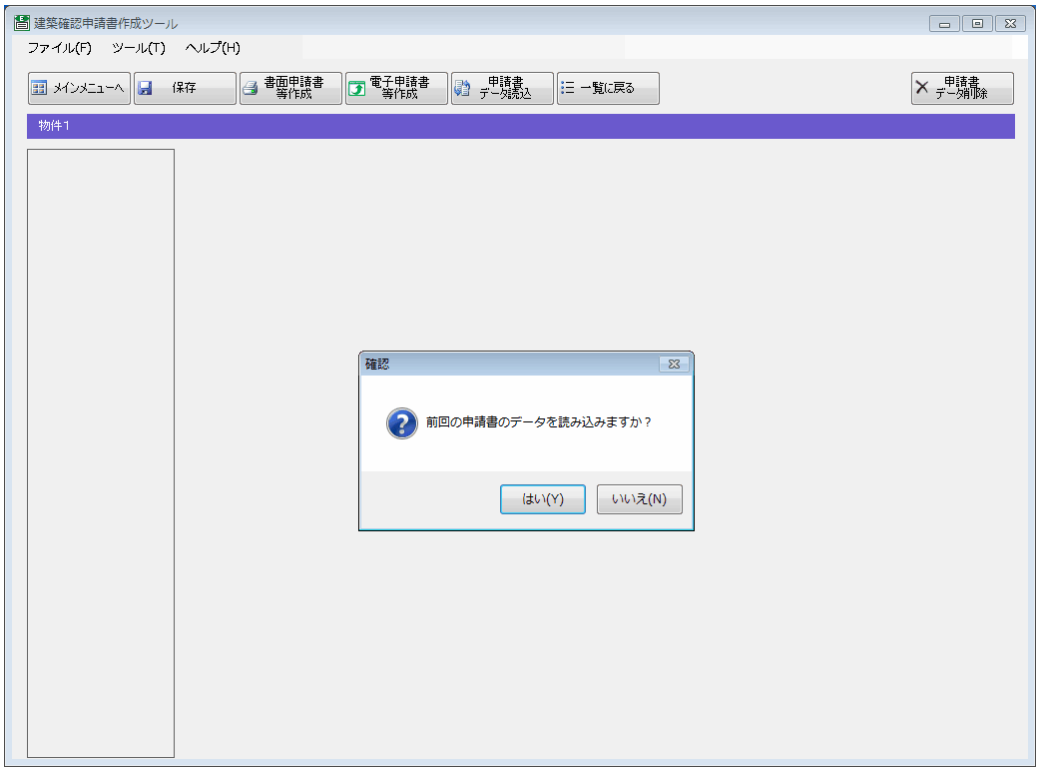
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。

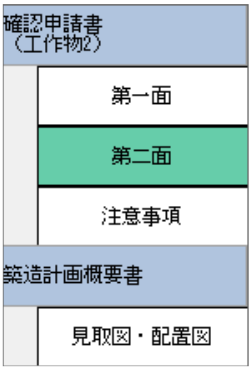


3. 申同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



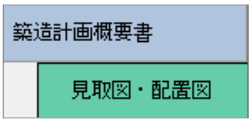
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



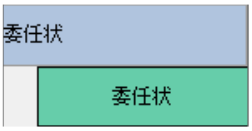
項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	築造主等の概要を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（築造計画概要書）



項目	説明
見取図・配置図	築造計画概要書の見取図および配置図を選択します。

サイドバー（委任状）

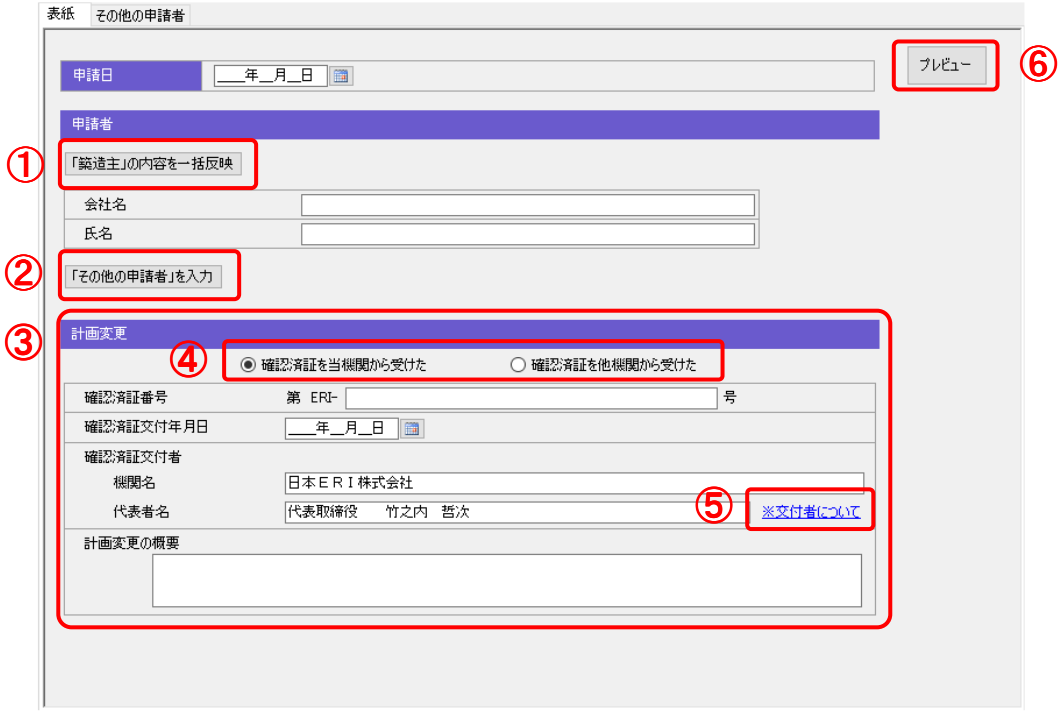


項目	説明
委任状	委任状を入力します。

2.6.2. 入力画面の概要

確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（工作物 2）の入力画面について記載します。

第一面



入力補助機能

No	項目	説明
1	「築造主」の内容を一括反映	「第二面（築造主等の概要）」画面の「1. 築造主」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（築造主等の概要）」画面で、「他の築造主」にも入力がある場合は、最大 5 名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大 5 名まで入力可能です。
3	計画変更	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
4	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
5	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
6	プレビュー	現在の内容で第一面を印刷する際のプレビューが表示されます。

第二面


築造主等の概要
他の築造主
その他の設計者
他の工事施工者
工作物の概要
他の特定工程
他の許可等
1. 築造主
プレビュー
⑮
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
カブシキガイシャ×××
氏名
トウキョウタロウ
ロ. 氏名
会社名
株式会社×××
氏名
東京太郎
ハ. 郵便番号
100-0004
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
大手町
番地
1－1－1
ホ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の築造主」を入力
2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 作成した設計図書
すべて
③
「その他の設計者」を入力


4. 工事施工者
④
「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー
「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー
⑤
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
⑥
「他の工事施工者」を入力
5. 敷地の位置
イ. 地名地番
郵便番号
100-0005
住所検索
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
丸の内
番地
1－1－1
ロ. 住居表示
郵便番号
住所検索
都道府県
市区郡
区町村
番地
ハ. 用途地域
ニ. その他の区域又は地区
6. 工作物の概要
番号
1
イ. 用途
区分
ロ. 高さ
m
ハ. 工事種別
⑦
新築
増築
改築
その他
申請部分
申請以外の部分
合計
ニ. 築造面積
⑧
m²
ホ. 工作物の数
ヘ. その他必要な事項
⑨
「工作物の概要」を入力
7. 工事着手予定年月日
___年__月__日
8. 工事完了予定年月日
___年__月__日
9. 特定工程工事終了予定年月日
⑩
有
無
特定工程マスタの内容を表示
⑪
回数
工事終了予定日
特定工程
登録
登録
⑫
「他の特定工程」を入力
10. 許可等
法令
その条項
許可番号
日付
備考内容
⑬
「他の許可等」を入力



入力補助機能

No	項目	説明
1	「他の築造主」を入力	築造主を追加する場合は、「「他の築造主」を入力」ボタン、または「他の築造主」タブをクリックします。 代表の築造主を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
5	「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
6	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
7	工事種別	「新築」をチェックした場合、他の項目にチェックおよび入力を行うことはできません。また、「新築」以外を 1 つ以上チェックした場合、「新築」にチェックを付けることはできません。 「その他」の自由入力欄は、「その他」にチェックを付けた場合にのみ入力できます。また、「その他」のチェックを外した際に内容がクリアされます。
8	築造面積/工作物の数	申請部分及び申請以外の部分に入力した場合、合計が表示されます。(A)(B)
9	「工作物の概要」を入力	工作物の概要を追加する場合は、「「工作物の概要」を入力」ボタン、または「工作物の概要」タブをクリックします。 「築造主等の概要」画面での入力を含め、最大 99 件まで入力可能です。

10	特定工程の有無	特定工程がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 特定工程がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
11	特定工程工事終了予定年月日	「工事終了予定日」に日付を入力すると、「回数」が自動入力されます。
12	「他の特定工程」を入力	特定工程を追加する場合は、「「他の特定工程」を入力」ボタン、または「他の特定工程」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
13	「他の許可等」を入力	許可等を追加する場合は、「「他の許可等」を入力」ボタン、または「他の許可等」タブをクリックします。
14	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
15	プレビュー	現在の内容で第二面を印刷する際のプレビューが表示されます。

計算の詳細

面積の計算値は、小数点二桁までの値が使用されます。

No	項目	計算式
A	ニ. 築造面積（合計）	「6. 工作物の概要-ニ. 築造面積」の「申請部分」＋「申請以外の部分」
B	ホ. 工作物の数（合計）	「6. 工作物の概要-ホ. 工作物の数」の「申請部分」＋「申請以外の部分」

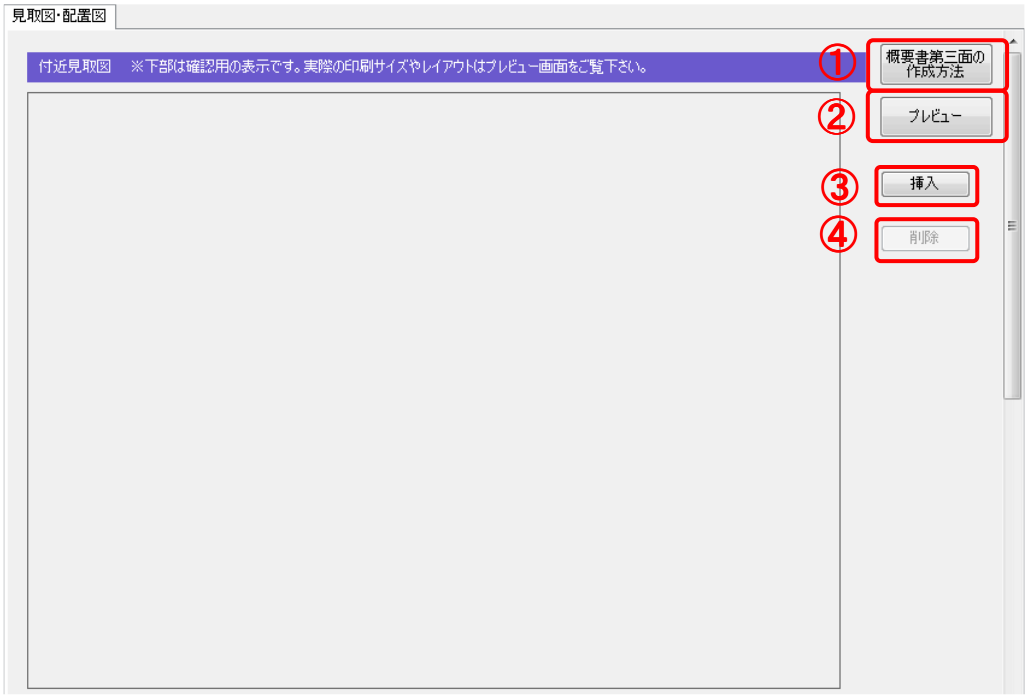
- 「他の築造主」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
- 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
- 「「代表となる〇〇」の内容をコピー」ボタンがある場合、クリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
- 「〇〇の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。



2.6.3.　入力画面の概要（築造計画概要書）

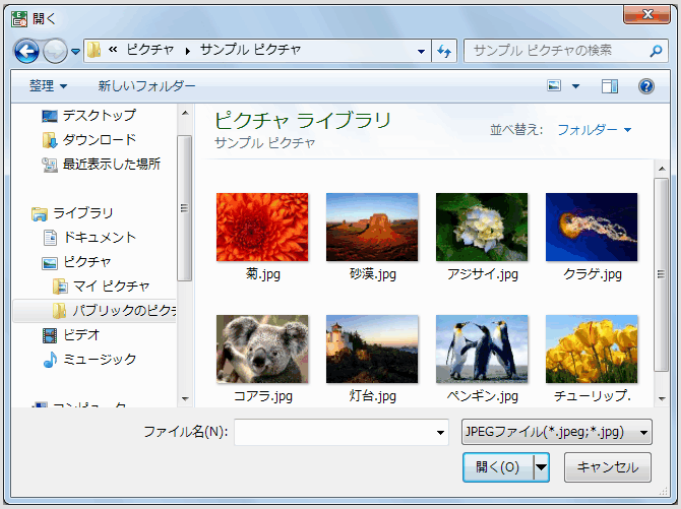
築造計画概要書の入力画面について記載します。

見取図・配置図





入力補助機能

No	項目	説明
1	概要書第三面の作成方法	付近見取図または配置図の画像の挿入についての注意事項を記載した PDF ファイルを表示します。
2	プレビュー	現在の内容で概要書第三面を印刷する際のプレビューが表示されます。
3	挿入	付近見取図または配置図の画像を選択するダイアログが表示されます。 選択できる画像ファイルの形式は JPEG、PNG、BMP、TIFF です。 
4	削除	選択中の画像が削除されます。



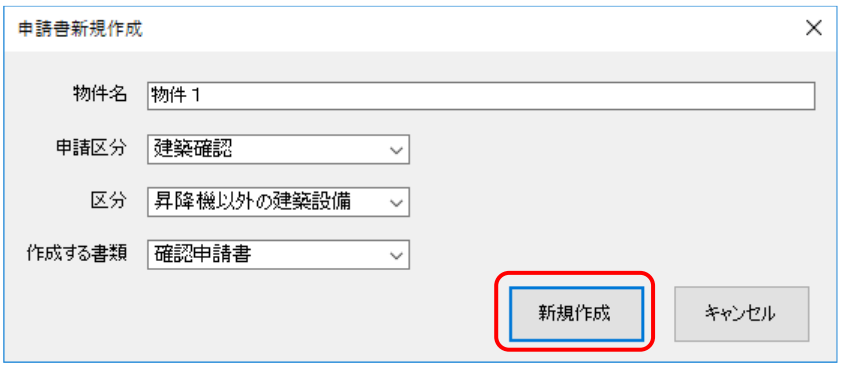
・ 画像のサイズが横 15cm、縦 11cm 以内までは、申請書に縮尺通りの大きさで印刷されます。それ以上の場合は、縦横比を維持したまま縮小されて印刷されます。

2.7. 確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）の作成

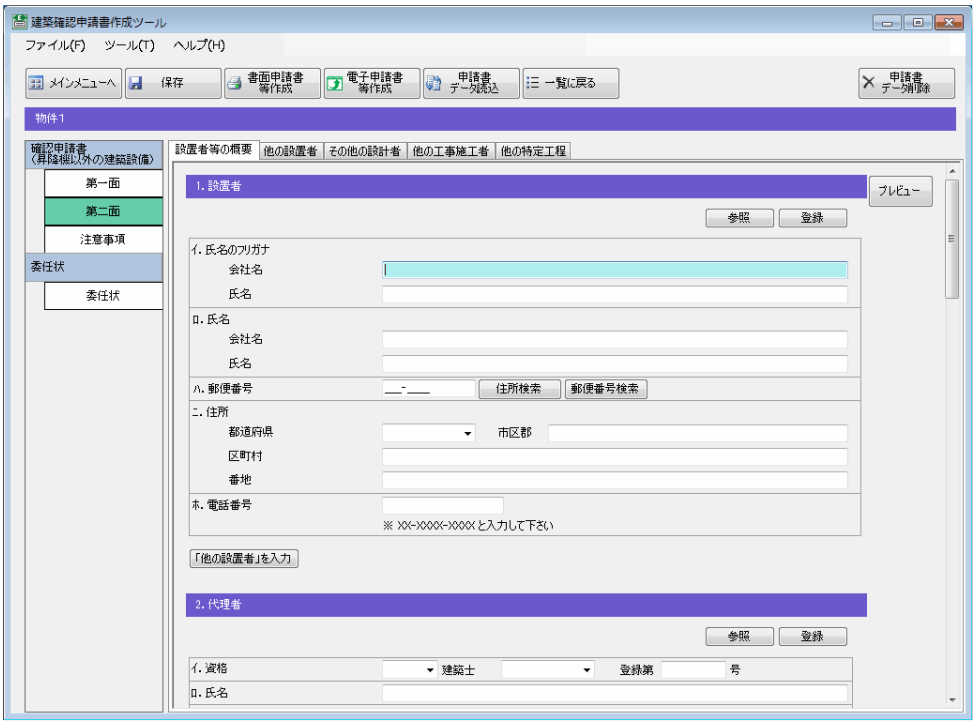
確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）の作成に関して記載します。

2.7.1. 作成の概要

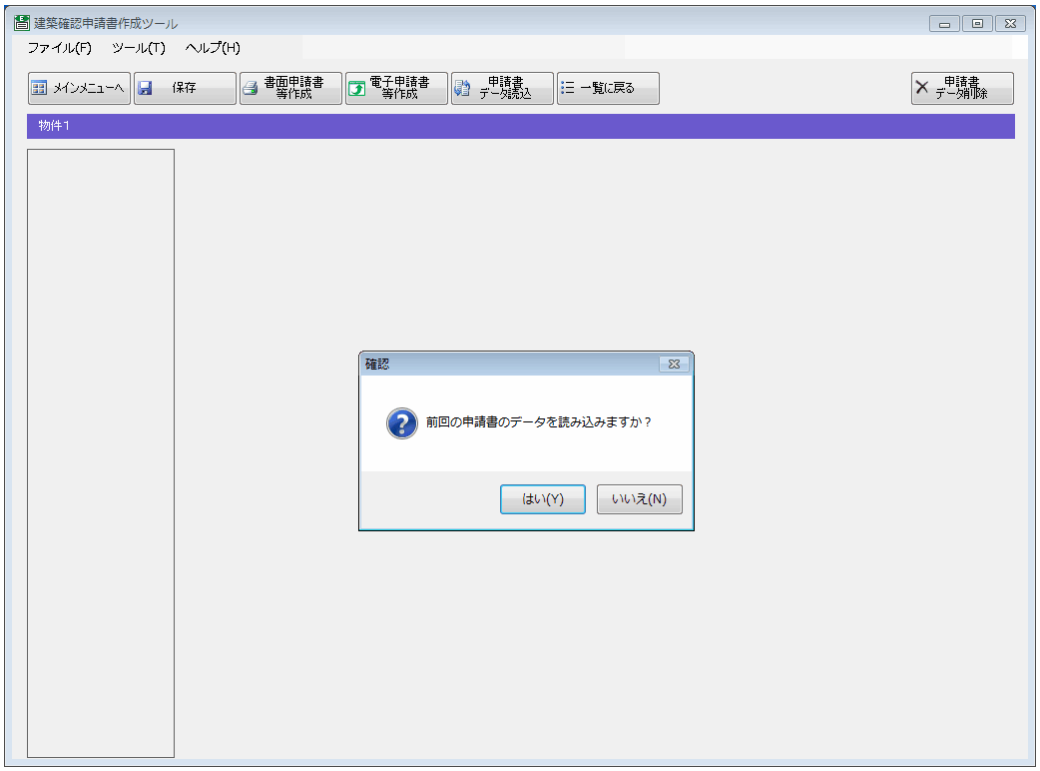
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。

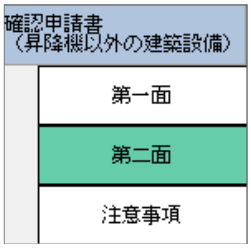


3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



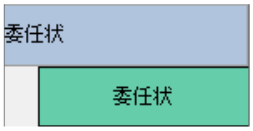
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	設置者等の概要を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（委任状）

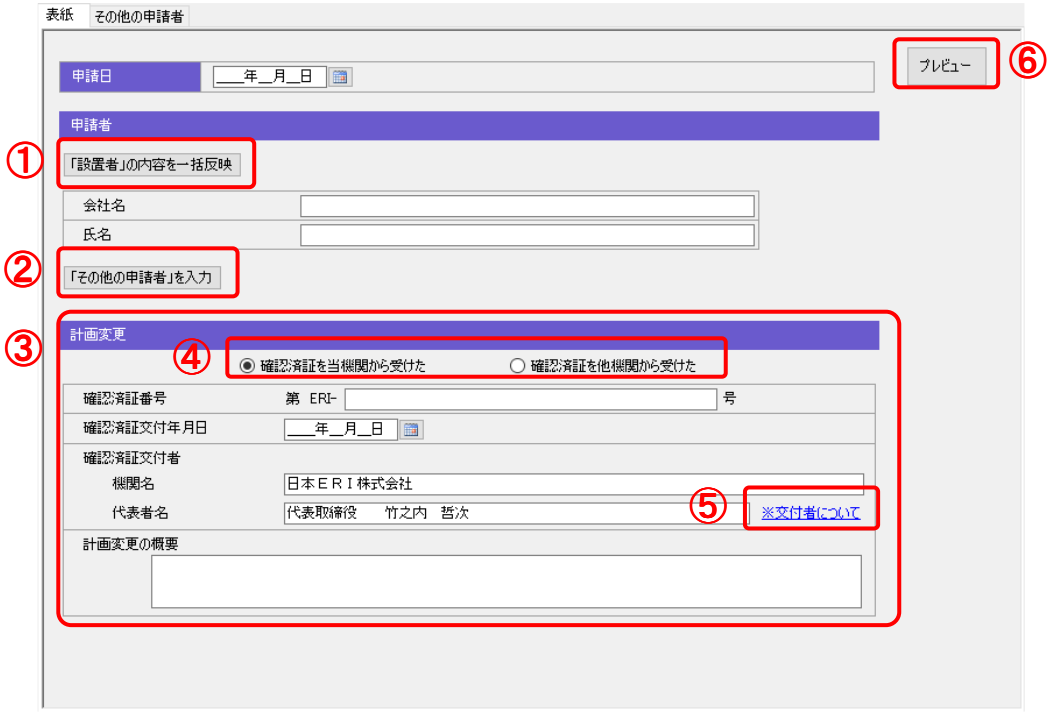


項目	説明
委任状	委任状を入力します。

2.7.2. 入力画面の概要

確認申請書/計画変更確認申請書/計画通知書/計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）の入力画面について記載します。

第一面

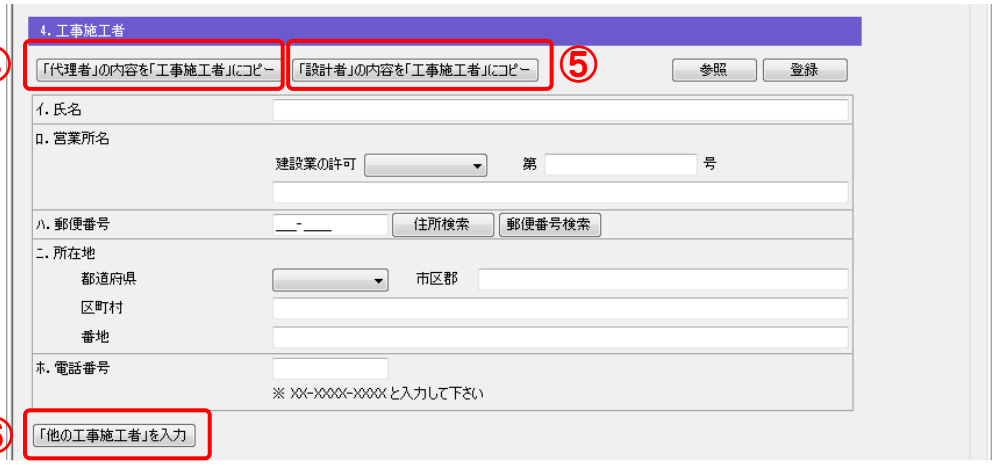


入力補助機能

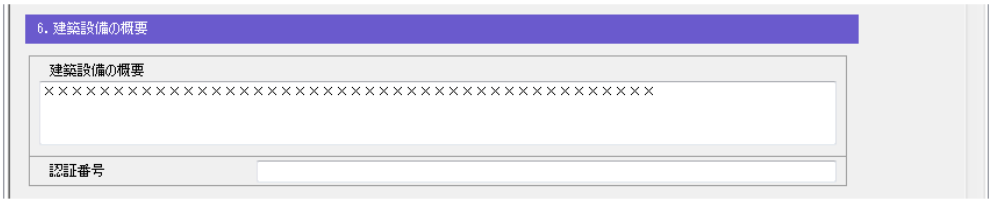
No	項目	説明
1	「設置者」の内容を一括反映	「第二面（設置者等の概要)」画面の「1.設置者」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（設置者等の概要)」画面で、「他の設置者」にも入力がある場合は、最大 5 名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大 5 名まで入力可能です。
3	計画変更	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
4	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
5	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
6	プレビュー	現在の内容で第一面を印刷する際のプレビューが表示されます。

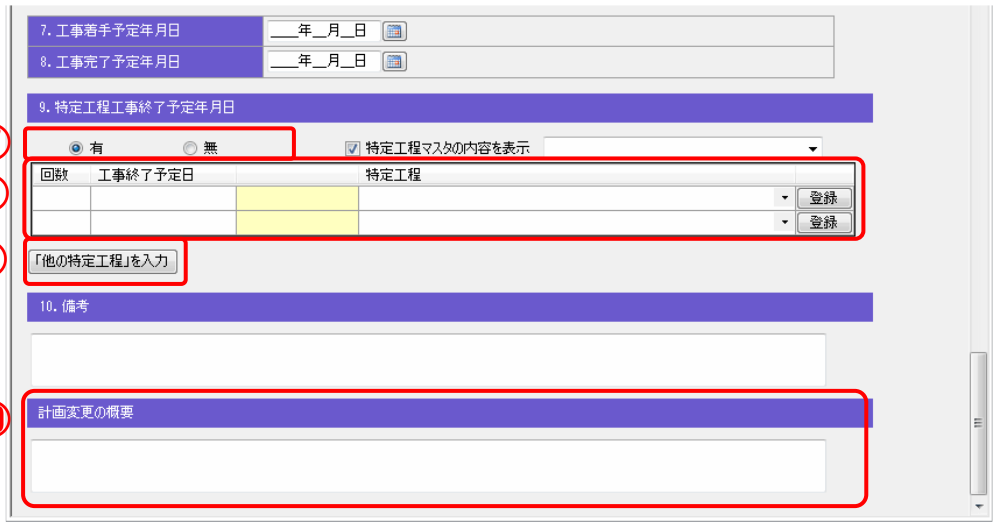
第二面


設置者等の概要
他の設置者
その他の設計者
他の工事施工者
他の特定工程
1. 設置者
プレビュー
⑪
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
カブシキガイシャ×××
氏名
トウキョウタロウ
ロ. 氏名
会社名
株式会社×××
氏名
東京太郎
ハ. 郵便番号
100-0004
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
大手町
番地
１－１－１
ホ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXXと入力して下さい
①
「他の設置者」を入力
2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
１２３４５
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
１２３４５
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXXと入力して下さい
3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
１２３４５
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
１２３４５
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXXと入力して下さい
ト. 作成した設計図書
すべて
③
「その他の設計者」を入力


4. 工事施工者
④
「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー
「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー
⑤
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
⑥
「他の工事施工者」を入力


5. 設置する建築物
郵便番号
100-0005
住所検索
郵便番号検索
イ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
丸の内
番地
1－1－1
ロ. 名称のフリガナ
××××
ハ. 名称
××××
ニ. 用途


6. 建築設備の概要
建築設備の概要
××
認証番号


7. 工事着手予定年月日
___年__月__日
8. 工事完了予定年月日
___年__月__日
9. 特定工程工事終了予定年月日
⑦
有
無
特定工程マスタの内容を表示
⑧
回数
工事終了予定日
特定工程
登録
登録
⑨
「他の特定工程」を入力
10. 備考
⑩
計画変更の概要

入力補助機能

No	項目	説明
1	「他の設置者」を入力	設置者を追加する場合は、「「他の設置者」を入力」ボタン、または「他の設置者」タブをクリックします。 代表の設置者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
5	「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「4. 工事施工者」にコピーされます。
6	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。
7	特定工程の有無	特定工程がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 特定工程がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
8	特定工程工事終了予定年月日	「工事終了予定日」に日付を入力すると、「回数」が自動入力されます。
9	「他の特定工程」を入力	特定工程を追加する場合は、「「他の特定工程」を入力」ボタン、または「他の特定工程」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
10	変更概要	この入力欄は、申請書が「計画変更確認申請書」または「計画変更通知書」の場合に表示されます。
11	プレビュー	現在の内容で第二面を印刷する際のプレビューが表示されます。

・「他の設置者」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
・画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
・「「代表となる○○」の内容をコピー」ボタンがある場合、クリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
・「○○の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。

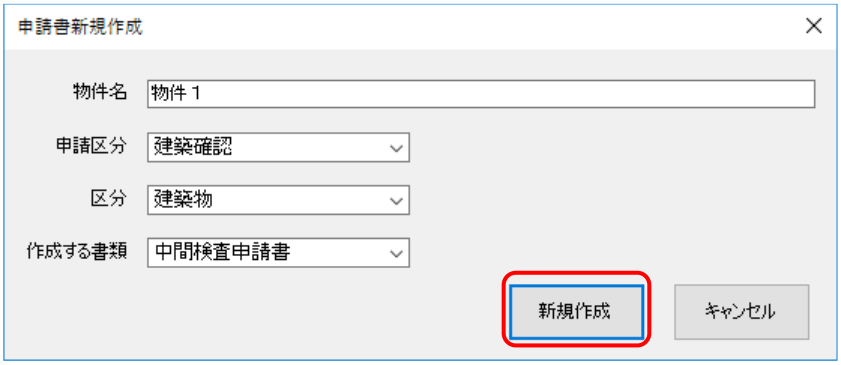


2.8. 中間検査申請書/特定工程工事終了通知書の作成

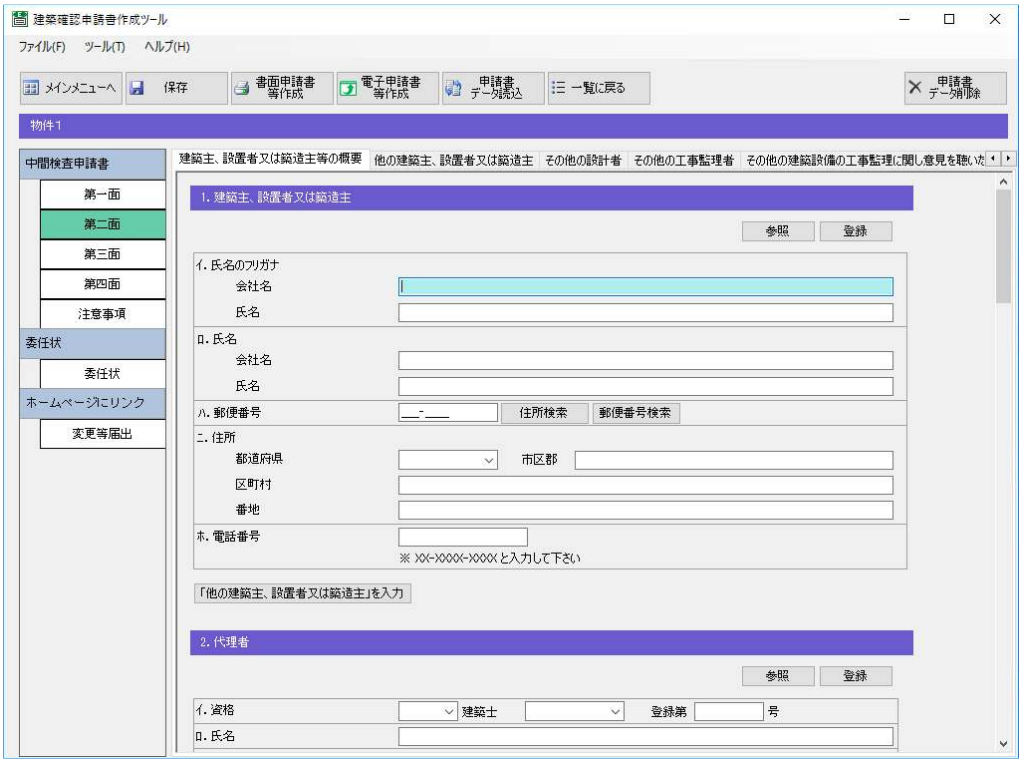
中間検査申請書/特定工程工事終了通知書の作成に関して記載します。

2.8.1. 作成の概要

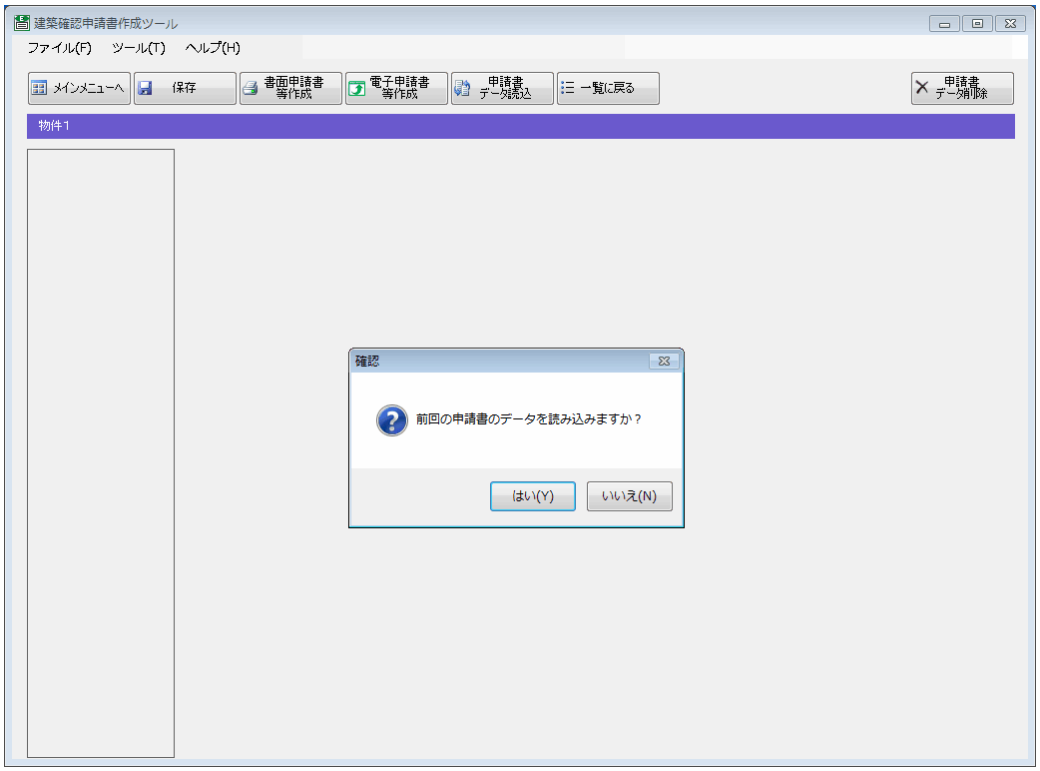
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。

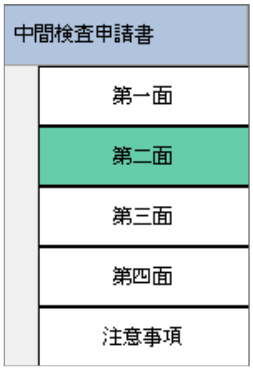


3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



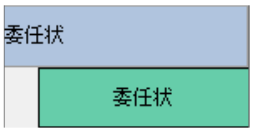
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 中間検査申請書の入力フォーマットは、全ての区分で共通です。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



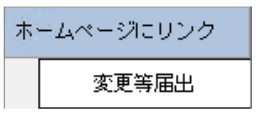
項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	建築主、設置者又は築造主等の概要を入力します。
第三面	申請する工事の概要を入力します。
第四面	工事監理の状況を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（委任状）



項目	説明
委任状	委任状を入力します。

サイドバー（ホームページにリンク）

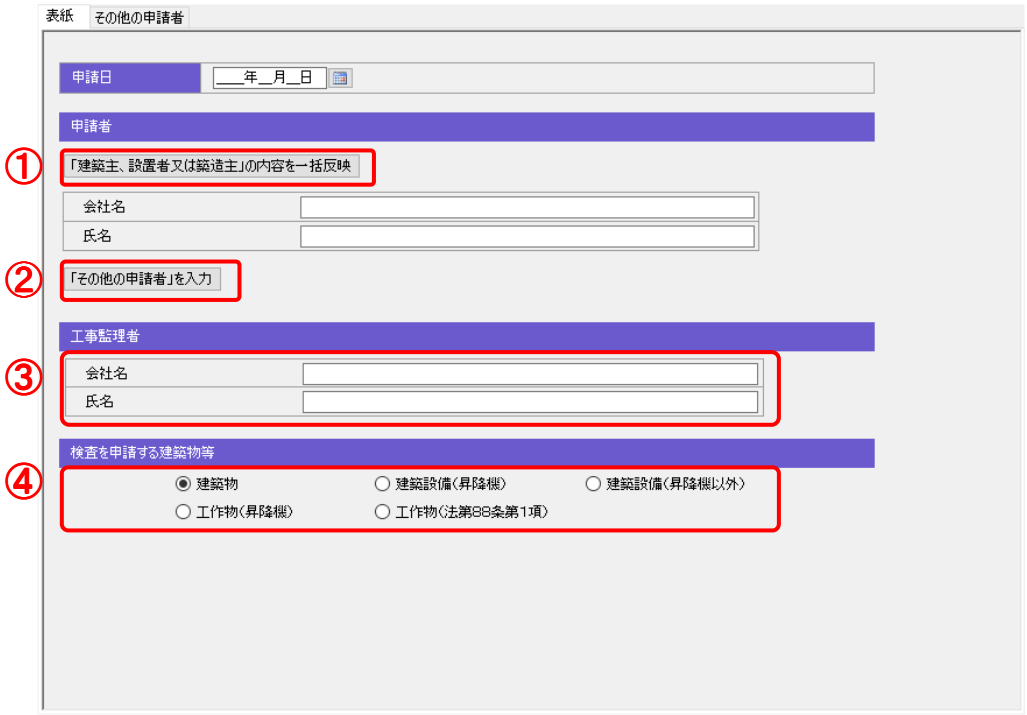


項目	説明
変更等届出	ブラウザが立ち上がり、変更等届出のダウンロードページが表示されます。

2.8.2. 入力画面の概要

中間検査申請書の入力画面について記載します。

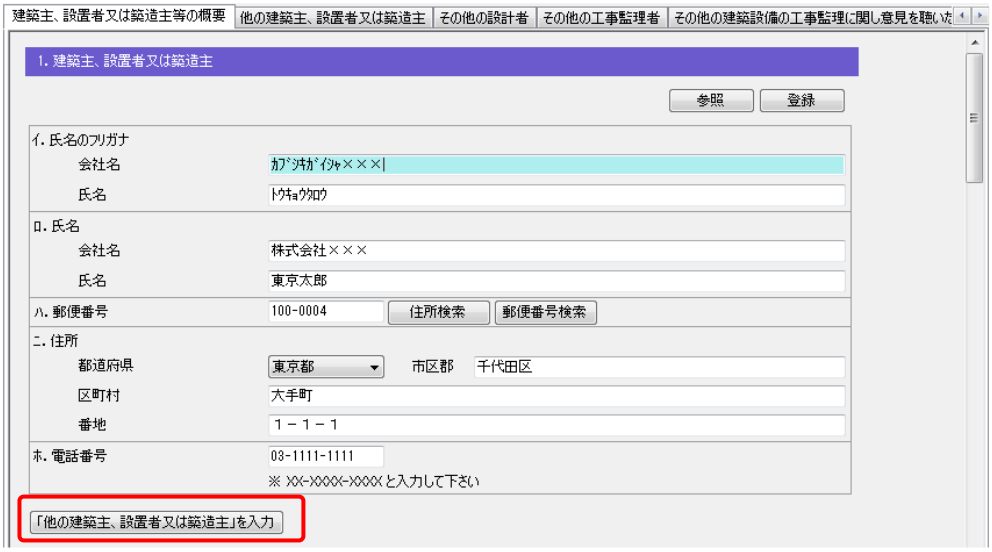
第一面



入力補助機能

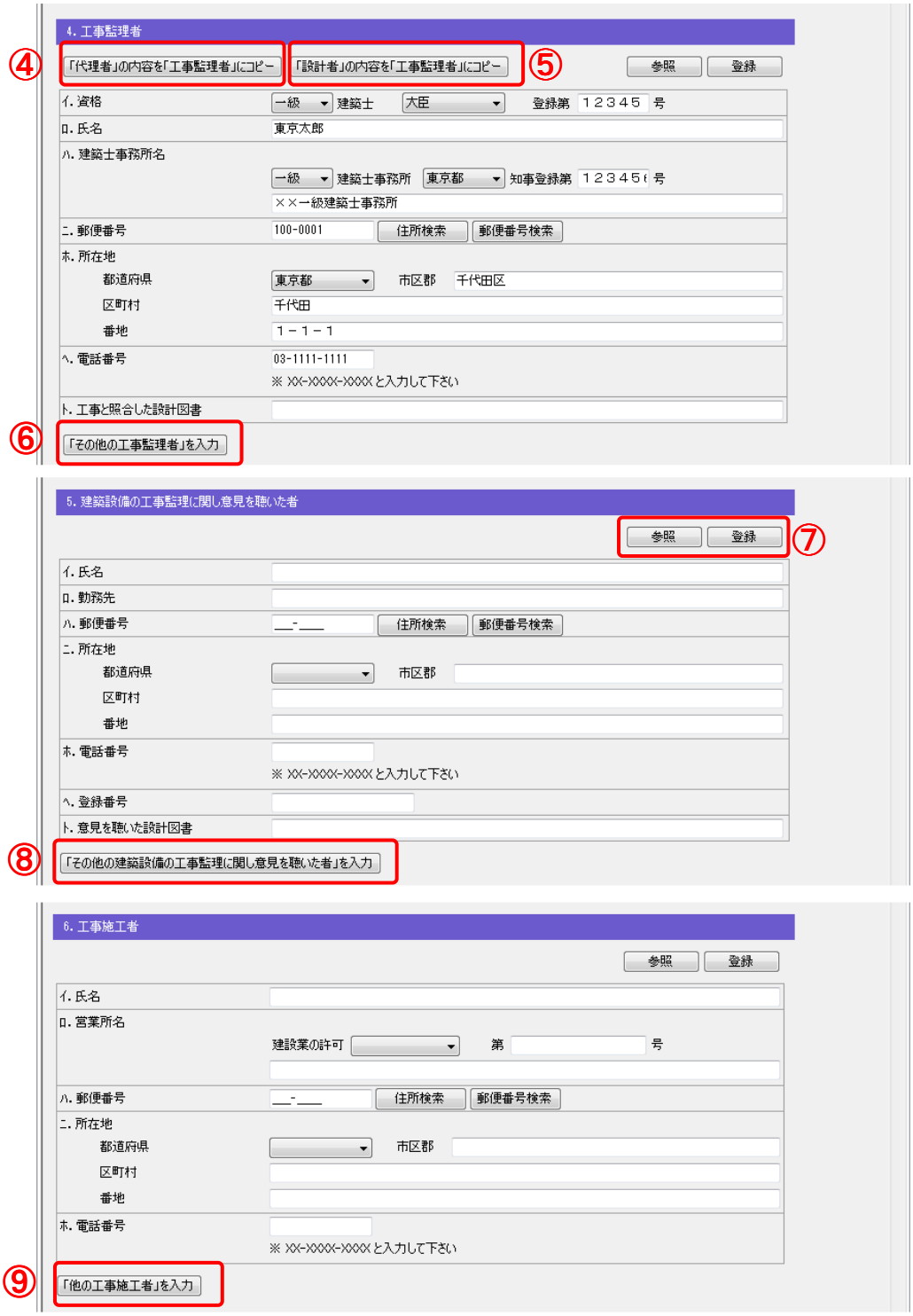
No	項目	説明
1	「建築主、設置者又は築造主」の内容を一括反映	「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面の「1.建築主」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面で、「他の建築主、設置者又は築造主」にも入力がある場合は、最大 5 名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大 5 名まで入力可能です。
3	工事監理者	「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面の「4.工事監理者」を入力または変更した場合、同内容が自動更新されます。
4	検査を申請する建築物等	初期値として、区分に基づいた選択が行われます。 ・ 建築物 ：建築物 ・ 昇降機 ：建築設備（昇降機） ・ 工作物 ：工作物（法第 88 条第 1 項） ・ 工作物 2 ：初期選択なし ・ 昇降機以外の建築設備 ：建築設備（昇降機以外）

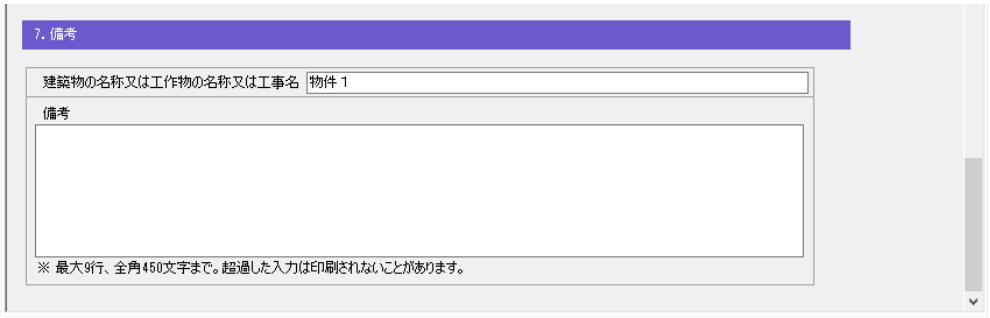
第二面


建築主、設置者又は築造主等の概要
他の建築主、設置者又は築造主
その他の設計者
その他の工事監理者
その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた
1. 建築主、設置者又は築造主
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
カブシキガイシャ×××
氏名
トウキョウタロウ
ロ. 氏名
会社名
株式会社×××
氏名
東京太郎
ハ. 郵便番号
100-0004
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
大手町
番地
1－1－1
ホ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の建築主、設置者又は築造主」を入力


2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい


3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 作成した設計図書
すべて
③
「その他の設計者」を入力


4. 工事監理者
④
「代理者」の内容を「工事監理者」にコピー
「設計者」の内容を「工事監理者」にコピー
⑤
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第 12345 号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第 12345 号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 工事と照合した設計図書
⑥
「その他の工事監理者」を入力
5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者
参照
登録
⑦
イ. 氏名
ロ. 勤務先
ハ. 郵便番号
__-____
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ヘ. 登録番号
ト. 意見を聴いた設計図書
⑧
「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」を入力
6. 工事施工者
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
__-____
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
⑨
「他の工事施工者」を入力


7. 備考
建築物の名称又は工作物の名称又は工事名
物件１
備考
※ 最大9行、全角450文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。

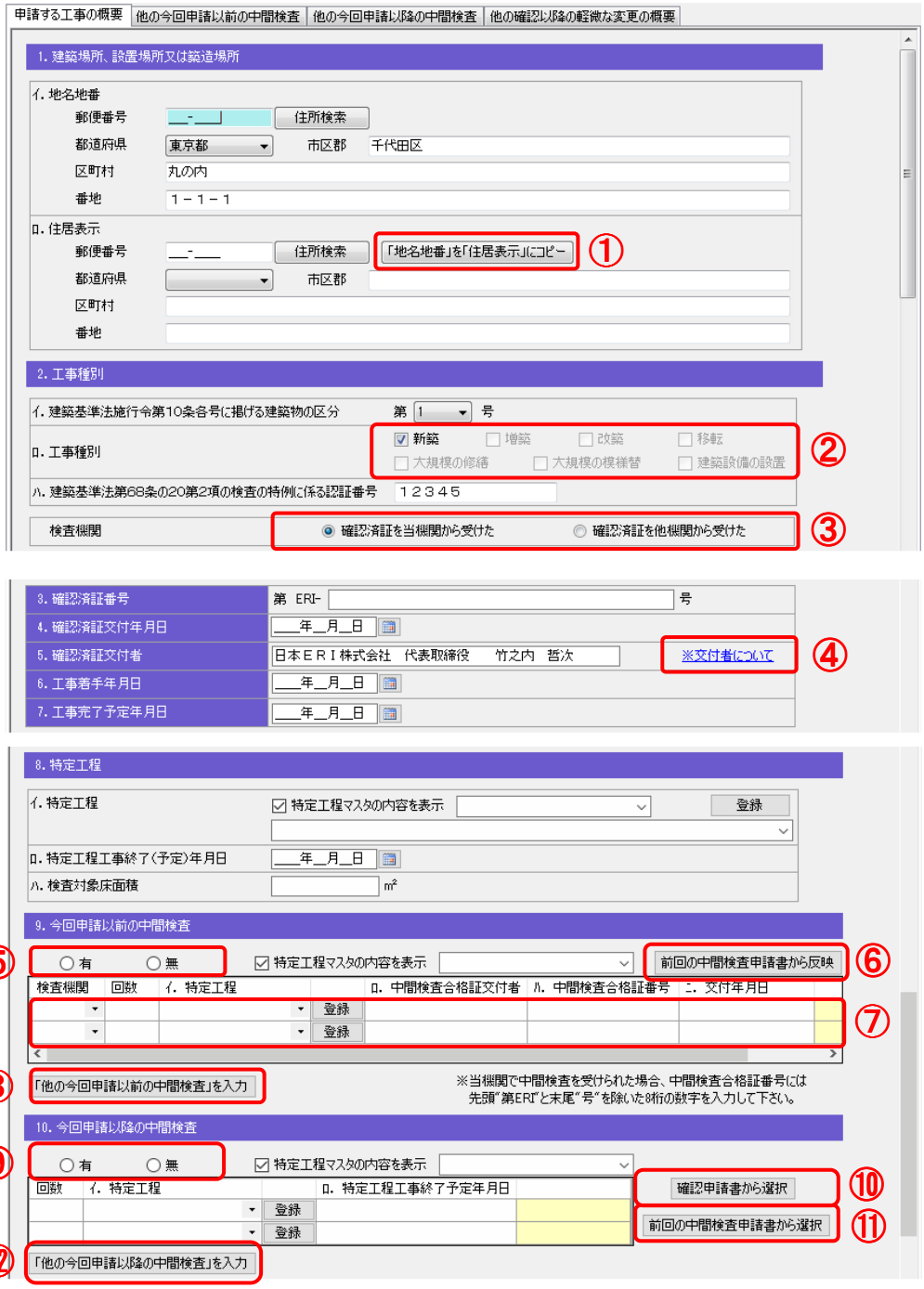
入力補助機能

No	項目	説明
1	「他の建築主、設置者又は築造主」を入力	建築主（設置者又は築造主）を追加する場合は、「「他の建築主、設置者又は築造主」を入力」ボタン、または「他の建築主、設置者又は築造主」タブをクリックします。 代表の建築主（設置者又は築造主）を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「代理者」の内容を「工事監理者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「4. 工事監理者」にコピーされます。
5	「設計者」の内容を「工事監理者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「4. 工事監理者」にコピーされます。
6	「その他の工事監理者」を入力	工事監理者を追加する場合は、「「その他の工事監理者」を入力」ボタン、または「その他の工事監理者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
7	「建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」のマスタ参照・登録	このボタンは、区分が「建築物」の場合にのみ表示されます。
8	「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」を入力	建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者を追加する場合は、「「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」を入力」ボタン、または「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
9	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。

・「他の建築主、設置者又は築造主」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
・画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
・「「代表となる○○」の内容をコピー」ボタンをクリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
・「○○の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。



第三面

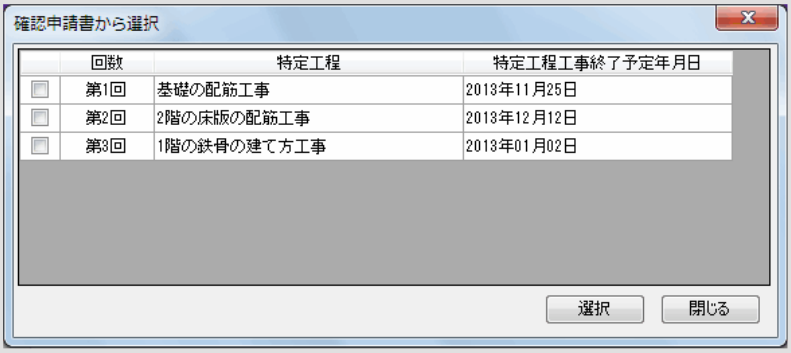
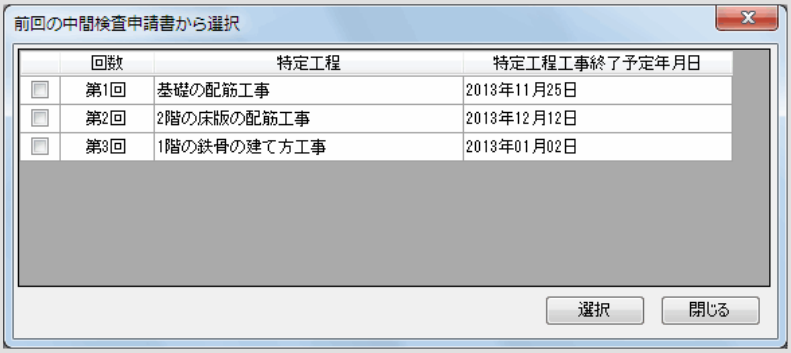

申請する工事の概要
他の今回申請以前の中間検査
他の今回申請以降の中間検査
他の確認以降の軽微な変更の概要
1. 建築場所、設置場所又は築造場所
イ. 地名地番
郵便番号
住所検索
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
丸の内
番地
１－１－１
ロ. 住居表示
郵便番号
住所検索
「地名地番」を「住居表示」にコピー
①
都道府県
市区郡
区町村
番地
2. 工事種別
イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分
第
号
ロ. 工事種別
新築
増築
改築
移転
大規模の修繕
大規模の模様替
建築設備の設置
②
ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号
１２３４５
検査機関
確認済証を当機関から受けた
確認済証を他機関から受けた
③
3. 確認済証番号
第 ERI-
号
4. 確認済証交付年月日
年 月 日
5. 確認済証交付者
日本ＥＲＩ株式会社　代表取締役　　竹之内　哲次
※交付者について
④
6. 工事着手年月日
年 月 日
7. 工事完了予定年月日
年 月 日
8. 特定工程
イ. 特定工程
特定工程マスタの内容を表示
登録
ロ. 特定工程工事終了(予定)年月日
年 月 日
ハ. 検査対象床面積
㎡
9. 今回申請以前の中間検査
⑤
有
無
特定工程マスタの内容を表示
前回の中間検査申請書から反映
⑥
検査機関
回数
イ. 特定工程
ロ. 中間検査合格証交付者
ハ. 中間検査合格証番号
ニ. 交付年月日
登録
登録
⑦
⑧
「他の今回申請以前の中間検査」を入力
※当機関で中間検査を受けられた場合、中間検査合格証番号には
先頭"第ERI"と末尾"号"を除いた8桁の数字を入力して下さい。
10. 今回申請以降の中間検査
⑨
有
無
特定工程マスタの内容を表示
回数
イ. 特定工程
ロ. 特定工程工事終了予定年月日
登録
登録
確認申請書から選択
⑩
前回の中間検査申請書から選択
⑪
⑫
「他の今回申請以降の中間検査」を入力



入力補助機能

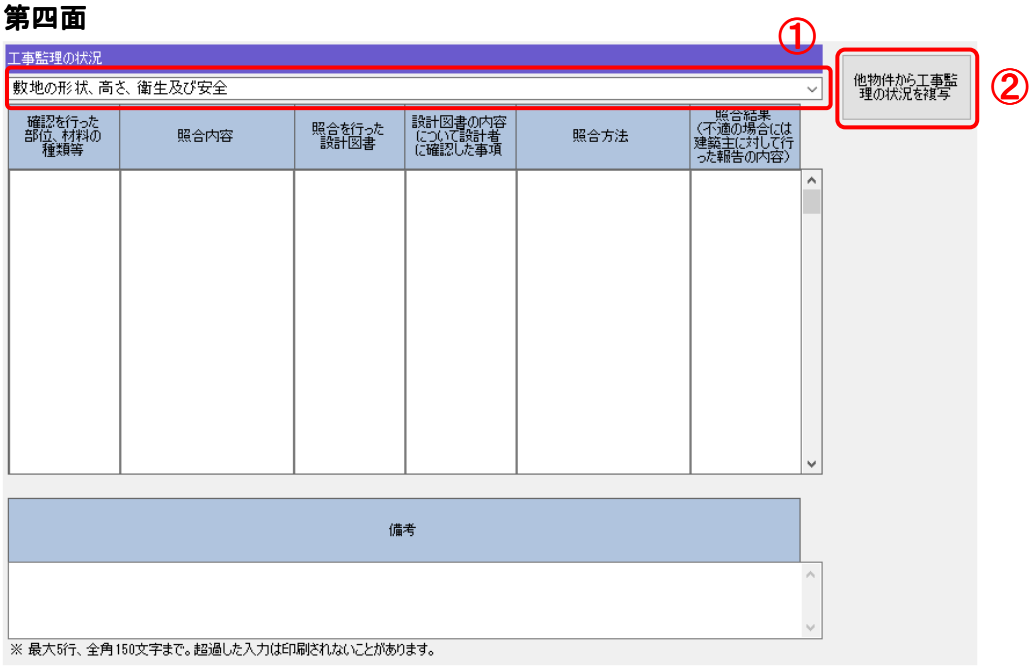
No	項目	説明
1	「地名地番」を「住居表示」にコピー	「地名番地」欄の都道府県、市区郡、区町村が「住居表示」欄にコピーされます。
2	工事種別	「新築」をチェックした場合、他の項目にチェックを付けることはできません。また、「新築」以外を 1 つ以上チェックした場合、「新築」にチェックを付けることはできません。
3	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「3. 確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「5. 確認済証交付者」に、初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「3. 確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「5. 確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
4	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
5	今回申請以前の中間検査の有無	今回申請以前の中間検査がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。今回申請以前の中間検査がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
6	前回の中間検査申請書から反映	このボタンは、同一物件内で 2 回目以降の中間検査申請書を作成する場合にのみ表示されます。

		申請日が最新の中間検査報告書から、「9.今回申請以前の中間検査」の各項目と、検査機関の種別、「8.特定工程-ｲ.特定工程」が「9.今回申請以前の中間検査」にコピーされます。 合計が 3 件以上にわたる場合、3 件目以降は「他の今回申請以前の中間検査」タブにコピーされ、「特定工程」からコピーした行の「ﾊ.中間検査合格証番号」に入力フォーカスが移動されます。
7	今回申請以前の中間検査	検査機関の「当機関」を選択した場合、「ﾛ.中間検査合格証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示され、「ﾊ.中間検査合格証番号」の入力時に、前後に「第 ERI-」「号」の文字列が挿入されます。 また、「ﾆ.交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「ﾛ.中間検査合格証交付者」に表示されます。検査機関の「他機関」を選択した場合、「ﾛ.中間検査合格証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。「ﾊ.中間検査合格証番号」の前後は何も表示されません。
8	「他の今回申請以前の中間検査」を入力	今回申請以前の中間検査を追加する場合は、「「他の今回申請以前の中間検査」を入力」ボタン、または「他の今回申請以前の中間検査」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
9	今回申請以降の中間検査の有無	今回申請以降の中間検査がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 今回申請以降の中間検査がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
10	確認申請書から選択	このボタンは、同一物件内で確認申請書（または計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書）が作成されている場合にのみ表示されます。 申請日が最新の確認申請書（または計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書）から、「特定工程工事終了予定年月日」および「他の特定工程」タブの入力内容が表示されます。 コピーしたい特定工程にチェックを付けて「選択」ボタンをクリックすることで、チェックされた特定工程が「10.今回申請以降の中間検査」にコピーされます。 合計が 3 件以上にわたる場合、3 件目以降は「他の今回申請以降の中間検査」タブにコピーされます。

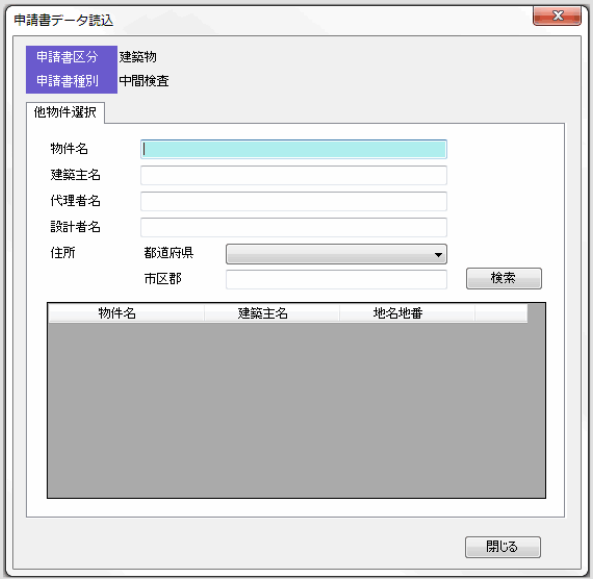
		
11	前回の中間検査申請書から選択	このボタンは、同一物件内で 2 回目以降の中間検査申請書を作成する場合にのみ表示されます。 申請日が最新の中間検査申請書から､｢今回申請以降の中間検査｣および｢他の今回申請以降の中間検査」タブの入力内容が表示されます。 コピーしたい特定工程にチェックを付けて「選択」ボタンをクリックすることで、チェックされた特定工程が「10. 今回申請以降の中間検査」にコピーされます。 合計が 3 件以上にわたる場合、3 件目以降は「他の今回申請以降の中間検査」タブにコピーされます。 
12	「他の今回申請以降の中間検査」を入力	今回申請以降の中間検査を追加する場合は、｢｢他の今回申請以降の中間検査」を入力」ボタン、または「他の今回申請以降の中間検査」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
13	「他の確認以降の軽微な変更の概要」を入力	確認以降の軽微な変更の概要を追加する場合は、｢｢他の確認以降の軽微な変更の概要」を入力」ボタン、または「他の確認以降の軽微な変更の概要」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 1 件を含め、最大 10 件まで入力可能です。

・ 前回申請書からのコピー機能で、対象となる申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書からコピーされます。

第四面



入力補助機能

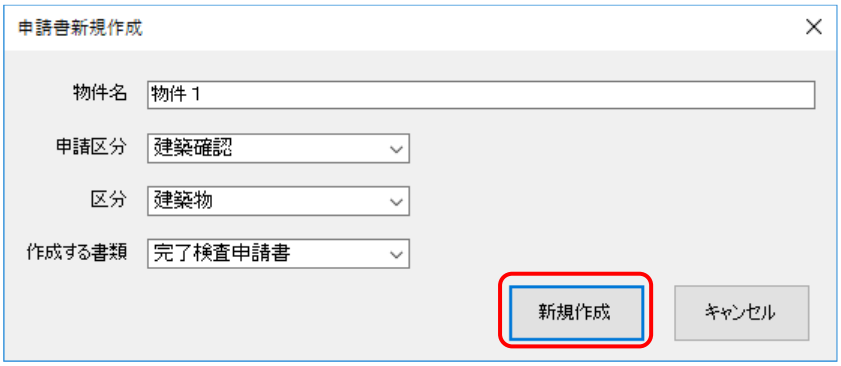
No	項目	説明
1	工事監理の状況	項目を選択すると、項目の詳細について入力欄が表示されます。 項目を切り替えて入力を行ってください。
2	他物件から工事監理の状況を複写	「申請書データ読込」ダイアログが表示されます。 自物件、他物件の中間検査申請書、完了検査申請書、特定工程工事終了通知書、工事完了通知書から工事監理の状況データを読み込みます。 

2.9. 完了検査申請書/工事完了通知書の作成

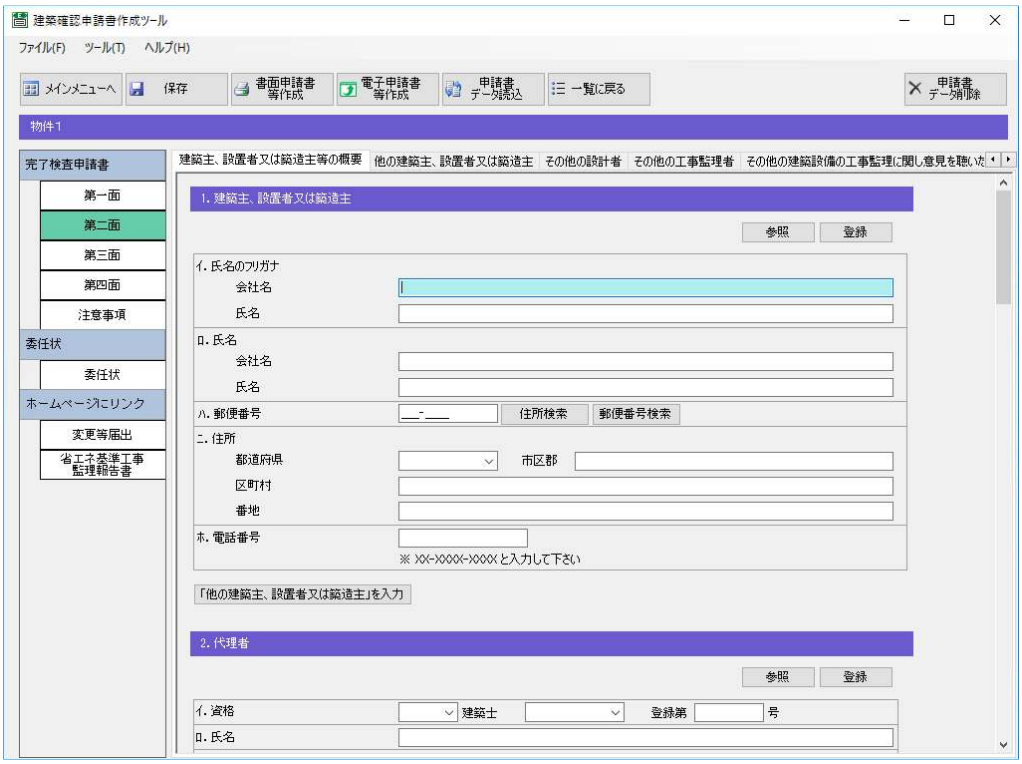
完了検査申請書、工事完了通知書の作成に関して記載します。

2.9.1. 作成の概要

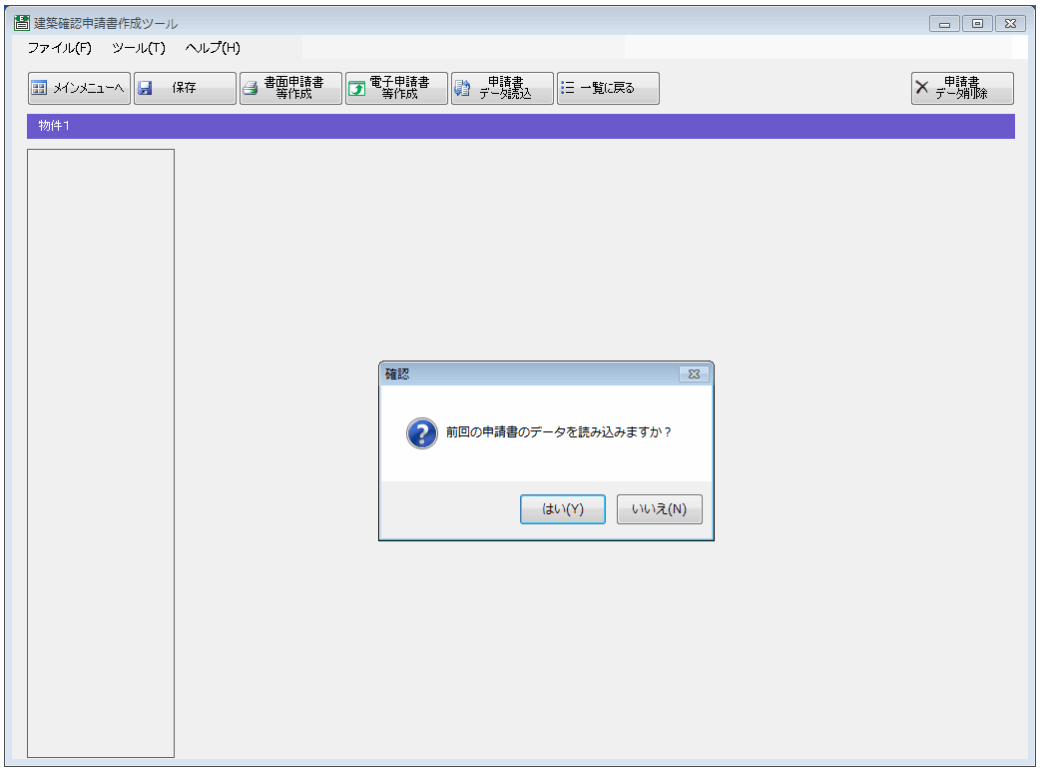
1. 「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2. 「申請書作成」画面が表示されます。



3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



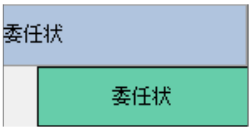
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 完了検査申請書の入力フォーマットは、全ての区分で共通です。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



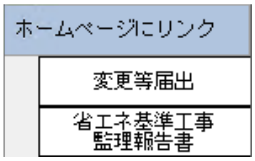
項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	建築主、設置者又は築造主等の概要を入力します。
第三面	申請する工事の概要を入力します。
第四面	工事監理の状況を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（委任状）



項目	説明
委任状	委任状を入力します。

サイドバー（ホームページにリンク）

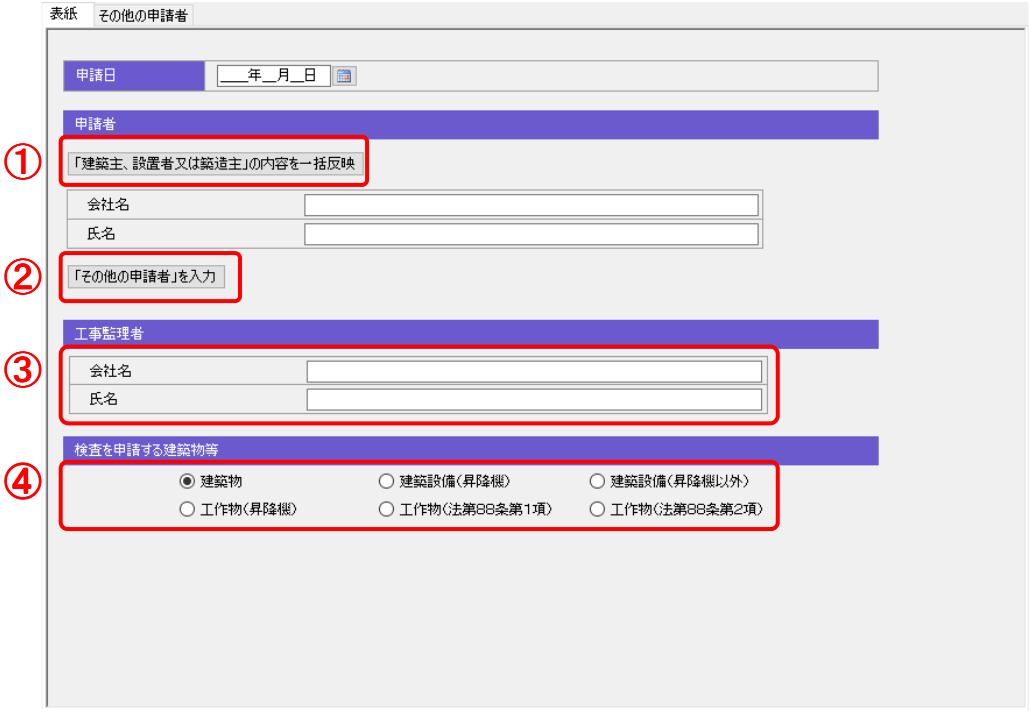


項目	説明
変更等届出	ブラウザが立ち上がり、変更等届出のダウンロードページが表示されます。
省エネ基準工事監理報告書	ブラウザが立ち上がり、省エネ基準工事監理報告書のダウンロードページが表示されます。

2.9.2. 入力画面の概要

完了検査申請書の入力画面について記載します。

第一面

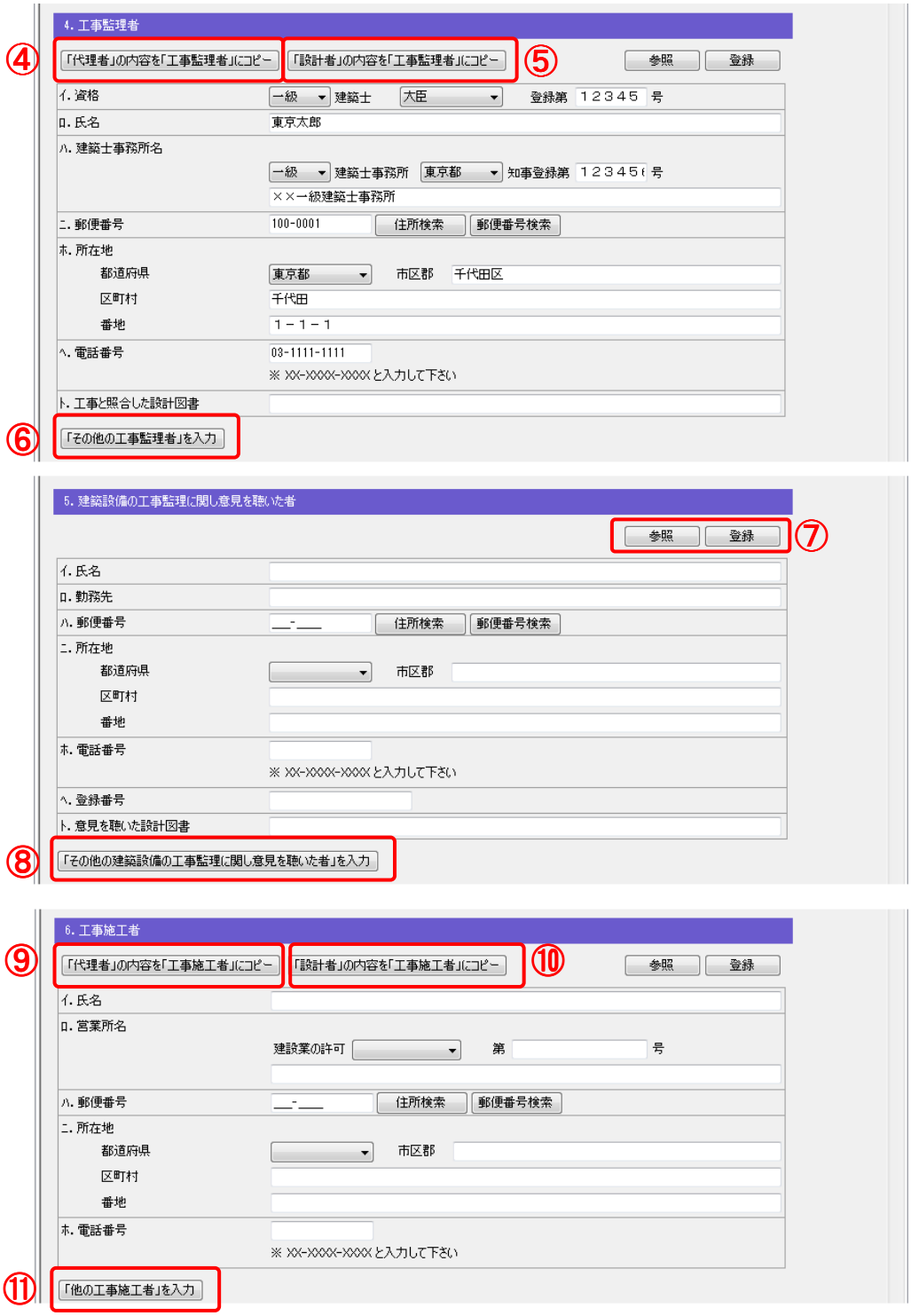


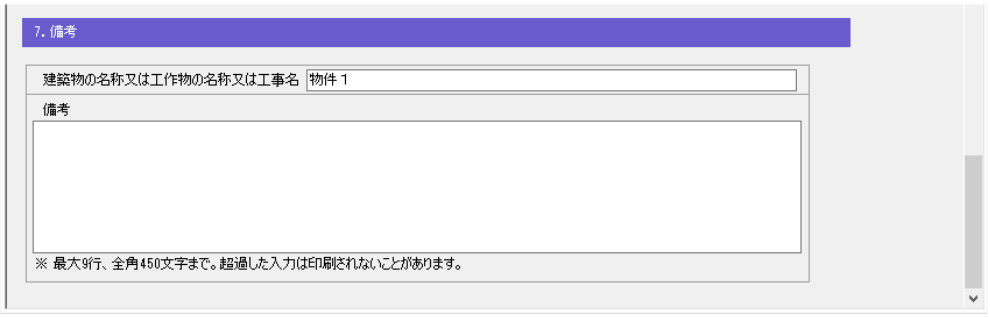
入力補助機能

No	項目	説明
1	「建築主、設置者又は築造主」の内容を一括反映	「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面の「1.建築主」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面で、「他の建築主、設置者又は築造主」にも入力がある場合は、最大 5 名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大 5 名まで入力可能です。
3	工事監理者	「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面の「4.工事監理者」を入力または変更した場合、同内容が自動更新されます。
4	検査を申請する建築物等	初期値として、区分に基づいた選択が行われます。 ・ 建築物 ：建築物 ・ 昇降機 ：建築設備（昇降機） ・ 工作物 ：工作物（法第 88 条第 1 項） ・ 工作物 2 ：工作物（法第 88 条第 2 項） ・ 昇降機以外の建築設備 ：建築設備（昇降機以外）

第二面


建築主、設置者又は築造主等の概要
他の建築主、設置者又は築造主
その他の設計者
その他の工事監理者
その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた
1. 建築主、設置者又は築造主
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
氏名
ロ. 氏名
会社名
株式会社×××
氏名
東京太郎
ハ. 郵便番号
100-0004
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
大手町
番地
１－１－１
ホ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の建築主、設置者又は築造主」を入力
2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
１２３４５
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
１２３４５
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
3. 設計者
②
「代理者」の内容を「設計者」にコピー
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
１２３４５
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
１２３４５
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
１－１－１
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 作成した設計図書
すべて
③
「その他の設計者」を入力


4. 工事監理者
④
「代理者」の内容を「工事監理者」にコピー
「設計者」の内容を「工事監理者」にコピー
⑤
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第 12345 号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第 12345 号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ト. 工事と照合した設計図書
⑥
「その他の工事監理者」を入力
5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者
参照
登録
⑦
イ. 氏名
ロ. 勤務先
ハ. 郵便番号
__-____
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
ヘ. 登録番号
ト. 意見を聴いた設計図書
⑧
「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」を入力
6. 工事施工者
⑨
「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー
「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー
⑩
参照
登録
イ. 氏名
ロ. 営業所名
建設業の許可
第
号
ハ. 郵便番号
__-____
住所検索
郵便番号検索
ニ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
⑪
「他の工事施工者」を入力

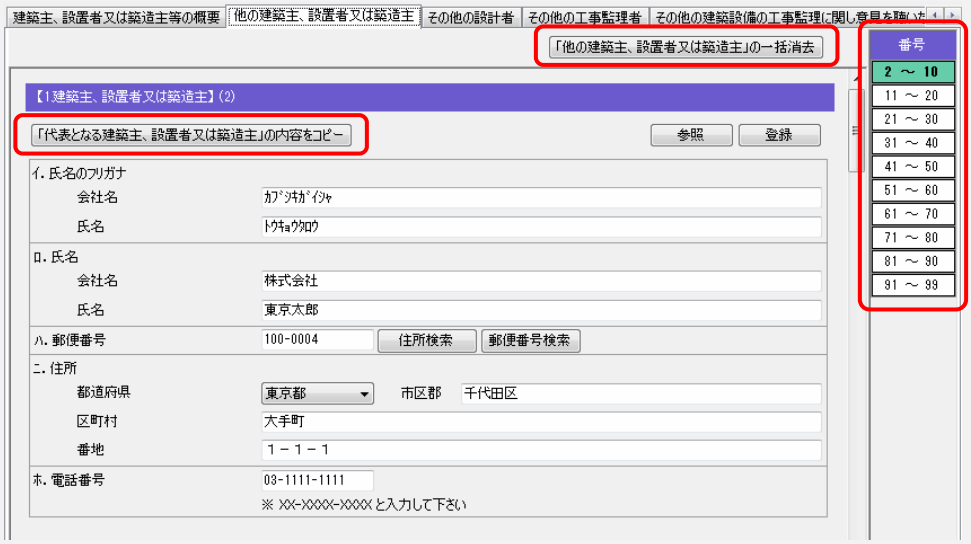

7. 備考
建築物の名称又は工作物の名称又は工事名
物件１
備考
※ 最大9行、全角450文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。

入力補助機能

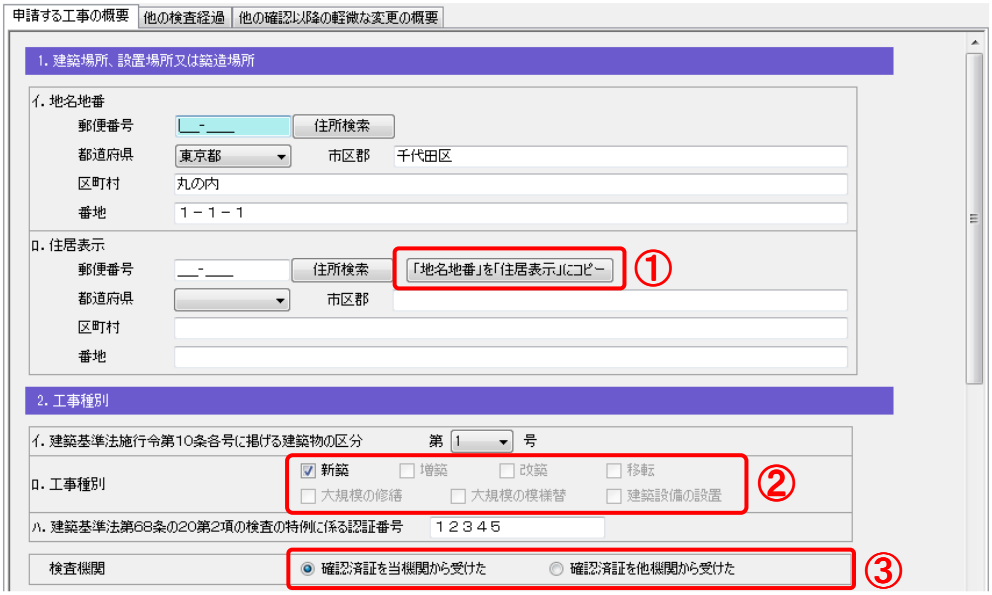
No	項目	説明
1	「他の建築主、設置者又は築造主」を入力	建築主（設置者又は築造主）を追加する場合は、「「他の建築主、設置者又は築造主」を入力」ボタン、または「他の建築主、設置者又は築造主」タブをクリックします。 代表の建築主（設置者又は築造主）を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	「代理者」の内容を「設計者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「3. 設計者」にコピーされます。
3	「その他の設計者」を入力	設計者を追加する場合は、「「その他の設計者」を入力」ボタン、または「その他の設計者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
4	「代理者」の内容を「工事監理者」にコピー	「2. 代理者」に入力されている内容が、「4. 工事監理者」にコピーされます。
5	「設計者」の内容を「工事監理者」にコピー	「3. 設計者」に入力されている内容が、「4. 工事監理者」にコピーされます。
6	「その他の工事監理者」を入力	工事監理者を追加する場合は、「「その他の工事監理者」を入力」ボタン、または「その他の工事監理者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
7	「建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」のマスタ参照・登録	このボタンは、区分が「建築物」の場合にのみ表示されます。
8	「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」を入力	建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者を追加する場合は、「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」を入力」ボタン、または「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」タブをクリックします。 最大 99 名まで入力可能です。
9	「代理者」の内容を「工事施工者」にコピー	このボタンは、「第一面/検査を申請する建築物等」で「建築物」以外を選択している場合にのみ表示されます。 「2. 代理者」に入力されている内容が、「6. 工事施工者」にコピーされます。
10	「設計者」の内容を「工事施工者」にコピー	このボタンは、「第一面/検査を申請する建築物等」で「建築物」以外を選択している場合にのみ表示されます。 「3. 設計者」に入力されている内容が、「6. 工事施工者」にコピーされます。

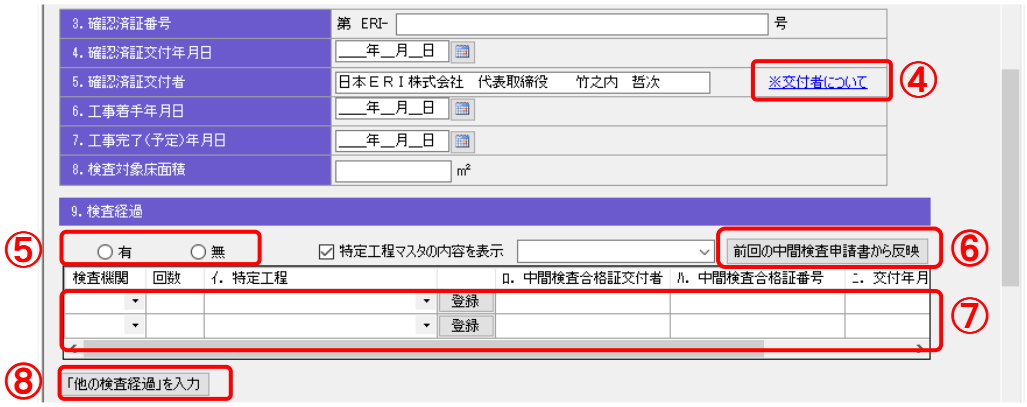
11	「他の工事施工者」を入力	工事施工者を追加する場合は、「「他の工事施工者」を入力」ボタン、または「他の工事施工者」タブをクリックします。 代表の工事施工者を含め、最大 99 名まで入力可能です。

- 「他の建築主、設置者又は築造主」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
- 画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
- 「「代表となる○○」の内容をコピー」ボタンをクリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
- 「○○の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。



第三面


申請する工事の概要
他の検査経過
他の確認以降の軽微な変更の概要
1. 建築場所、設置場所又は築造場所
イ. 地名地番
郵便番号
住所検索
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
丸の内
番地
１－１－１
ロ. 住居表示
「地名地番」を「住居表示」にコピー
①
2. 工事種別
イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分
ロ. 工事種別
新築
増築
改築
移転
大規模の修繕
大規模の模様替
建築設備の設置
②
ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号
１２３４５
検査機関
確認済証を当機関から受けた
確認済証を他機関から受けた
③


3. 確認済証番号
第 ERI-
号
4. 確認済証交付年月日
5. 確認済証交付者
日本ＥＲＩ株式会社　代表取締役　　竹之内　哲次
※交付者について
④
6. 工事着手年月日
7. 工事完了(予定)年月日
8. 検査対象床面積
9. 検査経過
⑤
有
無
特定工程マスタの内容を表示
前回の中間検査申請書から反映
⑥
検査機関
回数
イ. 特定工程
ロ. 中間検査合格証交付者
ハ. 中間検査合格証番号
ニ. 交付年月
登録
⑦
⑧
「他の検査経過」を入力


10. 確認以降の軽微な変更の概要
イ. 変更された設計図書の種類
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
ロ. 変更の概要
※ 最大9行、全角450文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
⑨
「他の確認以降の軽微な変更の概要」を入力
11. 備考
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。

入力補助機能

No	項目	説明
1	「地名地番」を「住居表示」にコピー	「地名番地」欄の都道府県、市区郡、区町村が「住居表示」欄にコピーされます。
2	工事種別	「新築」をチェックした場合、他の項目にチェックを付けることはできません。また、「新築」以外を 1 つ以上チェックした場合、「新築」にチェックを付けることはできません。
3	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「3.確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「5.確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「3.確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「5.確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
4	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
5	検査経過の有無	検査経過がある場合、「有」を選択し、内容を入力します。 検査経過がない場合、「無」を選択します。内容が入力されていた場合は、入力内容がクリアされます。
6	前回の中間検査申請書から反映	このボタンは、同一物件内で中間検査申請書が作成されている場合にのみ表示されます。 申請日が最新の中間検査報告書から、「9.今回申請以前の中間検査」の各項目と、検査機関の種別、「8.特定工程-ｲ.特定工程」が「9.検査経過」にコピーされます。 合計が 3 件以上にわたる場合、3 件目以降は「他の検査経過」タブにコピーされ、「特定工程」からコピーした行の「ﾊ.中間検査合格証番号」に入力フォーカスが移動されます。
7	検査経過	検査機関の「当機関」を選択した場合、「ﾛ.中間検査合格証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示され、「ﾊ.中間検査合格証番号」の入力時に、前後に「第 ERI-」「号」の文字列が挿入されます。 また、「ﾆ.交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「ﾛ.中間検査合格証交付者」に表示されます。 検査機関の「他機関」を選択した場合、「ﾛ.中間検査合格証交付者」に入

		力済みの内容がある場合はクリアされます。「ハ. 中間検査合格証番号」の前後は何も表示されません。
8	「他の検査経過」を入力	検査経過を追加する場合は、「「他の検査経過」を入力」ボタン、または「他の検査経過」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 2 件を含め、最大 99 件まで入力可能です。
9	「他の確認以降の軽微な変更の概要」を入力	確認以降の軽微な変更の概要を追加する場合は、「「他の確認以降の軽微な変更の概要」を入力」ボタン、または「他の確認以降の軽微な変更の概要」タブをクリックします。 呼び出し元画面で入力できる 1 件を含め、最大 10 件まで入力可能です。

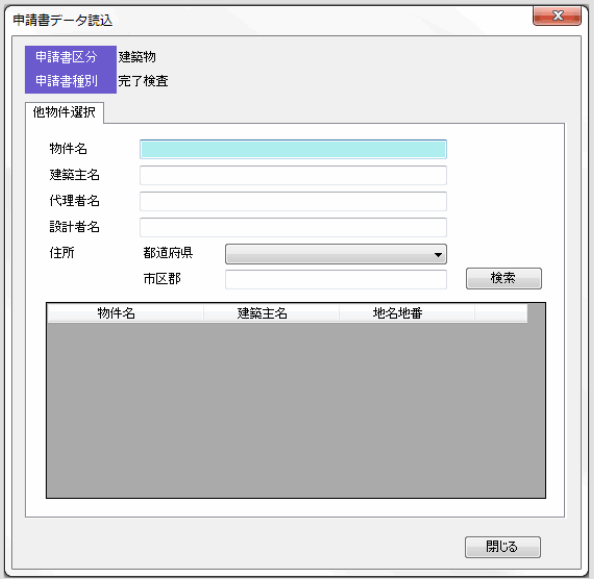


・ 前回申請書からのコピー機能で、対象となる申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書からコピーされます。

第四面



入力補助機能

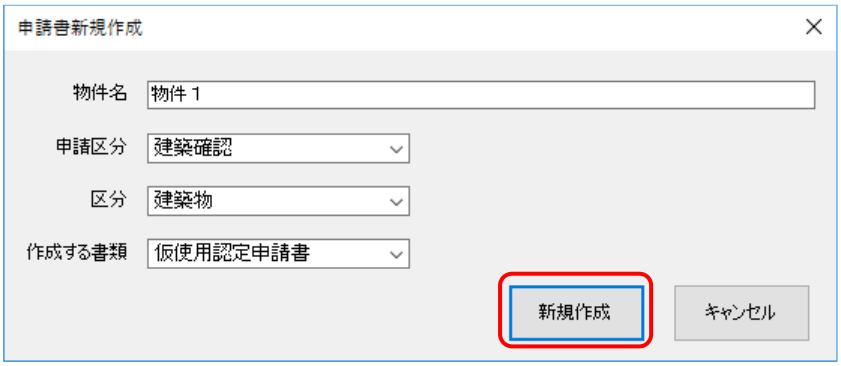
No	項目	説明
1	工事監理の状況	項目を選択すると、項目の詳細について入力欄が表示されます。 項目を切り替えて入力を行ってください。
2	他物件から工事監理の状況を複写	「申請書データ読込」ダイアログが表示されます。 自物件、他物件の中間検査申請書、完了検査申請書、特定工程工事終了通知書、工事完了通知書から工事監理の状況データを読み込みます。 

2.10.　仮使用認定申請書の作成

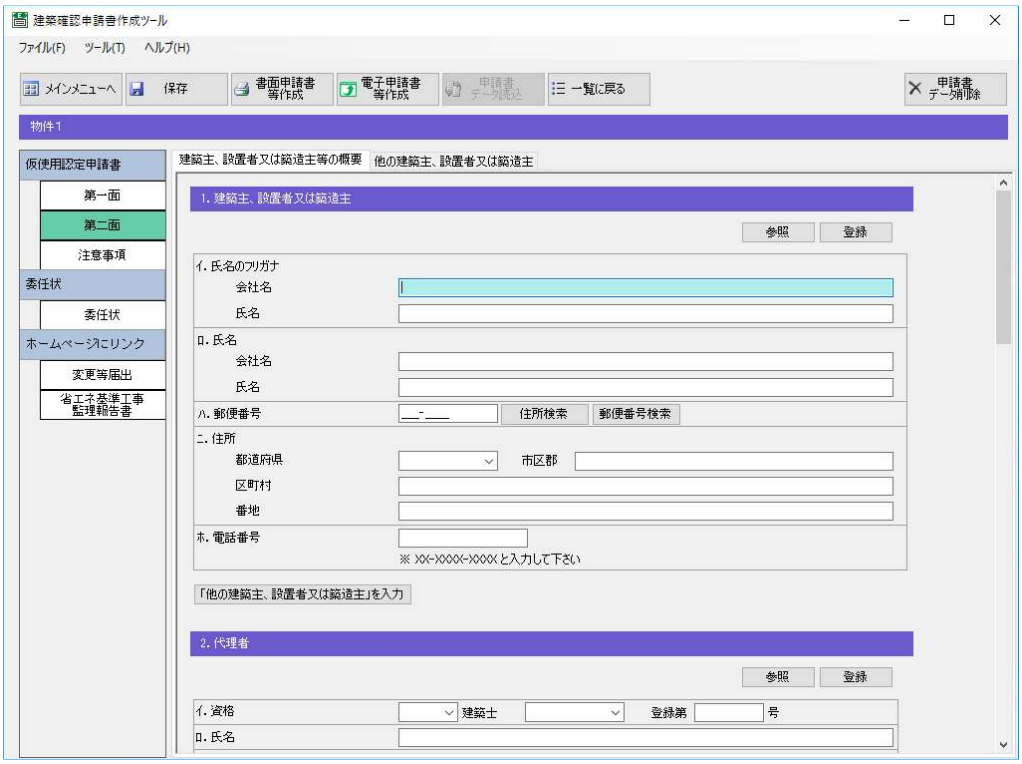
仮使用認定申請書の作成に関して記載します。

2.10.1.　作成の概要

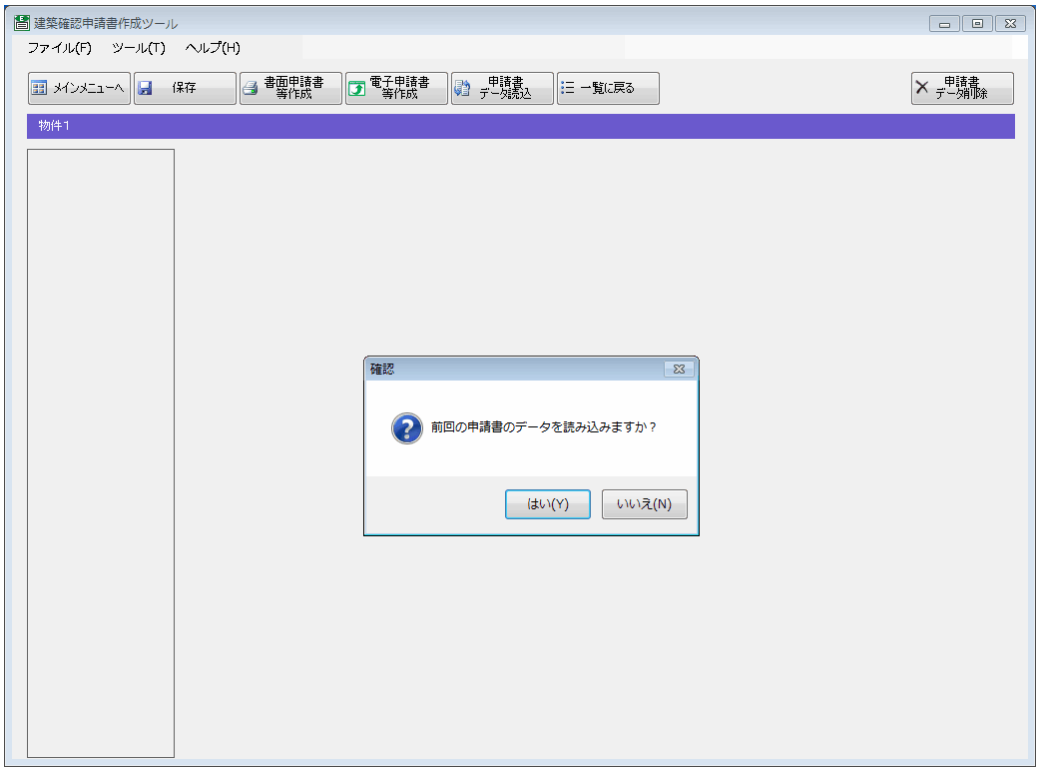
1.　「申請書新規作成」ダイアログで、「物件名」を入力、「申請区分」「区分」「作成する書類」を選択して、「新規作成」ボタンをクリックします。



2.　「申請書作成」画面が表示されます。



3. 同じ物件の他の申請書のデータの読み込みが可能な場合、申請書の新規作成時に前回の申請書のデータの読み込むかの確認ダイアログが表示されます。読み込みを行うと、読み込み対象となる申請日が最新の申請書の内容がコピーされます。



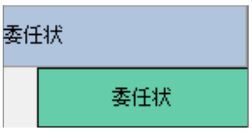
- 読み込み対象の申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書がコピーされます。
- 仮使用認定申請書の入力フォーマットは、全ての区分で共通です。
- 申請書作成時の手順についての詳細は、本マニュアルの「2.1　申請書を作成する」を確認してください。

サイドバー（申請書）



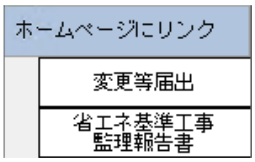
項目	説明
第一面	表紙を入力します。
第二面	建築主、設置者又は築造主等の概要を入力します。
注意事項	申請書の入力に関する注意事項が PDF ファイルで表示されます。

サイドバー（委任状）



項目	説明
委任状	委任状を入力します。

サイドバー（ホームページにリンク）

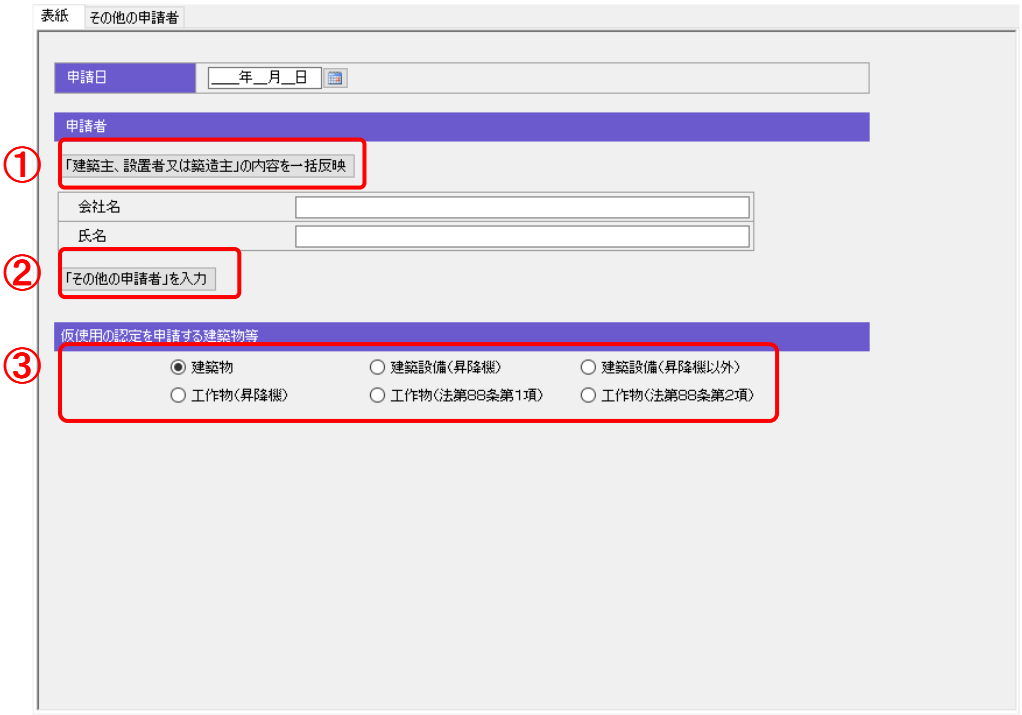


項目	説明
変更等届出	ブラウザが立ち上がり、変更等届出のダウンロードページが表示されます。
省エネ基準工事監理報告書	ブラウザが立ち上がり、省エネ基準工事監理報告書のダウンロードページが表示されます。

2.10.2. 入力画面の概要

仮使用認定申請書の入力画面について記載します。

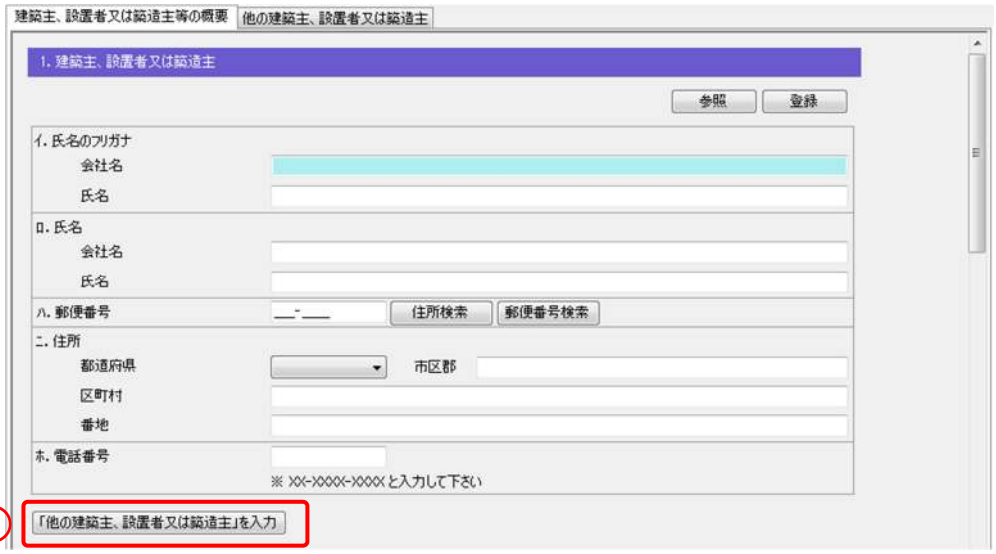
第一面



入力補助機能

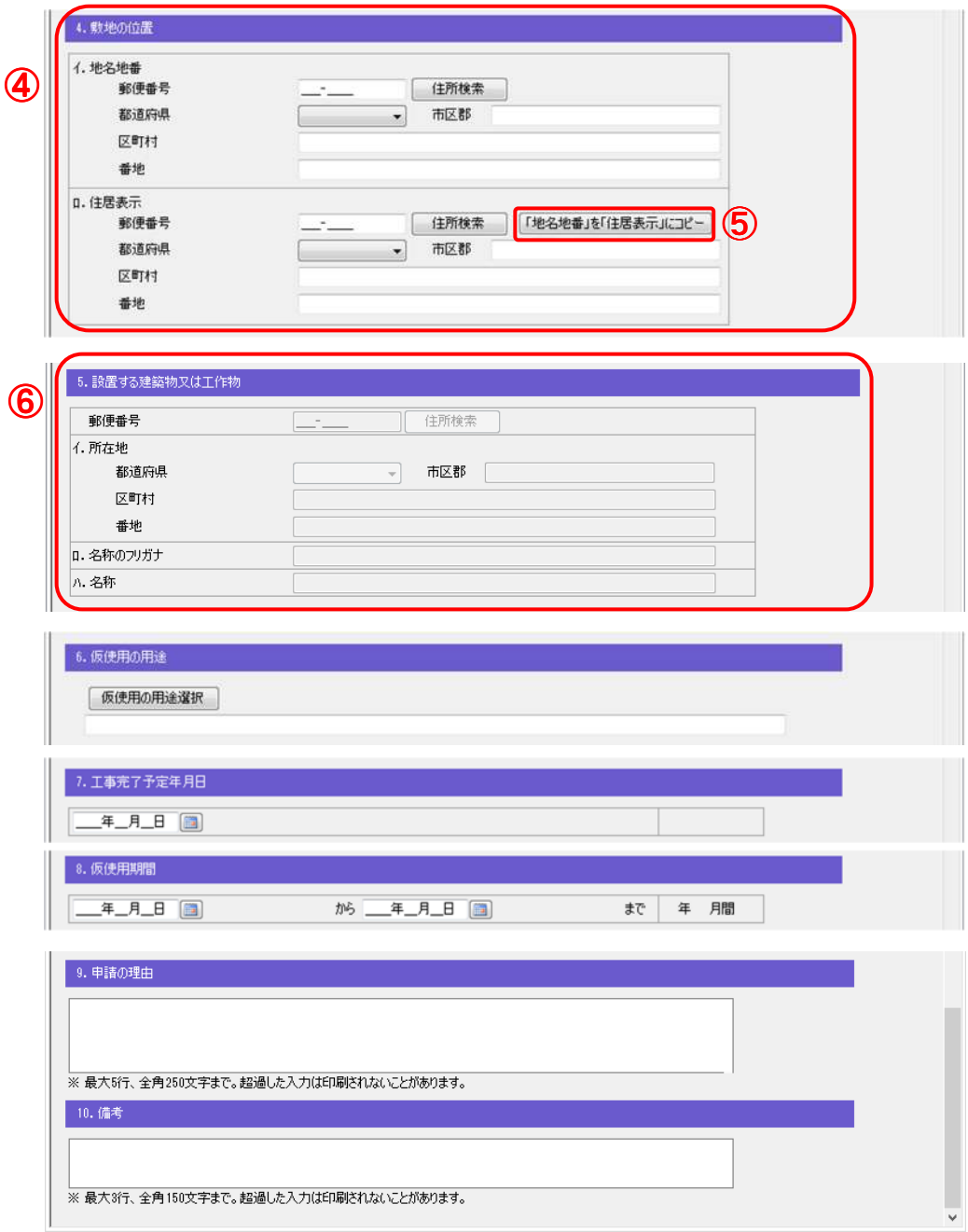
No	項目	説明
1	「建築主、設置者又は築造主」の内容を一括反映	「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面の「1.建築主、設置者又は築造主」が「申請者」にコピーされます。 「第二面（建築主、設置者又は築造主等の概要）」画面で、「他の建築主、設置者又は築造主」にも入力がある場合は、最大 5 名までが「その他の申請者」にコピーされます。
2	「その他の申請者」を入力	申請者を追加する場合は、「その他の申請者」ボタン、または「その他の申請者」タブをクリックします。 その他の申請者は、最大 5 名まで入力可能です。
3	仮使用認定を申請する建築物等	初期値として、区分に基づいた選択が行われます。 ・ 建築物 ：建築物 ・ 昇降機 ：建築設備（昇降機） ・ 昇降機以外の建築設備 ：建築設備（昇降機以外） ・ 工作物 ：工作物（法第 88 条第 1 項） ・ 工作物 2 ：工作物（法第 88 条第 2 項）

第二面


建築主、設置者又は築造主等の概要
他の建築主、設置者又は築造主
1. 建築主、設置者又は築造主
参照
登録
イ. 氏名のフリガナ
会社名
氏名
ロ. 氏名
会社名
氏名
ハ. 郵便番号
住所検索
郵便番号検索
ニ. 住所
都道府県
市区郡
区町村
番地
ホ. 電話番号
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい
①
「他の建築主、設置者又は築造主」を入力


2. 代理者
参照
登録
イ. 資格
一級
建築士
大臣
登録第
12345
号
ロ. 氏名
東京太郎
ハ. 建築士事務所名
一級
建築士事務所
東京都
知事登録第
12345
号
××一級建築士事務所
ニ. 郵便番号
100-0001
住所検索
郵便番号検索
ホ. 所在地
都道府県
東京都
市区郡
千代田区
区町村
千代田
番地
1－1－1
ヘ. 電話番号
03-1111-1111
※ XX-XXXX-XXXX と入力して下さい


3. 建築確認
②
確認済証を当機関から受けた
確認済証を他機関から受けた
イ. 確認済証番号
第 ERI-
号
ロ. 確認済証交付年月日
___年__月__日
ハ. 確認済証交付者
日本ＥＲＩ株式会社　代表取締役　　竹之内　哲次
※交付者について
③


④
4. 敷地の位置
イ. 地名地番
郵便番号
住所検索
都道府県
市区郡
区町村
番地
ロ. 住居表示
郵便番号
住所検索
「地名地番」を「住居表示」にコピー
⑤
都道府県
市区郡
区町村
番地
⑥
5. 設置する建築物又は工作物
郵便番号
住所検索
イ. 所在地
都道府県
市区郡
区町村
番地
ロ. 名称のフリガナ
ハ. 名称
6. 仮使用の用途
仮使用の用途選択
7. 工事完了予定年月日
年 月 日
8. 仮使用期間
年 月 日
から
年 月 日
まで
年 月間
9. 申請の理由
※ 最大5行、全角250文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。
10. 備考
※ 最大3行、全角150文字まで。超過した入力は印刷されないことがあります。

入力補助機能

No	項目	説明
1	「他の建築主、設置者又は築造主」を入力	建築主（設置者又は築造主）を追加する場合は、「「他の建築主、設置者又は築造主」を入力」ボタン、または「他の建築主、設置者又は築造主」タブをクリックします。 代表の建築主（設置者又は築造主）を含め、最大 99 名まで入力可能です。
2	検査機関	「確認済証を当機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後に「第 ERI-」「号」のラベルがそれぞれ表示され、「確認済証交付者」に初期値として弊社会社名および代表者名が表示されます。 また、「確認済証交付年月日」を入力すると、その年月日に応じた代表者名が「確認済証交付者」に表示されます。 「確認済証を他機関から受けた」を選択した場合、「確認済証番号」の入力欄の前後は何も表示されません。また、「確認済証交付者」に入力済みの内容がある場合はクリアされます。
3	交付者について	「交付者について」をクリックすると、確認済証交付年月日に応じた確認済証交付者の代表者名を確認できます。
4	敷地の位置	第一面「仮使用認定を申請する建築物等」で以下のいずれかが選択されている場合にのみ入力可能です。 ・建築物 ・工作物（昇降機） ・工作物（法第 88 条第１項） ・工作物（法第 88 条第２項）
5	「地名地番」を「住居表示」にコピー	「地名番地」欄の都道府県、市区郡、区町村が「住居表示」欄にコピーされます。
6	設置する建築物又は工作物	第一面「仮使用認定を申請する建築物等」で以下のいずれかが選択されている場合にのみ入力可能です。 ・建築設備（昇降機） ・建築設備（昇降機以外）

・「他の建築主、設置者又は築造主」等、別画面で追加入力を行う画面は、「番号」ボタンをクリックすることで入力欄を切り替えます。
・画面内に入力がある番号は、太字で表示されます。
・「「代表となる○○」の内容をコピー」ボタンをクリックすることで、呼び出し元の情報をコピーすることができます。
・「○○の一括消去」ボタンをクリックすると、全ての番号の入力内容を消去します。



・前回申請書からのコピー機能で、対象となる申請書に申請日がない場合、または申請日が同一の申請書が複数存在している場合は、作成日が最新の申請書からコピーされます。

第3部　申請書の管理

3.1. 申請書の選択

物件検索画面にて任意の条件を指定して物件を検索し、物件ごとの「申請書一覧」から申請書を選択します。

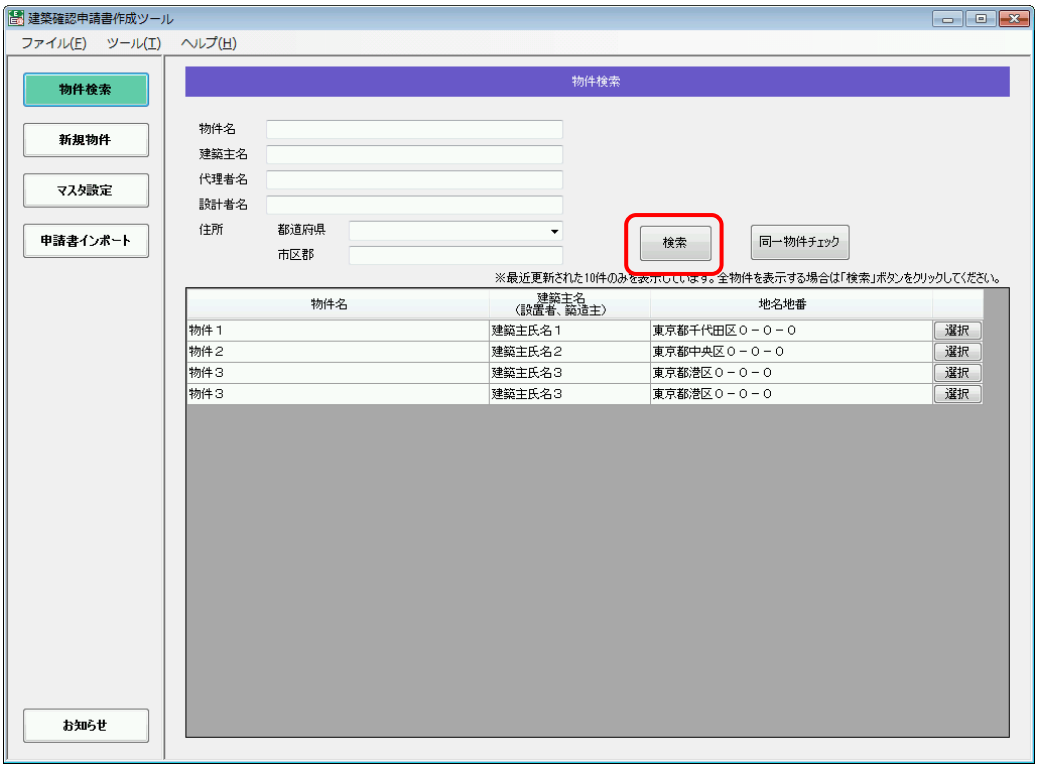
3.1.1. 物件の検索を行う

1. メインメニューの「物件検索」ボタンをクリックします。

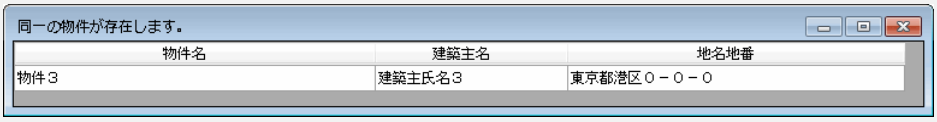


- 画面表示時は、物件情報の最終更新日が新しい順に、最大 10 件の物件情報が表示されます。
- 「申請書一覧」画面から「物件検索に戻る」ボタンで「物件検索」画面が表示された場合は、「申請書一覧」画面を表示する前の検索条件が復元されます。

2. 検索条件を入力し、「検索」ボタンをクリックします。



- 物件名は、各物件の物件名称との部分一致検索となります。その他項目は、物件に含まれる各申請書情報の当該項目との部分一致検索となります（都道府県を除く）。
- 検索結果は、条件に当てはまるすべての物件が表示されます。
- 建築主名および地名地番の表示は、物件に含まれる申請書の中で更新日が最も新しいものが表示されます。
- 同一物件チェックボタンをクリックすると、同一名称の物件が複数ある場合に、別ダイアログに該当の物件を表示します。

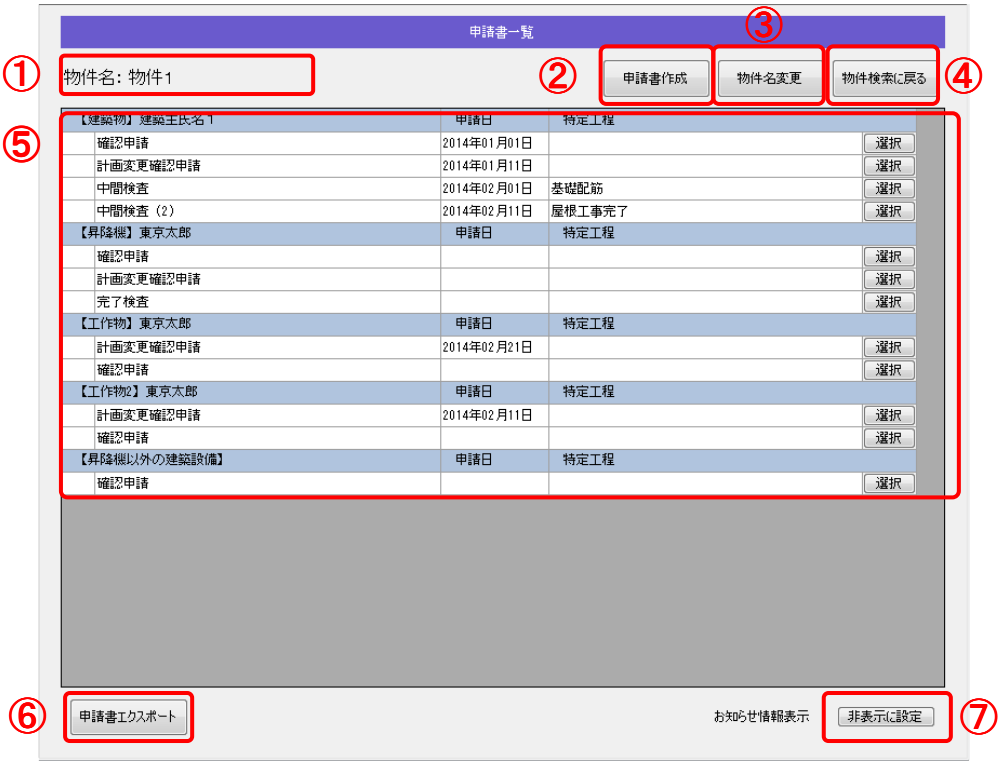


3. 物件の「選択」ボタンをクリックすることで、物件ごとの「申請書一覧」画面が表示されます。



3.1.2. 申請書を管理する

申請書一覧から行える各機能について記載します。



入力補助機能・操作項目

No	項目	説明
1	物件名	現在表示している物件の物件名が表示されます。
2	申請書作成	「申請書新規作成」ダイアログが表示されます。 現在表示している物件に申請書が追加されます。
3	物件名変更	「物件名変更」ダイアログが表示されます。 現在表示している物件の物件名を変更します。
4	物件検索に戻る	「物件検索」画面が表示されます。
5	申請書一覧	区分ごとに、申請書が申請日の古い順に表示されます。 一覧には、「申請書」、「申請日」、「特定工程」が表示されます。
6	申請書エクスポート	申請書のエクスポートを行います。
7	お知らせ情報表示	現在表示している物件を「お知らせ」画面で表示対象とするかどうかを切り替えます。



・ 申請日のない申請書は、作成日の古い順に表示されます。
・ 申請書一覧の「特定工程」は、申請書が「中間検査申請書」もしくは「特定工程工事終了通知書」の場合に表示されます。

第4部　マスタ設定

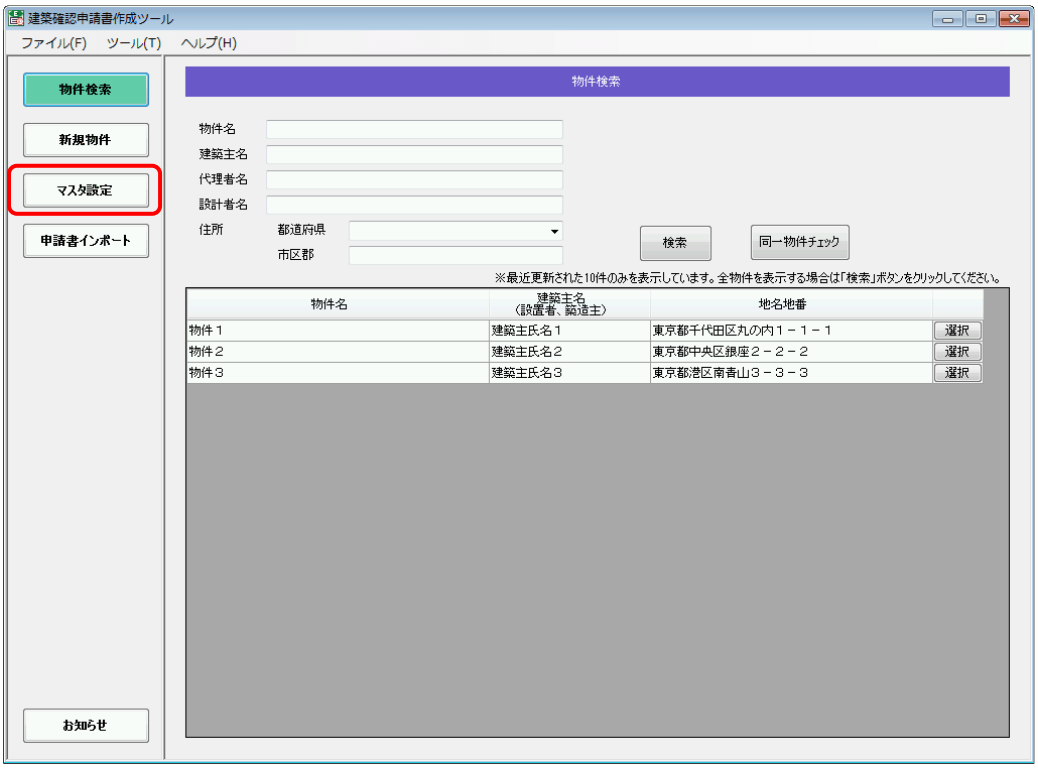
4.1. マスタ設定の概要

マスタ設定画面にて以下のマスタ情報の管理を行います。

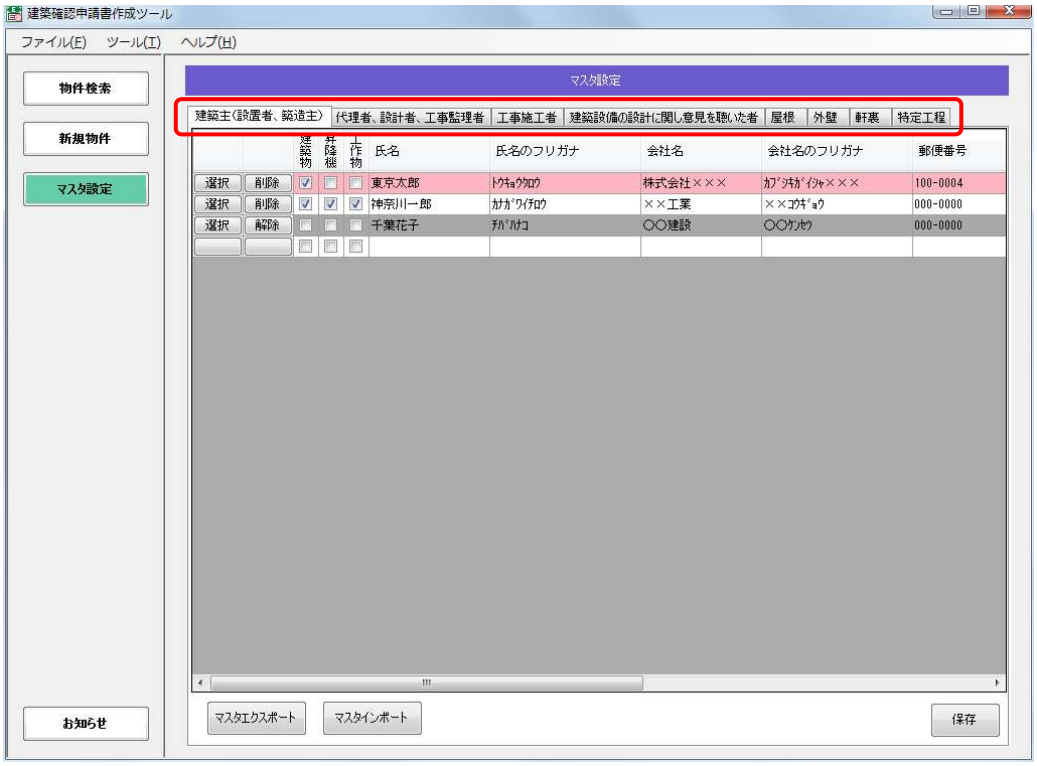
- 建築主（設置者、築造主）
- 代理者・設計者・工事監理者
- 工事施工者
- 建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴いた者
- その他の区域、地域、地区又は街区
- 建築設備の種類
- 屋根
- 外壁
- 軒裏
- 特定工程

4.1.1. マスタ設定を行う

1. メインメニューの「マスタ設定」ボタンをクリックします。



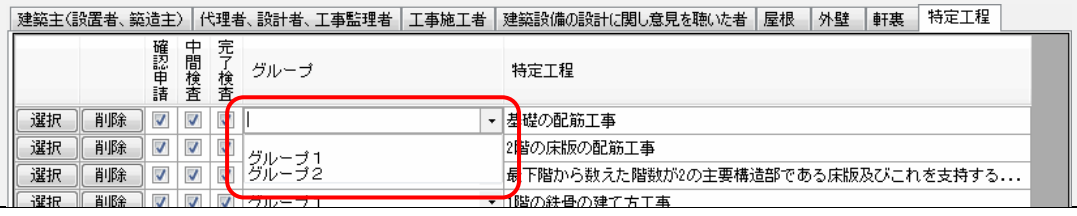
2. 登録を行うマスタ情報のタブを選択し、各項目を入力します。
編集行はピンク、削除行はグレーで表示されます。
マスタを利用する区分にチェックを付けます。



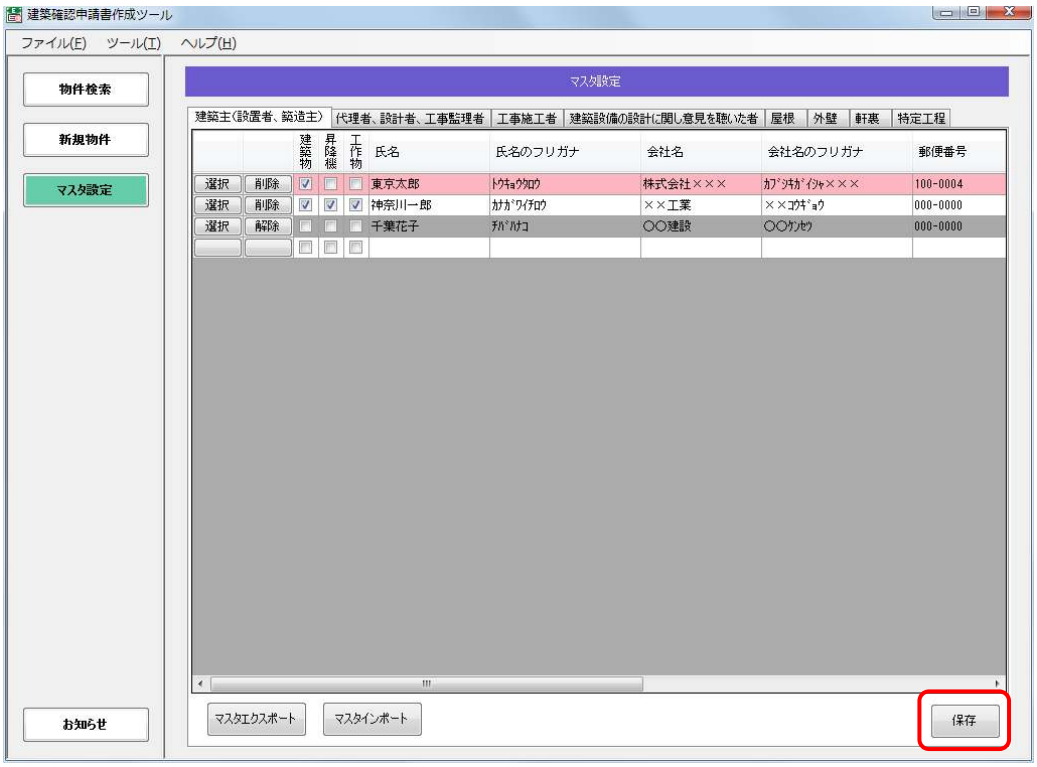
- 「建築主（設置者、築造主）」、「代理者・設計者・工事監理者」、「工事施工者」マスタ利用対象には、以下の区分があります。
 - 建築物：区分が「建築物」で使用
 - 昇降機：区分が「昇降機」または「昇降機以外の建築設備」で使用
 - 工作物：区分が「工作物」または「工作物 2」で使用
- 「建築設備の設計に関し意見を聴いた者」「その他の区域、地域、地区又は街区」「建築設備の種類」「屋根」「外壁」「軒裏」のマスタ利用対象は、建築物のみです。
- 「特定工程」マスタ利用対象には、以下の区分があります。
 - 確認申請：申請書が「確認申請書」「計画変更確認申請書」「計画通知書」「計画変更通知書」で使用
 - 中間検査：申請書が「中間検査申請書」「特定工程工事終了通知書」で使用
 - 完了検査：申請書が「完了検査申請書」「工事完了通知書」で使用
- 「選択」ボタンをクリックすることで、「マスタ登録」ダイアログからの編集も可能です。入力完了後、「適用」ボタンをクリックしてください。



- 「特定工程」マスタは、グループを設定することで、申請書作成時にグループを指定して特定工程の選択ができるようになります。



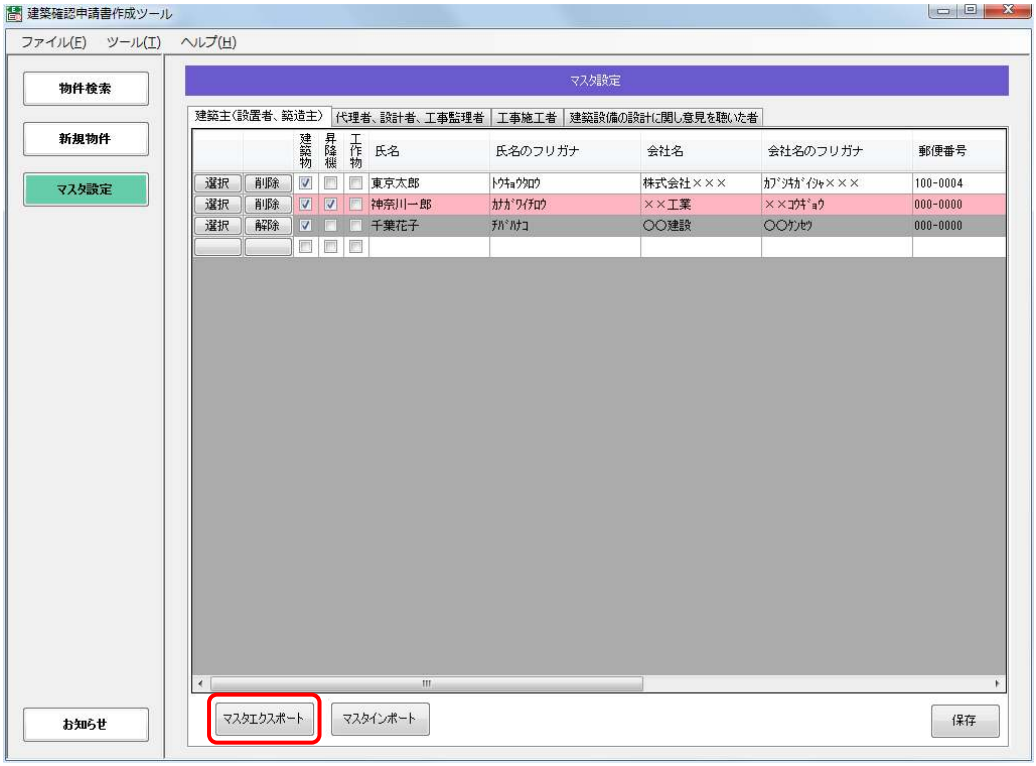
3. 入力を終えたら「保存」ボタンをクリックして、マスタデータを保存します。



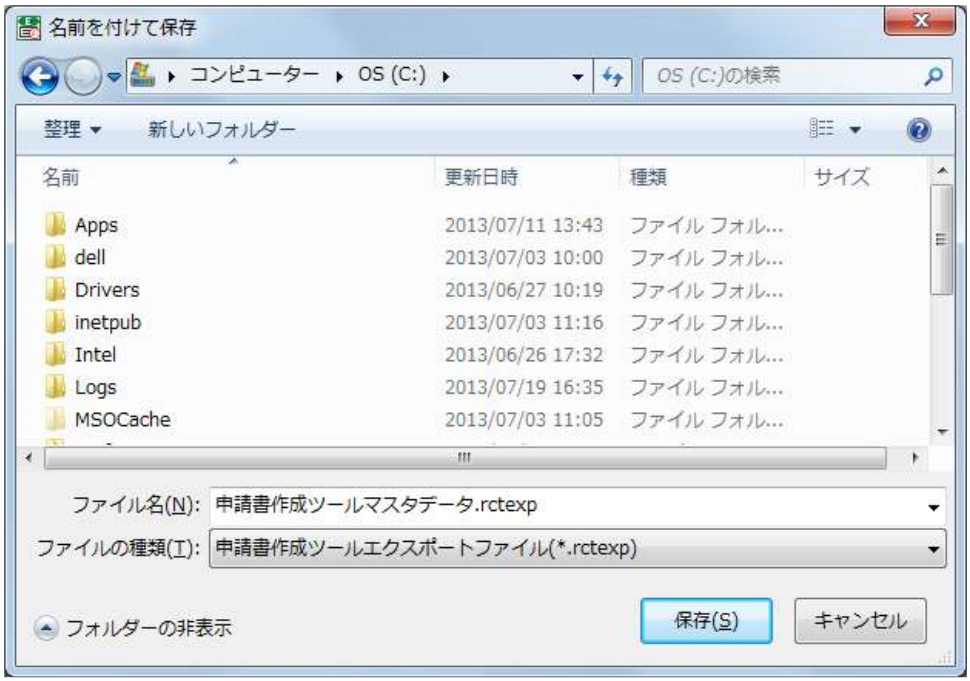
・ マスタ設定の各タブの保存は、個別に行われます。
入力途中でタブ移動を行った場合、未保存の内容はすべて破棄されます。

4.1.2. マスタエクスポートを行う

1. マスタ設定画面の「マスタエクスポート」ボタンをクリックします。

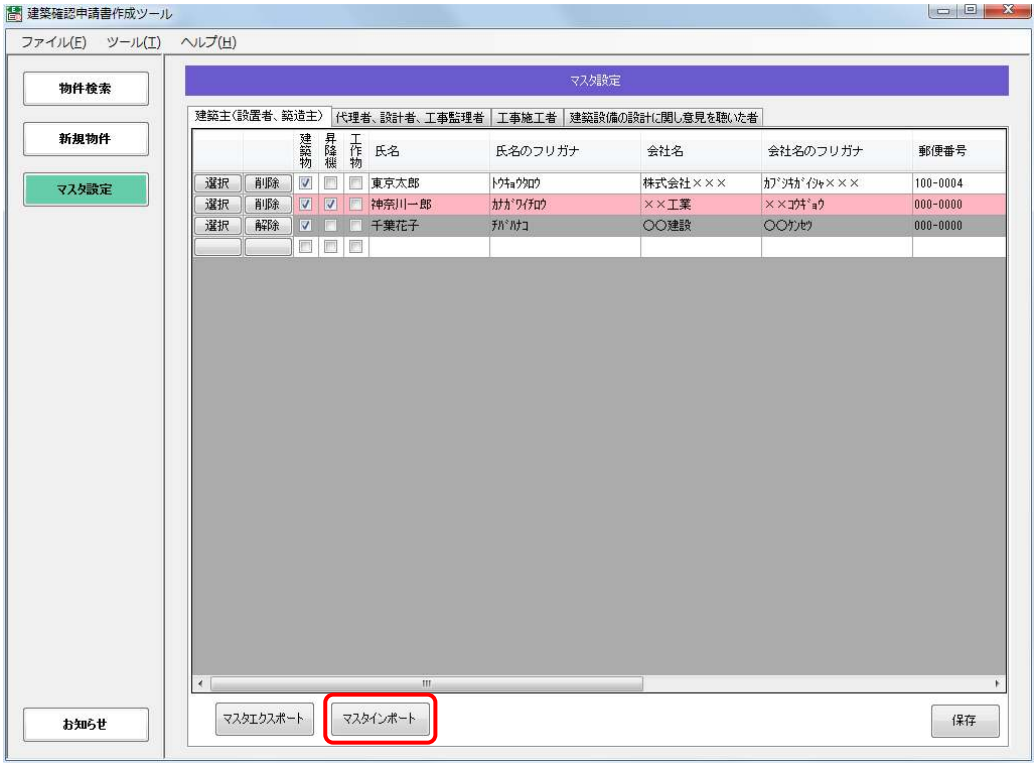


2. 名前を付けて保存ダイアログが表示されます。
任意のファイル名を入力し、「保存」ボタンをクリックします。

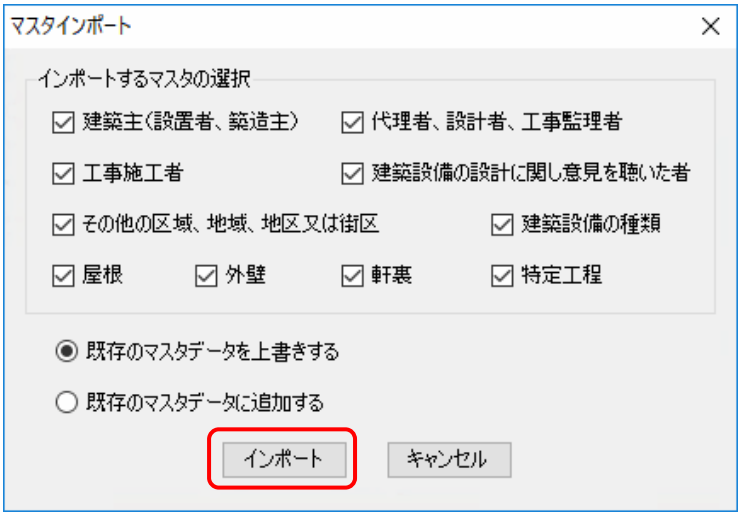


4.1.3. マスタインポートを行う

1. マスタ設定画面の「マスタインポート」ボタンをクリックします。



2. マスタインポートダイアログが表示されます。
インポートするマスタの種類、インポート形式を選択し、「インポート」ボタンをクリックします。



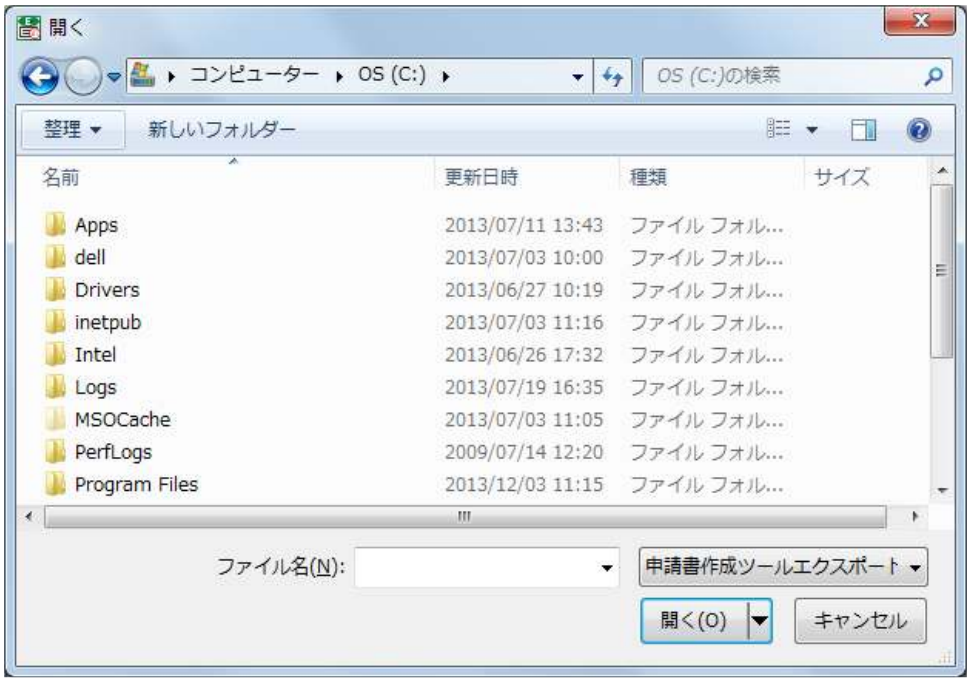
入力補助機能・操作項目

項目	説明
インポートするマスタの選択	インポートするマスタの種類を選択します。
インポート形式	既存のマスタデータを上書きするか、既存のマスタデータに追加するかを選択します。

- 省エネ計画書作成ツールでエクスポートしたマスタデータを、本ツールにインポートすることが可能です。

- 既存のマスタデータに追加する場合、同一のマスタデータが既に存在する場合でも重複チェックは行われません。

3. ファイル選択ダイアログが表示されます。
取り込みを行うマスタデータファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします。



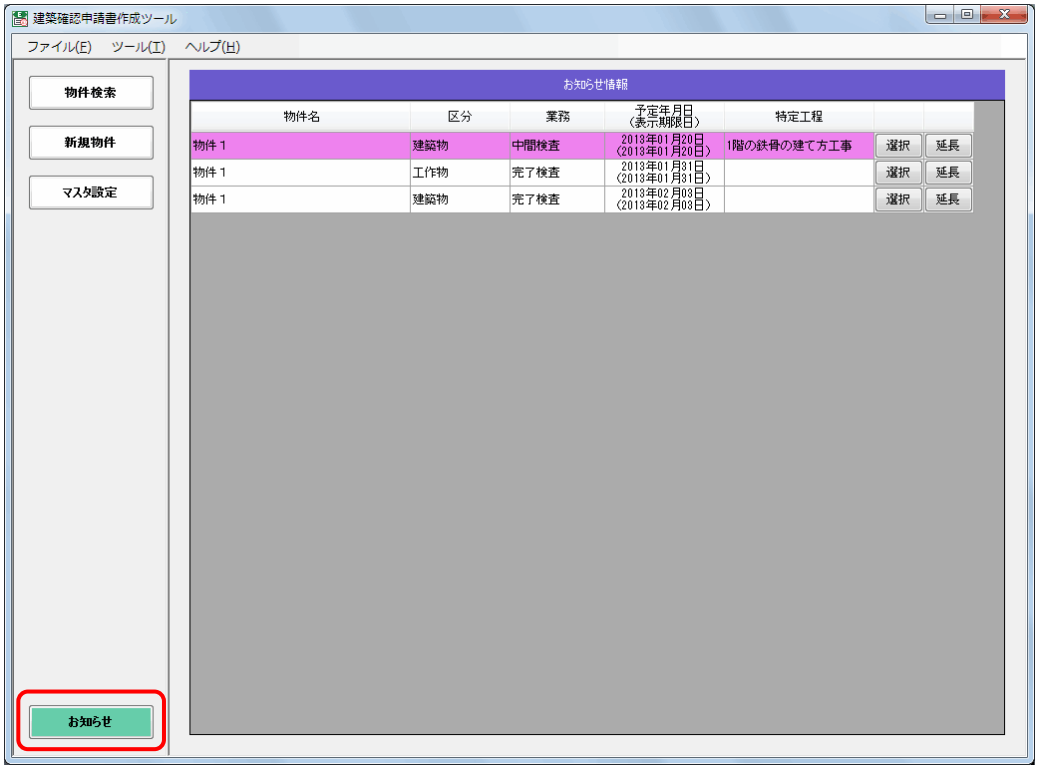
第5部　お知らせ情報の表示

5.1. お知らせ情報の表示

お知らせ画面にて申請書の予定年月日の確認や表示期限日の延長を行います。

5.1.1. 「お知らせ」画面を表示する

1. メインメニューの「お知らせ」ボタンをクリックします。

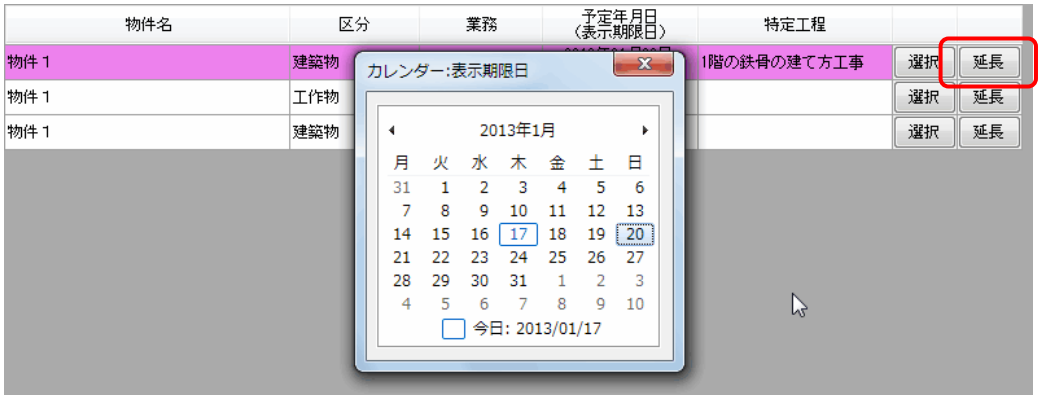


- 強調表示期間内の申請書がある場合、「お知らせ」ボタンの背景はピンクで表示されます。
- システムの初期状態では、表示対象期間および強調表示期間は以下となります。
 - 表示対象期間：本日を含まない 30 日以内
 - 強調表示期間：本日を含まない 7 日以内
- 表示対象期間および強調表示期間は、ユーザー側での設定が可能です。詳細は、本マニュアルの「1.5.4　お知らせ表示設定」を確認してください。

2. 予定年月日の古いものから順に表示されます。「特定工程」は、「業務」が中間検査の場合にのみ表示されます。
「選択」ボタンをクリックすることで、選択した物件の「申請書一覧」画面が表示されます。



3. 表示期限日を延長する場合、「延長」ボタンをクリックすることでカレンダーが表示されるので、任意の日付を選択します。



- お知らせに表示される「業務」は、以下の 2 種類です。
 - 中間検査：確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書の「第三面/17. 特定工程工事終了予定年月日」に入力した内容および「他の特定工程」タブに入力した内容
 - 完了検査：確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書の「第三面/16. 工事完了予定年月日」に入力した内容
- 同物件・同区分で複数の表示対象がある場合、申請日が最新の申請書の中間検査と完了検査の各 1 件が表示されます。

- 表示期限日を過ぎた検査予定は、自動的に削除されます。
- 表示期限を過ぎて削除されたお知らせ情報を再度表示したい場合は、対象の申請書の予定年月日を修正してください。

建築確認申請

申請書作成ツール

操作マニュアル

2026年10月9日　Ver 1.33